畜　第　６９６　号
令和２年 11 月９日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
岩手県農業共済組合長理事
岩手県動物薬品器材協会長
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について（通知）

このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、別添のとおり通知がありましたので、御了知おき下さいますようお願いします。

なお、本手引きについては、農林水産省ホームページに掲載されております。

（農林水産省ホームページ
ホーム ＞ 消費・安全 ＞ 家畜の病気を防ぐために（家畜衛生及び家畜の感染症について） ＞ 飼養衛生管理基準について
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html）

【　畜産課振興・衛生担当　（熊谷）　TEL019-629-5729　】

２消安第 2944 号
令和２年 10 月２日

岩手県農林水産部長　殿

農林水産省消費・安全局
動　物　衛　生　課　長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの策定について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

本年４月３日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和２年法律第 16 号）を踏まえ、６月 30 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）を含む家畜伝染病予防法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和２年農林水産省令第 46 号）が公布されました。

この新基準の内容に合わせ、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導に際して、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準の参考となるよう、他の家畜に先立ち、豚及びいのししに係る「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」を策定・公表していたところですが、今般、飼養衛生管理基準が規定された全ての家畜に係る手引きを別添のとおり策定しましたので、お知らせいたします。

なお、本通知の発出をもって「飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改訂について」（令和２年８月 18 日付け２消安第 2255 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）及び「飼養衛生管理基準の判断の指標について」（平成 29 年２月１日付け 28 消安第 4762 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）は廃止します。

つきましては、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願いいたします。

※　本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）
農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班　古庄、矢野
Email：siyoueiseikanri@maff.go.jp
ＴＥＬ：03-6744-7144

別添

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

（牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合）

令和２年 10 月１日

はじめに

平成 30 年９月以降の我が国での豚熱（CSF）の発生及びアジア地域におけるアフリカ豚熱（ASF）の発生拡大を受け、我が国の家畜防疫をより的確に実施する観点から、令和２年４月３日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和２年法律第 16 号）が公布されました。今回、法改正を踏まえ、飼養衛生管理基準の見直しを検討し、６月 30 日に新たな飼養衛生管理基準を含む家畜伝染病予防法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和２年農林水産省令第 46 号）が公布されたところです。

家畜伝染病予防法第 12 条の３に規定されている飼養衛生管理基準は、家畜の飼養に係る衛生管理の方法として家畜の所有者が守るべき基準です。基準の遵守に当たっては、日頃から家畜伝染病予防法に基づく検査や指導を行っている家畜防疫員が、農場ごとに異なる飼養衛生管理状況を的確に把握した上で、基準の趣旨を踏まえ、当該農場の飼養衛生管理が基準を満たしているかどうかを判断し、仮に、適切に遵守されていない場合には、農場の状況を踏まえた改善策を具体的に示し、指導することが求められます。

今般の飼養衛生管理基準の改正では、生産者及び関係者から寄せられた飼養衛生管理基準の各項目の意義が分からないとの声を受け、取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化し、それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目を分類しています。

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項
Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止
Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

Ⅰにおいては、家畜の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の当該基準が現場で徹底されるための取組等が規定され、Ⅱ～Ⅳにおいては具体的な防疫措置が規定されています。

本手引きは、飼養衛生管理基準の項目ごとに、その目的と判断基準を明示し、これを踏まえて家畜防疫員が的確に遵守状況を確認し、改善指導を行うことができるよう作成したものです。各都道府県において本手引きの内容が家畜防疫員に周知徹底され、家畜防疫員が的確な遵守状況の確認及び不遵守の場合の指導助言を行うことにより、発生予防及びまん延防止に万全を期すことを期待します。

令和２年 10 月１日

【目次】

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項 1

〔人に関する事項〕 1

１ 家畜の所有者の責務 1

２ 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 3

３ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 6

４ 記録の作成及び保管 10

５ 通報ルールの作成等 13

６ 獣医師等の健康管理指導 14

７ 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備 15

〔飼養環境に関する事項〕 17

８ 衛生管理区域の設定 17

９ 放牧制限の準備 20

10 埋却等の準備 21

11 愛玩動物の飼育禁止 23

〔家畜に関する事項〕 25

12 密飼いの防止 25

Ⅱ衛生管理区域への病原体の侵入防止 26

〔人に関する事項〕 26

13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 26

14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 33

15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 35

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 37

〔物品に関する事項〕 40

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 40

18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置.....43
19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置.....44
20 飲用水の給与.....45
21 安全な資材の利用.....46
〔家畜に関する事項〕.....47
22 家畜を導入する際の健康観察等.....47
Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止49
〔人に関する事項〕.....49
23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等.....49
24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒.....51
〔物品に関する事項〕.....53
25 器具の定期的な清掃又は消毒等.....53
26 畜舎外での病原体による汚染防止.....54
〔野生動物に関する事項〕.....55
27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管.....55
28 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止.....56
29 ねずみ及び害虫の駆除.....57
〔飼養環境に関する事項〕.....58
30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒.....58
31 畜舎等施設の清掃及び消毒.....60
〔家畜に関する事項〕.....61
32 毎日の健康観察.....61
Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止.....62
〔人に関する事項〕.....62
33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等.....62

〔物品に関する事項〕.....65
34 衛生管理区域から退出する車両の消毒.....65
35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等.....67
〔家畜に関する事項〕.....68
36 家畜の出荷又は移動時の健康観察.....68
37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止.....69
38 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止.....71

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊の場合）

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項

〔人に関する事項〕

1 家畜の所有者の責務 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

１．　本項目の目的

家畜の所有者は家畜防疫の最前線を担っており、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生すれば経営に影響を受ける当事者であるとともに、周囲へのまん延防止に努める責任を有する者となります。また、家畜の所有者以外の者が農場の管理を実質的に行っている場合には、家畜の所有者の責任の下で当該飼養衛生管理者に衛生管理の取組を実施させることを明示し、責任の所在を明確化しています。

２．　不遵守の判断基準

衛生管理に対する家畜の所有者の責務を理解しておらず、飼養衛生管理者を選任しない等、防疫体制の構築に努めていない場合、また、家畜の所有者以外を飼養衛生管理者としている場合にあっては、飼養衛生管理者に本基準の規定による防疫体制の構築に努めさせていない場合は、不遵守となります。

３．　参考情報

（１）畜産の各規制に関わる法律は、「家畜伝染病予防法」（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）のほか、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する

法律」（昭和 28 年法律第 35 号）、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律 138 号）、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 112 号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）、「化製場等に関する法律」（昭和 23 年法律第 140 号）、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号）、「獣医師法」（昭和 24 年法律第 186 号）、「牛海綿状脳症対策特別措置法」（平成 14 年法律第 70 号）等が挙げられます。

なお、本規定中にある「この項」とは、飼養衛生管理基準のうち牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊に係る全体を指しています。

（２）法第３条に規定する「管理者」と、法第 12 条の３の２に規定する「飼養衛生管理者」は制度上全く別のものであり、「飼養衛生管理者」制度の新設により、「管理者」の解釈や運用が変わるものではありません。したがって、これまで「管理者」に該当する者と整理していた者（例えば、定期報告の報告主体となっていた家畜の所有者以外の者）には、引き続き、法の規定が適用されます。「管理者」とは、施設の所有者や家畜の飼養者が該当し、罰則の適用もあり得る者であり、例えば、育成牛の預託先農場の所有者等が法第３条の管理者と解釈されます。「飼養衛生管理者」とは、家畜の所有者が、家畜を現に飼養する者のうち、衛生管理区域に出入りする者（従事者等）を管理するために選任した者です。

例えば、競走馬のように、①家畜の所有者、②飼養施設（厩舎）の所有者、③家畜の管理者（調教師）が異なるケースでは、施設に関する法の規定（第８条の２）は②の者に、家畜の管理に関する法の規定（第 12 条の３の２等）は③の者に適用することが適切と考えられます。

なお、実態として、「飼養衛生管理者」として選任された者と「管理者」が同一の者となることもありえます。

２ 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

１． 本項目の目的

農場の防疫体制の構築や家畜の衛生管理を適切に実施するためには、農林水産省や家畜保健衛生所から提供される家畜の伝染性疾病の発生状況、飼養衛生管理の適切な取組等に関する情報を踏まえ、自己点検により生産者自ら衛生管理の課題を確認し、維持向上に取り組む必要があります。

また、農場の飼養衛生管理状況は、家畜保健衛生所や担当の獣医師等と共有できるよう見える化を行うとともに、指導を受け、関係者一体となってその維持、向上に努めることが重要です。

２． 不遵守の判断基準

家畜防疫に関する最新情報の把握等がされており、本項目を遵守しているか確認するためには、以下の５点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）家畜保健衛生所から提供される情報を確認すること

特定家畜伝染病防疫指針において、国は、諸外国や OIE 等の国際機関との相互の情報交換を通じ、常に海外における最新の口蹄疫等の発生状況を把握し、必要に応じて都道府県等に情報提供を行い、都道府県は家畜保健衛生所を通じて、国から提供を受けた発生状況に関する情報について、速やかに、電子メール、ファクシミリ、電話、郵送等により全ての家畜の所有者等（家畜の所有者及び飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）に周知することとされています。このように提供された情報について、家畜の所有者等が確認しているか、家畜の所有者等に聞き取りを行うことが

必要です。家畜保健衛生所等から提供される情報について、受け取りを拒否したり、確認していなかったりすることが認められる場合には不遵守となります。

（２）家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること

上記（１）で家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認していれば、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧を行っていなくても不遵守とはなりません。一方、家畜保健衛生所が提供する情報には、農林水産省が発信する情報以外にも地域の実情に応じた情報等が含まれるため、（１）で不遵守が認められる場合には、農林水産省のウェブサイトを閲覧していても本項目は不遵守となります。

（３）自らの農場の飼養衛生管理状況を定期的に点検し改善を図ること

上記（１）、（２）で把握した最新情報を踏まえ、直近の家畜衛生状況に応じた防疫体制となるよう点検、改善がなされていることが必要です。消毒設備や衛生管理区域の設定等に不備が生じている、疾病の発生状況等の変化に防疫体制が対応できていない等の状況において、それを改善しようとしない場合には不遵守となります。

（４）衛生管理区域及び衛生対策設備の設置箇所を明示した平面図を備えておくこと

家畜の所有者等は、日頃から農場の防疫体制を把握し、家畜保健衛生所の立入検査等の際に、平面図により分かりやすく説明する必要があります。防疫体制を把握していない場合及び衛生管理区域や衛生対策設備の設置箇所等を明示した平面図を備えていない場合は不遵守となります。

（５）家畜の所有者等は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するために家畜保健衛生所が行う指導等に従うこと

飼養衛生管理基準を遵守している家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理の高度化のために行う助言に従わないことをもって、不遵守とはなりませんが、

ア　家畜保健衛生所による立入りや検査を拒んだ場合（この場合の検査とは、法第５条や法第 51 条等の規定に基づく家畜保健衛生所の検査を意味しています。）

イ　飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の所有者等に対し、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善し、飼養衛生管理基準を遵守するよう求める家畜保健衛生所が行う指導に従わない場合

ウ　他の農場で飼養する家畜への家畜の伝染性疾病のまん延を防止するため、家畜保健衛生所が行う指導に従わない場合

には、不遵守となります。

3．　参考情報

家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧は、家畜の伝染性疾病の発生状況や留意点を把握するために有用です。また、「6 獣医師等の健康管理指導」の項で、担当の獣医師又は診療施設を定め、指導を受けることとされており、この指導を積極的に活用することも有用です。

３ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

（１）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

（２）海外渡航時及び帰国後の注意事項

（３）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起

（４）農場内への不適切な物品の持込みの禁止

（５）可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

（６）持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

（７）猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

（８）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

（９）農場における防疫のための更衣

（10）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

１．　本項目の目的

農場の防疫や家畜の衛生管理を実効性のあるものとするためには、飼養衛生管理に関する作業の手順を明確にし、家畜の所有者、従業員、外部事業者等、農場に立ち入る全ての者が適切な手順で作業を行う必要があります。そのため、従業員がおらず家畜の所有者のみで管理している農場においても、本項目を遵守してマニュアルを作成する必要があります。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の４点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）本項目の本文中に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること

マニュアルが規定する内容には、本文中に掲げる 10 点のうち該当する事項が含まれている必要があります。例えば、農場内へ持ち込むのに不適切な物品（飼養衛生管理基準に基づくもの以外に、当該農場のルールにより持ち込むことを禁止している物品を含む。）を規定していない場合は、不遵守となります。

また、農場の飼養衛生管理の手順を変更する場合は、事前にマニュアルを更新する必要があります。マニュアル作成後に野生動物の生息状況や疾病の発生状況、農場の周辺状況が変化し、マニュアルで規定する内容と実情が異なるようになった場合は、速やかにマニュアルを更新する必要があります。この更新作業が行われていない場合は、不遵守となります。

なお、マニュアルに規定すべき 10 点の事項は、それぞれ、本基準の他の項目で義務の内容が記載されており、マニュアルには当該義務内容を含める必要があります。例えば、愛玩動物について畜舎内のみでの飼育禁止と定めたマニュアルは、項目 11「愛玩動物の飼育禁止」で定める衛生管理区域内での飼育禁止の不遵守となるため、不適切です。

（2）マニュアル作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること

農林水産省が作成するマニュアルの記載例等を参考に、各農場の人の出入りや飼養管理方式等の実情に応じて科学的に適切なものとなるよう、作成過程で、獣医師等の専門家（担当の獣医師、家畜防疫員等）の意見を聞き、内容に反映させる必要があります。獣医師等の専門家から指摘があったにも関わらず、その内容を反映させていない場合は、不遵守となります。なお、農場ＨＡＣＣＰや畜産ＧＡＰの手順書を活用し、マニュアルの規定として引用することも可能です。

（3）従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう冊子の配布、看板の設置等の必要な措置を講ずること

マニュアルは、従事者及び外部事業者が随時参照し、常に遵守すべきものです。作成後、事務所の本棚の奥に保管されているだけで、従事者及び外部事業者の目に留まらないような場合、農場の誰もがどこにあるのか答えられない場合は、本項目の不遵守となります。なお、冊子の配布は例示として記載しています。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守できるよう、実効性のある対応が確認できれば問題ありません。

（４）家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を農場従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

「2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践」の項に規定している、家畜の所有者等が把握すべき情報について、情報を把握した後、貼紙その他の手法により、従事者や外部事業者に周知する必要があります。関連情報について従業員等が認識できていない場合には、不遵守となります。貼紙等の周知が見られない場合、関連情報等について認識しているかどうかを従業員等に聞き取りを行うことも有効です。

３．　参考情報

（１）マニュアルの内容については、上記 10 点のうち該当する事項は最低限としてそのほか農場の実情に応じて必要となる防疫作業に関する手順を記載するよう指導してください。特に緊急性が高い、特定症状を発見した場合の通報ルール、連絡先、特定症状の発見を受けて取るべき具体的な防疫作業の手順等を記載することが推奨されます。

従事者や外部事業者にマニュアルの規定を遵守させるためには、可能な限り図や写真を使って見える化を行うことが有効です。例えば、更衣室における手指の洗浄及び消毒や着替えの手順について、写真や図を使って示すことにより、誰でも適切な手順で実施できるようになり、人為的なミスによる病原体の侵入の防止につながります。

なお、マニュアルの実効性を確保するために、農場や従業員等の状況の変化を踏まえて更新し続けることが重要です。更新する際も、初版の作成時と同様、獣医師等の専門家の意見を聞く必要があります。家畜保健衛生所からの指導があった場合は直ちにマニュアルへ反映し、従事者や外部事業者へ周知する必要があります。

（２）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項とは、当該農場の従事者が別の農場（衛生管理区域を別にしている農場）で作業した場合、その際に使用した衣類や靴の交換、車両の交換又は消毒をせずに当該農場での飼養管理を行うことを禁止するといった対応を想定しています。また狩猟を行った場合も

同様に狩猟に使用した衣類や靴の交換、車両の交換又は消毒をせずに当該農場での飼養管理を行うことを禁止するといった対応を想定しています。

（３）海外からの肉製品の持込みは、我が国に越境性の伝染性疾病を侵入させる主要な要因となります。海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に係る規則の遵守が徹底されるよう、家畜の所有者等からの外国人労働者等に対する注意喚起を促す意図で規定しています。

（４）事項（５）、（６）に記載している「工具」とは、外部事業者等が他農場等で使用したものを想定しています。また事項（６）に記載している「食品」とは、衛生管理区域内に持ち込んだ食品（特に肉製品）が誤って、家畜の口に入ったりすることを防止するために記載しています。

（５）手指、衣服、靴、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間とは、対象物品の分類ごとに、当該農場の作業体系で想定される有機物の付着量、温度条件、使用する消毒薬の用法・用量等を勘案し、病原体の低減効果が十分に得られる内容とします。例えば、長靴の交換時の消毒方法として、使用した長靴は、汚れを水洗いしながらブラシで落とした後に、内側も含めて全面を消毒薬に浸し、その後乾燥させるといった工程やそれぞれの工程の作用時間まで明記することを意図しています。マニュアルの作成指導に当たっては、各位の獣医学的知見のほか、必要に応じて「畜産分野の消毒ハンドブック（平成 31 年２月）（公益社団法人中央畜産会）」も参考としてください。

（６）野生動物の衛生管理区域への侵入防止の事項には、飼養衛生管理基準の規定によるもののほか、都道府県や地域、農場独自の取組を具体的な手順まで落とし込むものとしてください。

（７）農場での円滑なマニュアルの作成に当たっては、適宜、国作成のマニュアル例をひな形として活用しながら、農場ごとの取組を加筆し、作成後も随時改訂を続けていく対応をお願いします。

4 記録の作成及び保管

次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

（１）衛生管理区域（８に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

（２）従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称

（３）導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

（４）出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

（５）飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況

（６）家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

１．　本項目の目的

疾病発生時に早期に感染ルートを特定することを目的としています。また、記録及び保管させることにより衛生管理の意識を高めるとともに、消毒等の実効性を担保することも目的としています。

２．　不遵守の判断基準

記録を作成していない場合、１年間保存していない場合及び本項目に掲げられている情報が記録されていない場合には、不遵守となります。

このため、記録の保存状況を確認するとともに、家畜の所有者等に対し、必要な情報を必ず記録していることを確認することが必要です。個別の記録ごとの留意事項は以下のとおりです。

（１）衛生管理区域に立ち入った者に関する記録

記録の内容は、立入日、立ち入った者を特定するために必要な情報、立入りの目的、消毒の実施の有無、過去１週間以内に海外からの入国又は帰国した場合の滞在先の情報です。

これらを自ら記録させることにより、消毒等の実効性を担保し、また他の畜産関係施設等に立ち入った者や過去１週間以内に海外から入国又は帰国した者に立入制限の必要性をしっかりと確認させることとなります。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則（マニュアル）が策定されており、家畜防疫員が適切であると判断した場合は、当該記録は不要となります。

また、一日に複数回立ち入る場合はその都度記録する必要はありませんが、消毒については原則として出入りの都度を記録する必要があります。なお、契約書等により別途、実際に立ち入った者や日時が確認及び保管できる場合は、当該契約書等を以て記録とすることが可能です。

（２）従事者の海外への渡航に関する記録

記録の内容は、氏名その他の渡航者を特定するために必要な情報、渡航国又は地域名、滞在期間に加え、渡航中の畜産関係施設等への立入りの有無が必要です。

（３）家畜の導入に関する記録、（４）家畜の出荷や移動に関する記録

記録すべき頭数には、導入時に妊娠していた個体が導入後に分娩して増えた頭数も含みます。なお、これらの記録については、個体識別番号を記録することで対応することも可能です。

（５）家畜の頭数、月齢、異状、治療、投薬に関する記録

異状のある場合には、症状（年月日、頭数（死亡頭数を含む）、月齢を含む）、獣医師による診療結果、処置の状況の記録が必要です。

頭数、月齢、出生数については、少なくとも月に１度程度の適切な頻度で記録をします。記録を確認した際に、その時点で飼養している全ての家畜について頭数と月齢が把握できるような記録の方法である必要があります。

（６）農場指導の内容

家畜保健衛生所や担当の獣医師から農場指導があった場合は、随時記録する必要があります。指導内容について、文書によるものは保存、口頭によるものは書き留めをそれぞれ行った上で、飼養衛生管理マニュアルへ反映すべき内容は反映させ実効的なものとしてください。

5 通報ルールの作成等

大規模所有者は、飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

１．　本項目の目的

過去の事例において、発生が疑われる症状が確認されたにもかかわらず、社内での連絡を優先し、家畜保健衛生所への通報が遅れた事例があったことから、大規模所有者は、従業員が特定症状を発見した場合であっても、法第 13 条の２の規定に基づく特定症状発見時の獣医師又は家畜の所有者の届出義務と同様、当該従業員が家畜の所有者の許可や獣医師の確認を待つことなく、迅速に家畜保健衛生所に通報することをルール化するよう規定されたものです。なお、大規模農場以外でも、特定症状を発見した場合の通報ルール、連絡先、取るべき具体的な防疫作業の手順等を定めることが推奨されます。

２．　不遵守の判断基準

次の（１）及び（２）について実施していなければ、不遵守となります。

（１）従業員が、飼養家畜が特定症状を呈していることを発見した場合、家畜の所有者の許可を待たずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを内容とするルールが作成されていること

（２）通報ルールが全従業員に周知徹底されていること

３．　参考情報

家畜の所有者等に対し、通報を定めていることを聞き取り等により確認し、その内容が家畜の所有者の許可を待たずに直ちに通報する旨の記載があることを確認します。家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理マニュアル、貼り紙等その周知の具体的手法を聞き取り、現物を確認します。また、従業員に対し、通報ルール等を認識しているか聞き取りを行うことも有効です。

6 獣医師等の健康管理指導

農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

１．　本項目の目的

適切な防疫体制の維持及び家畜伝染病の早期発見・通報の観点から、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っている担当の獣医師又は診療施設を定めておく必要があります。

２．　不遵守の判断基準

担当の獣医師又は診療施設が定められていなければ不遵守となります。農業共済組合及びその指定又は委嘱の獣医師も指導可能です。さらに、民間獣医師の確保が困難な地域では、担当の獣医師を家畜保健衛生所の獣医師とすることも可能です。

また、当該獣医師又は診療施設から定期的に指導を受けていなければ不遵守となります。飼養衛生管理基準の遵守が不十分にもかかわらず、指導頻度が年１回未満である等、その頻度が著しく低く、定期的な指導を受けているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

３．　参考情報

（１）獣医師及び診療施設に対しては、家畜の所有者等への指導内容の告知を可能な限り文書で行うよう助言してください。

（２）家畜の所有者等に対しては、指導内容を可能な限り飼養衛生管理マニュアルや施設・設備の整備計画へ反映し、着実に実践することを助言してください。

7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備

家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる 14 及び 21 について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

１．　本項目の目的

家畜伝染病（家畜伝染病予防法に定める 28 疾病）の病原体が野生動物に感染し、家畜での発生リスクが高まっている場合には、そのリスクの高まりに応じて追加的な防疫措置を講ずる必要があります。なお、現在の対象疾病は、口蹄疫、豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）の３疾病としています。追加措置が必要となった際に迅速に対応できるよう、平時からその取組内容について理解しておくとともに、農場でどのように対応するか想定しておく必要があります。

２．　不遵守の判断基準

項目 14 及び 21 に対する家畜の所有者等の理解が不十分であり、当該農場の所在地が大臣指定地域に指定されたときに即座に対応できない状況にもかかわらず、今後の具体的な対応方針を持っていない場合は、不遵守となります。

３．　参考情報

大臣指定地域は、野生動物での感染が確認された場合に、確認されている家畜伝染病の性質及び同病に感染する動物の分布状況を総合的に判断した上で、農林水産省告示で示します。

対象地域の考え方は、①野生動物における対象疾病の感染状況、②農場周辺の環境要因（野生動物の生息状況、周辺農場数、家畜の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）、③農場の環境要因（感染区域との地域的つながり、農場の密度等）及び④発生農場の検査結果等を考慮し、病原体に感染した野生動物から家畜への感染のリスクが高い地域を、対象地域として決定します。（このため、野生動物の生息状況及び島しょ、都市部等の地理的要件を踏まえ、指定する必要がないと判断する市町村を除くことができます。）

なお、飼養衛生管理基準は畜種により４つに分類されており、それぞれが独立したものとなるため、大臣指定地域は畜種ごとに示すこととなります。このため、牛等について大臣指定地域が示された場合であっても、その他畜種に義務は生じません。

項目 14 及び 21 の該当部分は、大臣指定地域に指定された時点で遵守義務が生じますが、本項目は平時からの義務事項です。追加措置について、各農場でどのような対応を行うかを平時から想定し、準備しておくよう助言してください。

さらに、大臣指定地域が指定された際にはその旨を速やかに対象となった畜種の家畜の所有者等に伝達することが必要です。

〔飼養環境に関する事項〕

8 衛生管理区域の設定 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

１．　本項目の目的

衛生管理区域は、部外者の立入制限、出入口での消毒、衣服や靴の交換等の衛生管理を重点的に実施することにより、病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とし、家畜への病原体の侵入リスクを低減するために設定するものです。

２．　不遵守の判断基準

衛生管理区域が正しく設定されており、本項目が不遵守でないか確認するためには、以下の３点が満たされており、これらが平面図に明示されていることが必要です。

（１）衛生管理区域の範囲が正しく設定されていること

衛生管理区域は、以下の①～③の全てが網羅されていることが必要です。

① 家畜を飼養する畜舎、パドック、放牧場等

② 家畜に直接接触する物品の保管場所（飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎並びに清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の全ての施設等）。

ただし、飼料タンクから畜舎内までパイプラインを介して直接搬送させる場合は、当該飼料タンクを衛生管理区域外とすることが可能です。

③ 家畜に直接触れた者が消毒や衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲

確認に当たっては、従事者等の作業動線を聞き取り、設定されている衛生管理区域が網羅されていることを確認することが必要です。

他方、不特定多数の者が出入りのたびに消毒や衣服・靴の交換ができない場所（公道、生活居住区等）は、衛生管理区域の範囲に含めることはできません。

このため、農場と同じ敷地内にある住宅等の施設への行き来に際しては、原則、敷地内に衛生管理区域外としての専用の通路を設定すること等により、衛生管理区域を通過しないで済むようにする必要があります。なお、農場及び住宅等の出入口が１箇所しか設けられず、かつ、道が狭小である等、衛生管理区域外である住宅等の施設に行き来するために衛生管理区域を通過せざるを得ない場合は、項目 15、16、17、33 及び 34 に応じた対応をすることが必要です。

なお、採草地を衛生管理区域に設定する必要はありません。採草地を一定期間に限って放牧場として利用する場合は、期間を限定して衛生管理区域として設定することが可能です。この場合、平面図にもその旨を記載するか、又は随時更新する必要があります。

（２）衛生管理区域とそれ以外の区域の境界が明確に分かるように区分されていること

柵、塀等の物理的な障壁、崖等の自然の障壁のほか、ロープ、プランター、三角コーン又は消石灰帯等により、従事者等が明確に認識できるように区分されていることが必要です。

（３）出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の入出場の場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること

各出入口の必要性や、家畜、資材、死体等の入出場の場所を境界に設定できないかどうかについて確認し、不要な出入口があった場合は不遵守となります。

３．　参考情報

（１）従事者及び外部事業者の出入口の数や出入りの頻度が多ければ、その分、管理が困難になり、衛生管理区域への病原体の侵入リスクが高まると考えられます。例えば、家畜の搬入・搬出場所や堆肥、資材、死体等の保管場所が衛生管理区域の奥にある場合は、それらの場所へ移動する者が衛生管理区域内を頻繁に行き来

することにつながります。このため、衛生管理区域内に従事者、外部事業者等の車両を入れないための施設の配置が望ましいものとなります。

（２）本項目に記載している「畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。」については、同一の衛生管理区域内においても農場によっては、畜舎ごとの衣服の交換を行う場合も想定されるため、記載しています。

９ 放牧制限の準備 法第三十四条の規定に基づき放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

１．　本項目の目的

法第 34 条において、家畜伝染病のまん延防止のために都道府県知事が放牧を制限することができる旨が規定されています。

依然としてアジアでは口蹄疫の発生が継続している中で、野生動物対策をはじめとする飼養衛生管理が徹底できない場合、野生動物との接触の機会が増加し、家畜伝染病の発生リスクが高まることから、法第 34 条の放牧制限の発動に備え、家畜保健衛生所と協議の上、放牧していた家畜を収容できる避難用の設備の確保の準備や出荷又は移動の算段を事前につけておく必要があります。

「家畜を収容できる避難用の設備の確保」については、家畜の臨床観察や、頭数の確認（死亡家畜の確認）をしやすくするため、放牧場の一部に柵等による囲い（必ずしも天井面及び側面を覆う必要はありません。）を確保し、一定の区画に収容できるようにする必要があります。設備例として、柵による囲い込み設備やビニールハウス等が挙げられます。

２．　不遵守の判断基準

放牧を行っている農場が、避難用の設備の確保の準備（大臣指定地域以外に所在する農場においては、現物を保有していなくても、速やかに入手できるようしておくことの対応で可）をしていない場合又は、と畜場や移動先との調整等の取るべき対応の準備を進めていない場合には、不遵守となります。また、放牧の停止又は制限の命令があった際に、迅速に対応できなかった場合には本項目の不遵守となります。なお、収容できる避難用の設備が小さい場合にあっても、入りきらない家畜を全て出荷又は移動することにより対応することで問題ありません。

10 埋却等の準備

法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満二十四月以上のものに限る。）一頭当たり五平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

１．　本項目の目的

家畜の伝染性疾病の病原体に濃厚に汚染されている患畜及び疑似患畜の死体は、一般的に薬剤による消毒を行うことでは病原体の散逸を防止することが困難であるため、法第 21 条の規定に基づき、原則として焼却又は埋却することが求められており、埋却地の確保は、一義的に家畜の所有者が行うべきものとされています。

２．　不遵守の判断基準

埋却地の確保については、家畜の所有者が確保していない場合でも、都道府県、市町村等の土地を活用する調整が行われていれば、直ちに不遵守とはなりませんが、家畜の伝染性疾病の発生状況によっては埋却用地が必要となり防疫措置に支障が生じる可能性があることや、公平性の観点から、家畜の所有者自身が、速やかな埋却地の確保に努める必要があります。都道府県は、埋却地並びに焼却又は化製を行う事業者や場所の事前確保が十分ではない場合、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和２年７月１日農林水産大臣公表）第２章の第２の（７）の規定に基づき、家畜の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村、関係機関及び関係団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整等を行うとともに、移動方法及び移動ルートの決定並びに必要に応じて地域住民への説明等を行う必要があります。

このような措置を実施しても、家畜の所有者が協力しない等、家畜の所有者の責に帰すべき理由により、翌年の立入調査の際においても埋却地を確保しておらず、かつ、焼却又は化製のための準備措置が講じられていない場合は不遵守となります。

３．　参考情報

都道府県、市町村、関係機関及び関係団体と連携しても埋却可能な土地がない場合は、焼却施設又は化製処理施設が利用可能か検討することになります。焼却や化

製処理を行うに際しての、事業者や関係自治体との打合せや、周辺住民の承諾の取付けに向けた事前の話し合いが必要です。

盛土方式を用いる場合の埋却槽の作成方法については、「「家畜伝染病予防法に基づく焼却、埋却及び消毒の方法に関する留意事項の一部改正について」（令和２年２月 26 日付け元消安第 5374 号農林水産省消費・安全局長通知）」等を参考にしてください。

11 愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。

１．　本項目の目的

猫等の愛玩動物が飼養家畜との共通の感染症に感染し、接触伝播、小動物を介した機械的伝播等により、その病原体が広がる場合や、愛玩動物にとって非感受性である家畜の伝染性疾病の病原体が愛玩動物の体表や口腔内への付着、排せつ物への混入等を経て機械的に伝播する場合があるため、愛玩動物の衛生管理区域への持込みや衛生管理区域内での飼育はできません。

２．　不遵守の判断基準

衛生管理区域内へ家畜以外の飼育動物（番犬や飼い猫を含む。）を侵入させている場合及び衛生管理区域内で当該動物を飼育している場合は不遵守となります。ただし、区域外で給餌する等により当該動物が侵入しないよう対策を講じている場合を除きます。

また、使役犬（牧羊犬等）については、飼育場所を限定する等、機械的な伝播を防止する対策を講じた上で衛生管理区域内で飼育する場合は不遵守になりません。

なお、やむを得ず、農場と同じ敷地内にて衛生管理区域に入らないようリードにつなぎ飼育等する場合にあって、衛生管理区域外である飼育場所に行き来するために衛生管理区域を通過せざるを得ない場合は、必要に応じて、項目 18 と 35 に基づき肢の洗浄・消毒やケージに入れて通過させる等の衛生管理措置を講ずることが必要です。

３．　参考情報

野生動物の侵入防止については、犬等の飼育ではなく、防護柵の設置等の方法により対策してください。

また、飼育場所が現に衛生管理区域内にある場合、自宅や他の場所に飼育場所を変更するか、衛生管理区域の設定を工夫して飼育場所を衛生管理区域外とする必要があります。

なお、本規定は現在飼育している愛玩動物の飼育自体を否定するものではありません。指導に当たっては、愛玩動物の遺棄や飼育放棄、保健所への引取り依頼等がなされないよう、対応してください。

〔家畜に関する事項〕

12 密飼いの防止 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

1． 本項目の目的

家畜を飼養する際、健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養してはいけません。家畜にストレスを感じさせるほどの過密な状態で飼養することは、家畜の免疫力の低下を招きます。この結果、個体レベルでの感染防御レベルを低下させてしまい、家畜の伝染性疾病の感染リスクを上昇させることへと繋がってしまいます。

このため、家畜の健康に悪影響を及ぼさない密度にて飼養管理する必要があります。なお、飼養密度の目安としては、畜産技術協会が作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した肉用牛の飼養管理指針」及び「アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛の飼養管理指針」に規定されている数値を参考としてください。

2． 不遵守の判断基準

飼養される品種等によっても変動しますが、家畜が横になったり、立ち上がったりする場合には、前肢（膝）に体重がかかり、前後に動かす行為が行われるため、充分なスペースを確保することが必要であり、家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で飼養する場合、不遵守となります。

飼養される家畜の品種（系統）や体重、畜舎の構造、換気の状態、飼養方式や家畜をよく観察し、飼養スペースが適当であるか、飼養頭数及び畜舎の面積により判断することが必要です。

3． 参考情報

アニマルウェルフェアに対する考え方については、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について（令和２年３月 16 日付け元生畜第1897号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）」等を参考にしてください。

Ⅱ衛生管理区域への病原体の侵入防止

〔人に関する事項〕

13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

１．　本項目の目的

衛生管理区域を病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とするためには、必要のない者をむやみに立ち入らせないことが必要です。その具体的措置として、①必要のない者が家畜の所有者等の許可なく立ち入ることがないよう出入口の数を必要最小限とする（項目８において規定）ことに加え、本項目において②家畜の所有者等は必要がない者が立ち入らないようにし、仮に立ち入る場合であっても家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置等により、そのことを不特定多数の者に知らしめることを規定しています。

ただし、上記を厳格に適用することがそもそも困難な観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設については、出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、例外としています。

２．　不遵守の判断基準

本項目が不遵守でないか確認するためには、以下の２点が満たされていることが必要です。

（１）出入口で明確な立入制限がされている（出入口の数が必要最小限である）こと

衛生管理区域が家畜の所有者等及び従業員以外の者が明確に立入りが制限されていることを認識できる状態になっていることが必要です。このため、出入り可能な

状態であるにもかかわらず、立入りが制限されていることを認識できないと認められる場合は、不遵守となります。

なお、作業動線上不要な出入口があったり、物理的に衛生管理区域が区分されておらず、出入りが可能なところがあったりするからといって直ちに不遵守になるわけではありませんが、看板の設置等を行わず、立入りが制限されていることが家畜の所有者等以外の者に認識されないような状態になっている場合は不遵守となります。

また、看板の設置等が行われている場合であっても、衛生管理区域への家畜の所有者及び従業員以外の立入りが制限されていること並びに家畜の所有者等の許可を得て立ち入る場合であっても許可なく家畜に接触しないことが明確になっていない場合には、その内容を改善するよう助言してください。

（２）観光牧場その他不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設の場合、それらの者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認しておくこと

当該規則には、①衛生管理区域の設定、②入場者への協力依頼、③入退車両の消毒、④入退場者の消毒、⑤家畜の健康観察、⑥異状確認時の通報ルールの作成等の内容が含まれていることが必要です。

これら病原体の持込み及び持出しを防止するための規則を作成しない、又は作成していても①～⑥が満たされていない場合は不遵守となります。

３．　参考情報

観光牧場等における病原体の持込み及び持出しを防止するための規則の作成について

（１）病原体の持込み及び持出しを防止するための規則を作成する必要性

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のためには、衛生管理区域への必要のない者の立入りを制限することが重要です。しかしながら、観光牧場等は、動物の見学、ふれあい体験等を目的としており、立入りを制限することは困難です。

このため、飼養衛生管理基準に定められた、衛生管理区域への不特定かつ多数の者の立入りの制限及び立入者の記録の作成・保管については、その代替措置として、出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成することが義務付けられています。

（２）規則の内容

(ア)　衛生管理区域の設定

① 場内を衛生管理区域※1とそれ以外の区域に分ける。

② 衛生管理区域の中に、来場者が入場可能な区域（ふれあい広場、見学可能な畜舎等家畜と接触する場所を含むエリア。以下「入場可能区域」という。）がある場合には、関係者以外立入禁止の区域（ふれあいに供しない家畜の飼養エリア。以下「立入禁止区域」という。））と分ける。かつ、入場可能区域で飼養する家畜と立入禁止区域で飼養する家畜は直接接触しないよう飼養場所を明確に分ける。

※1 家畜を飼養する場所、畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫等、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいう。

【記載例】

図〇のとおり、衛生管理区域を設定する。また、衛生管理区域を入場可能区域と立入禁止区域に区分する。

(イ)　入場者への協力依頼

① 口頭、場内放送、パンフレット、ウェブサイト等により、家畜の伝染性疾病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。

② 原則、入国又は帰国後１週間以内での入場を拒否している旨を周知する。

③ 入場ゲート付近、入場可能区域では、立て看板等により、靴の消毒及び手指の洗浄・消毒の実施並びに肉製品を含む食品の持込禁止を依頼する旨を周知する。

④ 立入禁止区域では、立て看板等により、部外者の立入を禁止する旨を周知する。

＊場内放送、パンフレット、ウェブサイト、看板等による周知は入場者の国籍を考慮し複数の言語により行うようにしてください。。

【記載例】

場内放送、パンフレット、ウェブサイト等により、家畜伝染病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。また、家畜とのふれあい体験時には、実施前に家畜伝染病の発生予防について十分説明して、消毒への協力を求める。

(ウ) 入場車両の消毒

① 来場者用の駐車場は、衛生管理区域外に設置する。衛生管理区域外に駐車する車両は、消毒を必要とはしない。

② 衛生管理区域内に入場する車両については、飼養衛生管理基準及び本手引きに従って消毒を行う。

(エ) 入場者の消毒

① 衛生管理区域内の入場可能区域の出入口では、消毒マット等の靴の消毒設備を設置する。

② 家畜と接触する前後に手指の洗浄・消毒を実施するための、手洗い設備・手指消毒液を設置する。

【記載例】

1 入場ゲートにおける措置

・靴の消毒、手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。

・来場者の車は、衛生管理区域外にある来場者用駐車場に駐車し、やむを得ず、衛生管理区域内に入場する車両については、動力噴霧器により消毒を行う。

2 入場可能区域における措置

・靴の消毒、家畜の接触前後における手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。看板の設置場所は図〇のとおり。

・出入口に靴底を消毒するための消毒マットや踏込消毒槽等を設置する。
１日〇回消毒液の点検を行い、不備がある場合は補充を行う。

・ふれあい広場では、ふれあいをする人が出入りするための扉を設置する。

・手洗い場の設置箇所は図〇のとおり。手洗い場には、手指洗浄液及び消毒用アルコールを設置し、毎朝補充する。

・週〇回程度、噴霧式消毒器等にて畜舎を消毒する。

3 立入禁止区域における措置

・出入口に、訪問者の立入りを制限する旨を周知する立て看板を設置する。

(オ)　家畜の健康観察の実施

① 定期的に診療、健康管理の指導等を行う担当の獣医師又は診療施設を確保する。

② 毎日、家畜の健康状態を確認する。具体的には、活力、食欲、排せつの状況や発熱、鼻汁、流涎等の異状の有無の確認であり、その際、口蹄疫の特定症状を念頭において観察する。

③ ふれあいで使用した家畜をふれあいに供しない群に戻す場合は、家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにする。

【記載例】

・毎日、家畜の健康状態を確認する。

・ふれあいで使用した家畜は、１週間以上、他の家畜から隔離して飼養する。その後、異状がないことを確認してから、群に戻す。

(カ)　異状確認時の通報ルールの作成

① 家畜の異状確認時の通報ルールを作成し、これを全従業員に周知徹底する（周知の方法としては、講習会の開催、ルールの内容をポスターにして掲示すること等）。場内の連絡ルートを明確にしておくとともに、担当の獣医師又は診療所、管轄の家畜保健衛生所の連絡先も把握しておく。

② 家畜に異状がある場合は、担当の獣医師又は診療施設に連絡する。

口蹄疫※2を疑う場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報する。

※2　口蹄疫を疑う症状

a) 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

b) 同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

c) 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（１つの畜房につき１頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の２日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

③ 近隣又は場内で家畜の伝染性疾病が発生した場合に備え、疾病の種類及び発生地域との距離等を踏まえた段階的な防疫措置を想定しておくことが望ましい。

【記載例】

・家畜の異状を発見した者は、牧場長に連絡し、〇〇診療所（XXX-XXX-XXXX）に診療を依頼する。

・口蹄疫を疑う症状を発見した者は、直ちに〇〇県〇〇家畜保健衛所（XXX-XXX-XXXX）及び牧場長に連絡するとともに、家畜保健衛生所の指示・指導に従う。

・国内／県内／場内で家畜伝染病（口蹄疫）が発生している場合、
家畜保健衛生所の指示・指導を受けた上で、
第１段階：（国内（県内及び周辺県を除く）で発生した場合）
衛生管理区域の消毒を徹底し、ふれあい体験の中止を検討する。
第２段階：（周辺県で発生した場合）
放牧・畜舎見学を中止し、入場可能地域で家畜を飼養しない。
第３段階：（場内或いは県内で発生した場合）
衛生管理区域への牧場関係者以外の立入りを禁止する。

(キ) その他

そのほかに、団体予約受付時のルールの説明（入場前の講習会の実施等）、海外からの入国者への対応等（外国語でのルール説明、外国語のパンフレットの作成等）、牧場独自に実施している防疫措置があれば記載する。

【記載例】

・団体による見学又はふれあい体験の予約受付時には、靴及び手指の消毒の徹底

等、家畜伝染病の発生予防のための措置への協力を依頼する。

・搾乳体験及び動物ふれあい体験については、体験申込みの際に体験者の渡航歴を確認し、過去１週間以内に海外から入国（帰国）していた場合は、体験をお断りする。

（３）留意事項

(ア)　衛生管理区域に入場する者の更衣・靴の履替え、海外渡航者・他の畜産関係施設入場者・大臣指定地域に立ち入った者の入場制限、他の畜産関係施設等で使用した物品の洗浄・消毒、海外で使用した衣服等の持込制限については、上記（２）（イ）のように、入場者に防疫対策の周知を図り協力を求めることにより、入場者に対する措置に代えて差し支えない。

(イ)　立入禁止区域については、飼養衛生管理基準に従って対応する。

(ウ)　上記記載例は規則の一例であるので、場内の配置、設備、組織体制等を考慮して、各牧場に応じた規則を作成する。

14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置
当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

１．　本項目の目的

同日に他の農場や大臣指定地域に立ち入った者、過去１週間以内に海外から入国した者を衛生管理区域に立ち入らせることは、衛生管理区域内に家畜の伝染性疾病の病原体を侵入させるリスクとなります。このため、このような条件に該当する者は、衛生管理区域に立ち入ることが必要な獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者（※）を除き、原則として衛生管理区域に立ち入らせないようにする必要があります。

ただし、上記条件に該当するものの、どうしても立ち入る必要がある場合には、入浴し、専用の衣服及び靴への着替え等の適切な防疫措置を講ずれば、この限りではありません。なお、立ち入る必要がある場合とは、資材の搬出入や施設・設備等の修繕等、飼養管理上どうしても必要な場合のことを指します。

※業務を円滑に行う上での必要性及び家畜衛生対策に関する正しい理解を前提として立ち入りを可能としています。したがって、平時から家畜衛生対策に関する情報を把握するよう努め、各農場の飼養衛生管理マニュアルに沿って正しい方法で更衣、消毒等を実施する必要があります。

２．　不遵守の判断基準

（１）当日に他の畜産関係施設や大臣指定地域に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）又は過去１週間以内に海外から入国した者と知り得ていながら、別日での対応が可能である、立ち入らなくても写真、映像等で知りたい事柄を確認できる等、必ずしも立ち入る必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内に立ち入らせていた場合、不遵守となります。と畜場や化製場から戻ってきた従事者も直接農場に戻らず、自宅等でシャワーを浴びてから農場に戻るよう助言してください。

（２）家畜の所有者等に対し、衛生管理区域に立ち入る者について、当日の他の畜産関係施設や大臣指定地域への立入りや過去１週間以内の海外からの入国がないことを確実に確認しているか聞き取ることが必要です。確認が行われていない場合は、不遵守となります。

　また、明らかに立ち入る必要がない者を立ち入らせていると認められた場合は不遵守となりますが、まずは必要性を十分考慮するよう助言してください。

15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

１．　本項目の目的

家畜が飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾病を持ち込むことを防止するため、区域内に立ち入る者について、手指の洗浄及び消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①衛生管理区域に立ち入る者のための消毒設備を設置すること、②立ち入る者に当該設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせることを規定しています。ただし、立ち入る者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をすることでも問題はありません。

なお、本項目で規定している消毒設備は、衛生管理区域の入口と出口が同じ場所である場合は、項目 33 で規定している退出する者が利用する消毒設備と同じもので問題ありません。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の入口付近に立ち入る者のための消毒設備を設置していること

衛生管理区域の入口において、同区域を出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、原則不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、入口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、

代替措置として立ち入る者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該設備を確実に利用し、確実に消毒させる必要があります。これらの代替措置を実施していない場合は不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

ただし、衛生管理区域の入口で専用の手袋を着用し、衛生管理区域内において取り外さなければ、消毒設備がなく、手指の洗浄及び消毒を実施しなくてもも問題はありません。

（２）衛生管理区域内に入る際に（１）の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

区域内に立ち入る者が立ち入る際に家畜の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して手指の洗浄及び消毒を実施していなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取ることが必要です。

なお、項目４に規定する記録において、消毒実施の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）に接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から降車しないような事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合（例えば、区域内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しないような事例等）はこの限りではありません。

３．　参考情報

消毒効果を十分に得るためには、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指の消毒のみではなく、手指の洗浄及び消毒を実施することとされています。

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

１．　本項目の目的

家畜が飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾病を持ち込まないため、区域内に立ち入る者は家畜の所有者や従業員も含め、区域内外の境界において区域内専用の衣服及び靴に着（履）替える必要があります（衣服及び靴の上から防疫服やブーツカバーを着用することで代えることも可。）。このため、家畜の所有者等は区域内に立ち入る全ての者に対し、当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を用意するか、立ち入る者に当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参させ、それらを必ず着用させる義務があります。

また、区域内で利用する専用の衣服及び靴が、交換前の衣服及び靴又はそれらに付着していた有機物に直接又は間接的に接触しないよう、交差汚染防止措置を講ずる必要があります。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の４点を確認することが必要です。

（１）衛生区域内専用の衣服及び靴を設置しておらず、かつ、衛生管理区域に立ち入る者に衛生管理区域専用の衣服及び靴を自ら持参させていなければ不遵守となります。また、衣服及び靴を用意し又は用意させている場合であっても、当該衛生管理区域専用のものでなければ不遵守となりますので、家畜の所有者等に対し、特に立ち入る者に専用の衣服及び靴を用意させる場合にあっては、家畜の所有者等が当該

衛生管理区域専用の衣服及び靴であることを確認しているか聞き取ることが必要です。なお、衣服及び靴については、防護服やブーツカバー等の重ね着するもので問題はありませんが、ブーツカバー使用の適否は、歩く距離や作業内容を考慮し、破れない範囲での使用に限定する必要があります。

（２）当該衛生管理区域に立ち入る者が専用の衣服及び靴を着用していないことが明らかな場合は、不遵守となります。このため、確実に着用していることを家畜の所有者等に対し、聞き取ることが必要です。

（３）また、単純に着替え及び履替えを行えば良いというものではなく、交差汚染防止措置を講じていなければ不遵守となります。基本的には、着替え・履替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴が直接又は間接的に接触しないよう分けて保管する取組を実施しているか確認する必要があります。なお、一方通行とは、同一の出入口を利用していても、入る際、出る際それぞれの動線において、着替え、履替え前後の区域が分かれていることをいいます。

（４）衣服、靴等に排せつ物、汚泥等が付着すると、それらの中で病原体が長期生存する原因となることから、定期的に又は汚れた際には、洗浄及び消毒を行うことが必要です。なお、更衣の際には、更衣前の衣服及び靴に付着した病原体が、更衣後の衣服及び靴、手指に付着しないよう、更衣前の衣服及び靴を脱いだ後に手指を洗浄及び消毒する等適切な順序とする必要があります。

※衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、家畜）に接触しない場合や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合はこの限りではありません。

例えば、

① 衛生管理区域内で車両から降りない場合（例：収穫した飼料を衛生管理区域のバンカー、飼料庫等に持ち込む場合にあって、持ち込む際に、車両から降りない等）

② 衛生的な環境を保持し行動範囲を限定している場合（例：配合飼料搬入や集乳、収穫牧草の搬入等の衛生管理にあって、当該作業を行う者が、牛等に接触せず、かつ、畜舎等に入らず、衛生的な環境を行動範囲とする等）

③ 放牧場への牛等の移動に公道等を通って同行する場合で、当該公道等が家畜等の排せつ物、死体等からの漏出物等による汚染リスクが低いと判断される場合

④ 外部と住宅等の施設の間を行き来するために畜舎等を経由せず衛生管理区域を通過する場合

等については、リスクに応じて、利用する経路を消毒する、更衣用の衣類及び靴を携行し、排せつ物等で汚れた場合には交換（長靴にあっては洗浄・消毒の徹底でも可）するといったその他の措置に代えることが可能であれば、衛生管理区域専用の衣服の更衣及び専用靴への履替えは不要と考えられます。なお、これらの具体的な措置の内容については、飼養衛生管理マニュアル等で手順を明確にする必要があります。

〔物品に関する事項〕

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

１．　本項目の目的

家畜が飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾病を持ち込むことを防止するため、区域内に入る車両にはその消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①区域内に入る車両のための消毒設備を設置すること、②車両を入れる者に対し、入れる際に当該設備を利用して常時車両の消毒をさせることを規定しています。ただし、車両を入れる者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をすることでも問題はありません。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の３点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の入口（車両が通行可能なものに限る。この（１）において同じ。）付近に消毒設備を設置していること

衛生管理区域の入口において、区域内に入る車両が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（日常的に、出入りする車両の長さの約２倍等の十分な幅に適切な量で散布が必要。）等それぞれの地理的状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか視認して確認することが必要です。

なお、動力噴霧器等により車両から落とした泥や汚れの上を、人や車両が通過して二次汚染しないよう、消毒場所にコンクリート盤や側溝を設置して洗い流せる仕

組みとすること、又は泥や汚れに十分量の消毒薬を散布すること等が必要です。さらに、消毒実施者の靴底や足置きマットを消毒できる設備の設置や作業動線の消毒も実施することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を聞き取るとともに、定められた用法・用量に従い使用されているか、さらに消毒の実施状況をどのような方法で確認しているかについて聞き取る必要があります。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合においては、車両を入れる者に同等の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該機器を確実に利用させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒を確実に実施させているかを確認する必要があります。

また、タイヤハウス等に泥や汚れが多量に付着している場合は、消毒場所の汚染及び消毒効果の低減の可能性があるため、洗車場で洗車後に来場するよう車両を入れる者に案内することも有効です。

（２）衛生管理区域内に入る車両が（１）の消毒設備を用いて常時消毒を実施していること

区域内に車両が入る際に、家畜の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して消毒を実施していなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、入る車両に対する消毒が確実に実施されているか聞き取るとともに消毒設備が適正に作動していることを確認することが必要です。

また、区域内に入る車両の消毒の実施位置が区域内に設置されている、区域外の公道を通り再度区域内に入る等により、区域内において消毒実施前後の車両が交差汚染するのを防止するため、適切な動線を確保することが必要です。

なお、項目４に規定する記録において、消毒実施の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

（３）車内における交差汚染を防止するための措置が講じられていること

飼料運搬車等の乗務員が区域内で降車する場合は、長靴の靴底等の車内での交差汚染を防止することが必要です。例えば、着替え・履替えの際に区域内専用の車載フロアマット（運転席用及び助手席用で洗いやすいゴム製のもの）を準備するとともに、車両のステップやアクセル、ブレーキペダル、作業者の動線を消毒すること等の取組を実施しているか確認する必要があります。また、フロアマットは、農場側が区域内専用のマットを用意し、使用後、消毒薬につけることも想定されます。

なお、これらの取組の代わりに降車時にブーツカバーを使用することも有効です。

３．　参考情報

と畜場等への出荷から戻った際には、病原体を持ち込む可能性があることから、確実な消毒の実施のために、衛生管理区域外で車両を消毒し、一晩置いてから戻す等の取組が効果的です。

18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

１．　本項目の目的

他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域内に持ち込むことは、他の畜産関係施設等から区域内へ家畜の伝染性疾病を持ち込むリスクとなるため、原則禁止です。やむを得ず持ち込む場合については、適切に洗浄及び消毒を実施することが必要です。

２．　不遵守の判断基準

物品とは、保定用具や体温計、人工授精器具、耳標装着装置、削蹄道具等に加え、農場内の工事で使用される工具等の家畜の飼養に直接関係しないものも含まれます。工具等は可能な限り農場に備えてあるものを使用するようにし、特殊器具等をやむを得ず持ち込む場合は、他の畜産関係施設等（家畜市場、と畜場等を含む。）や野生いのししや野生しか等の捕獲作業等で使用したおそれのないことを確認するか、当該物品の素材に適した消毒方法で適切に消毒した上で持ち込む必要があります。農場に持ち込む物品について、これらのことを持ち込む前に必ず確認し、必要に応じて洗浄・消毒等を適切に実施しているかを飼養衛生管理マニュアルの規定や家畜の所有者等への聞き取り等で確認します。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

19　海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

１．　本項目の目的

海外で使用した衣服及び靴を消毒等の措置を施さずに衛生管理区域内に持ち込むことは、区域内へ家畜の伝染性疾病を持ち込むリスクとなり得ます。このリスクを極力低減させるため、

① 過去４ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴は、滞在していた国や訪問していた場所に関わらず、区域内に原則持ち込ませない

② やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄・消毒等を実施する

必要があります。

なお、４ヶ月という期間については、口蹄疫ウイルスの環境中での生存期間を考慮した期間です。

２．　不遵守の判断基準

（１）過去４ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴であると認識し、やむを得ず衛生管理区域に持ち込む場合であって、事前に洗浄、消毒等の措置を講じずに持ち込んだ場合、不遵守になります。

（２）家畜の所有者等に対し、衛生管理区域内に持ち込まれる衣服及び靴について、過去４ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴ではないことを確実に確認しているか聞き取ってください。確認が行われていない場合は、確実に確認を行うよう助言してください。

（３）また、やむを得ず持ち込む場合、洗浄、消毒等が適切な方法で行われていない場合は不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

20　飲用水の給与

飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

1．　本項目の目的

家畜に給与する飲用水が、家畜の伝染性疾病の病原体に汚染されている場合、農場内への侵入はもちろんのこと、疾病発生に直ちに繋がるおそれがあるため、飲用に適した水を給与する必要があります。このため、水道水以外の水源を利用する場合には、必要に応じて消毒等の措置を講ずる必要があります。なお、飲用に適した水とは、家畜の伝染性疾病の病原体による汚染以外にも、有害物質の混入等家畜の健康状態を害することのない衛生的なものである必要があります。

2．　不遵守の判断基準

例えば、非開放系の取水装置を使用している井戸水であって、一般的な水質検査により衛生的な水であることが確認できており、家畜の伝染性疾病の病原体による汚染も否定できると判断できる場合は消毒する必要はありません。一方、ため池や沢水を水源として利用していたり、給与前に開放的な環境で貯水されていたりする等、野生動物の排せつ物等が混入し家畜の伝染性疾病の病原体に汚染される可能性がある場合は、消毒の必要があると判断します。

消毒に当たっては、有機物の処理も含めて適切な消毒方法を実施していない場合は、不遵守となります。

3.　参考情報

幼若な牛等が飲用する場合、井戸水は年１回以上の水質検査により「飲用可」と判断されるものであることが理想的です。大腸菌が陽性又は一般細菌数が許容値以上である場合は、点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングが推奨されます。また、沢水等の表面水は年１回以上の水質検査及び点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングが推奨されます。

21　安全な資材の利用

大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

1．　本項目の目的

大臣指定地域において収穫された農産物等を家畜の所有者等自らが飼料、敷料等に利用しようとする場合は、対象疾病の病原体に感染した野生動物の体液や排せつ物等の付着した農産物等が飼料、敷料等として家畜に接触することにより、病原体が伝播するリスクについて考慮した上で、当該農産物等の利用方法を検討する必要があります。

当該農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、病原体の伝播リスクが無視できるものとなるよう、作業工程の中で適切な管理を実施することが重要です。また、病原体による汚染の蓋然性が高い場合は、利用を中止する判断をすることも重要です。

2．　不遵守の判断基準

家畜の所有者等から利用について相談があった際には、当該資材の生産、処理、流通、保存等の状況を踏まえ、家畜伝染病に係る文献、農林水産省からの技術的助言等を参照して助言、指導してください。大臣指定地域において、野生動物に荒らされた農産物や、排せつ物等の付着部分等、病原体による汚染の可能性が高い場合は、利用を原則中止するよう指導してください。農産物を自ら飼料、敷料等に利用している場合は、その収穫地について家畜の所有者等に聞き取り、大臣指定地域のものか否かを確認する必要があります。

大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用しているにもかかわらず、家畜保健衛生所の立入り時等にその事実を伝えていない、家畜保健衛生所からの助言、指導に応じていない場合は不遵守となります。

〔家畜に関する事項〕

22　家畜を導入する際の健康観察等 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

１．　本項目の目的

農場外から家畜の伝染性疾病を持ち込まないためには、健康な家畜を導入することが不可欠であり、導入元農場等における発生状況を確認することが必要ですが、家畜市場等から家畜を導入する場合であって導入元農場等における疾病の発生状況が確認できない場合には、農場へ導入する家畜の健康状態をよく確認する必要があります。その際、家畜の健康状態を確認する間、農場で飼養している他の家畜との接触を避けることが必要です。

また、導入する家畜のみならず、預託先、公共牧野、共進会等から家畜が戻った場合についても同様な対応が必要です。

２．　不遵守の判断基準

（１）導入する家畜が健康であるか、何ら確認を行っていない場合は不遵守となります。家畜の導入記録を確認し、健康確認が行われていることを確認するとともに、家畜の所有者等に対し、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分な場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言します。

（２）異状がないことを家畜の所有者等が確認するまでの間、他の家畜と直接接触させた場合は不遵守となります。このため、導入家畜の隔離スペースが確保されているか確認することが必要です。また、隔離スペースが確保されていない場合には、どのように他の家畜と接触させないようにしているか聞き取り、不十分な場合には、農場の飼養状況、疾病発生状況等を踏まえ、具体的な改善方法を助言します。なお、異状がないことの確認期間は規定しておりません。具体的な期間については、当該農場及び導入元の疫学情報、主要な病原体の潜伏期間等を総合的に勘案し、指導してください。

（３）項目４に規定する記録において、導入した家畜の健康状態等の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

23　畜舎に立ち入る者の手指消毒等 畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

１．　本項目の目的

衛生管理区域への病原体の侵入リスクはゼロとなるものではないことから、衛生管理区域内において残存する病原体を畜舎へ持ち込むことを防止するため、畜舎に立ち入る者は手指の洗浄及び消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①畜舎に立ち入る者のための消毒設備を設置すること、②立ち入る者に当該設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせることを規定しています。ただし、消毒の代わりに、当該畜舎専用の手袋を着用することでも問題はありません。

また、畜舎で家畜の伝染性疾病が発生した場合に、その病原体を他の畜舎に伝播させることを防止するため、畜舎から出る際にも手指の洗浄及び消毒又は手袋の交換が必要です。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）畜舎に立ち入る者のための消毒設備を設置していること

畜舎の出入口において、当該畜舎に出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、原則不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、出入口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、代替措置として出入りする者に当該畜舎専用の手袋を着用させる必要があります。この代替措置を行っていない場合は不遵守となります。この場合は、家畜の所有者等に対し、手袋の着用が確実に実施されているかを確認する必要があります。

（２）畜舎を出入りする際に（１）の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

畜舎に立ち入る者が立ち入る際に家畜の所有者等が設置した消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒を実施しているか、当該畜舎専用の手袋を着用していなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取り、必要に応じて実演により確認することが必要です。

手袋は使い捨てのものが望ましいですが、そうでない場合は定期的に交換し、洗浄・消毒するように指示してください。

３．　参考情報

消毒効果を十分に得るため、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指は消毒のみではなく、洗浄及び消毒を実施することとされています。また、手袋を着用する場合にあっては、手袋の交差汚染を防ぐために、着用の前に手指を洗浄し有機物を除去することが重要です。

24　畜舎の入口における靴の交換又は消毒

畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、衣服又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

１．　本項目の目的

畜舎外に存在する病原体を畜舎へ持ち込むことがないよう、畜舎に立ち入る者は畜舎ごとの専用の靴に履替えるか、又は靴を消毒する必要があります。このため、家畜の所有者等は、畜舎に立ち入る全ての者に対し、当該畜舎専用の靴を用意し、それらを必ず着用させるか、又は靴を消毒をさせる義務があります。

２．　不遵守の判断基準

本項目においては、具体的措置として①畜舎に立ち入る者のための畜舎ごとの専用靴を設置し、当該靴を着用させること、又は、着用している靴の消毒をさせること、②靴が汚れた場合は洗浄及び消毒することを規定しています。ただし、一度畜舎専用の靴に交換した作業者が、畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で畜舎間を移動する場合については、畜舎ごとに再び靴を交換又は消毒をしなくても問題はありません。

畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で畜舎間を移動する場合とは、畜舎間が屋根や壁のある通路で連絡している場合や地面が舗装（又は消毒可能なゴム板の設置等）され、移動前に十分に消毒している場合等を想定しています。なお、土壌に消石灰を散布し、その上を歩く場合は、一般に土壌等の付着は避けられないため、病原体に汚染する可能性がある状況と考えられるため 、十分な量の消石灰を散布するなど、使用には注意が必要です。

本項目が不遵守でないかを確認するためには、以下の２点が満たされているか確認する必要があります。

（１）畜舎に立ち入る者のための畜舎ごとの専用の靴を設置すること、又は靴の消毒をすること

畜舎ごとの専用の靴を設置していない場合、又は靴の消毒が実施されていなければ不遵守となります。また、靴を用意している場合であっても、当該畜舎専用のもの（畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で畜舎間を移動する場合は、移動中及び移動先の畜舎と共通のもので可）でなければ不遵守となります。具体的には、野生動物侵入防止等の病原体汚染防止対策が講じられた畜舎間通路の移動であれば、靴の交換又は消毒はしなくても問題ありません。

（2）靴が汚れた場合は洗浄及び消毒すること

靴が汚れたまま繰り返し使用されている場合は不遵守となります。靴に有機物が付着したままであれば、消毒の効果が低減するため、設置している靴の状況を確認し、洗浄及び消毒を実施するよう指導してください。

3．　参考情報

飼養衛生管理基準の考え方では、まずは、衛生管理区域の出入口やその他境界部分で衛生管理対策を講ずることにより、極力病原体の侵入リスクを低減させます。しかしながら、人、車両、野生動物等に付着した病原体について、衛生管理区域への侵入を完全に防ぐことは困難です。そのため、本項目の規定による畜舎の出入対策を講ずることにより、もう一段の防疫障壁を設けることとしています。

〔物品に関する事項〕

25　器具の定期的な清掃又は消毒等 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、人工授精用器具その他の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。

１．　本項目の目的

衛生状態を保つためには、飼養管理に使用する器具を定期的に清掃又は消毒をする必要があります。また、使用する注射針、人工授精用器具、直腸検査用手袋その他の物品にあっては１頭ごとに交換又は消毒を実施する必要があります。なお、対象となる器具は、紙等の清掃又は消毒に適さないものを除く衛生管理区域で飼養管理に使用する全てのもの指します。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の２点を確認する必要があります。

（１）飼養管理に使用する器具を定期的に清掃又は消毒をしていなければ不遵守となります。このため、家畜の所有者等に対して、器具の清掃又は消毒の頻度、消毒については消毒薬名及び希釈倍数を聞き取ることが必要です。頻度が著しく低く、定期的に清掃又は消毒を行っているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

（２）注射針、人工授精用器具、直腸検査用手袋その他の体液（生乳除く。）が付着する物品を使用する場合、１頭ごとに交換又は消毒を実施していない場合、不遵守となります。なお、これらの物品については、農場関係者ではない人工授精師や担当の獣医師等が使用する場合であっても、交換又は消毒を実施していなければ、不遵守になります。消毒が行われている場合には、消毒薬名及び希釈倍数を聞き取ることが必要です。また、体液（生乳除く。）が付着する物品が全て対象となっているか併せて確認する必要があります。

26　畜舎外での病原体による汚染防止

家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込まないこと。

1．　本項目の目的

衛生管理区域内においても、野生動物や人、車両、物品等により持ち込まれた病原体が存在している可能性があります。不必要な物品を畜舎に持ち込まないことで、畜舎内への病原体の侵入を防止します。

2．　不遵守の判断基準

家畜の飼養管理に必要のない物品が畜舎にある場合は不遵守となります。従事者の弁当等も原則、飼養管理に必要のない物品に当たりますので、従事者の健康状態等の特別な事情を除いて持ち込んでいないことを確認する必要があります。

〔野生動物に関する事項〕

27　野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管 家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

１．　本項目の目的

衛生管理区域内にある死体の保管場所に野鳥等の野生動物が侵入することにより、当該野生動物による機械的伝播で衛生管理区域外から区域内へ病原体が侵入すること及び病原体を外部に持ち出すことを防ぐ必要があります。

２．　不遵守の判断基準

死亡した家畜は処理までの間、ブルーシートを被せたりする等、野生動物が接触しないように管理することが必要であり、このような措置が実施されていない場合、不遵守となります。

28　給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

1．　本項目の目的

家畜が畜舎内等で摂取する飼料や飲用水については、これらが仮に家畜の伝染性疾病の病原体に汚染されていた場合、農場内への侵入はもちろんのこと、疾病発生へと直ちに繋がるおそれがあります。このため、給与される飲用水や飼料が野生動物を媒介して病原体に汚染されることを防ぐため、

① 飼料については、貯蔵・給餌場所等にねずみ、野鳥等の野生動物が接触しないよう、貯蔵には蓋付きの容器やタンクを利用するほか、飼槽を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃する

② 飲用水については、水道水以外の井戸水等を利用する場合には、貯水施設に蓋を付ける等異物の混入防止措置を講じるほか、ウォーターカップ等の給水設備を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃する

必要があります。

2．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所の全てに野生動物の排せつ物等の混入防止対策を講じていなければ不遵守となります。このため、家畜の所有者等が、農場周辺にいる野生動物の種類を把握し、種類に応じた侵入防止対策が講じられているか、タンクに蓋がされているその他適切な方法により、野生動物の種類に応じた侵入防止対策が講じられているかを確認することが必要です。また、屋内にある給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所の場合にあっては、タンクに蓋等がない場合であっても、建物に野生動物が侵入する隙間がなければ問題ないので、隙間の有無及び有る場合に十分な対策が講じられていることを的確に確認することが必要です。

29　ねずみ及び害虫の駆除

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずること。

1．　本項目の目的

ねずみ及びはえ等の害虫は、サルモネラ症を媒介します。定期的に殺そ剤や殺虫剤の散布、粘着シートの設置等を繰り返すことにより、それらの数が減り病原体の侵入リスクの低減につながります。

2．　不遵守の判断基準

殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他のねずみ及びはえ等の害虫の駆除効果を有する措置を実施していない場合は不遵守となります。また、これらの措置を実施していても、散布頻度や散布範囲が不十分であったり、粘着シートが汚れていて粘着性が低減していたりする等、駆除効果が発揮されない状況にある場合も不遵守となります。なお、完全に駆除することは困難ですが、数を減らすことが重要ですので、ねずみ及びはえ等の害虫が畜舎内で確認されたからといって直ちに本項目の不遵守となるものではありません。

〔飼養環境に関する事項〕

30　衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

１．　本項目の目的

ねずみ等の野生動物が、衛生管理区域内に侵入し、区域内を動き回ることは、病原体が持ち込まれ、区域内で病原体が拡散するリスクになります。このリスクを低減するためには、衛生管理区域内を野生動物にとって侵入及び滞在しづらい環境とする必要があります。ねずみ等の野生動物は身を隠せる場所を選んで行動する特性があることから、衛生管理区域内を野生動物が身を隠しづらい場所とする必要があります。

また、病原体が野生動物や人、車両、物品等により衛生管理区域内に持ち込まれた場合、区域内での拡散及び家畜への感染を防ぐため、病原体がそれ以上残存しないようにする必要があります。

このため、衛生管理区域内を野生動物が身を隠しづらい場所とすること及び効果的な消毒を行い病原体が残存しないようにすることを目的として、不要な資材や廃棄物（壊れた機材、ゴミ）等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒する必要があります。また、衛生管理区域周辺の農場敷地においても、雑草等は野生動物が身を隠す場所となることから、そのような場所の除草や消毒も実施する必要があります。具体的な消毒場所・方法等については、農場の実情に応じて飼養衛生管理マニュアルで規定することになります。

２．　不遵守の判断基準

不要な資材等が衛生管理区域内に放置されている、雑草等が一定範囲に生えていて野生動物が身を隠す場所になっている、使用中の資材、機材等が整理整頓されていない、敷地が定期的に消毒されていない場合は不遵守となります。なお、敷地を消毒していても、地面に資材等が放置されたままで十分な消毒の実施に当たらない場合も不遵守となります。

３．　参考情報

放牧場においては、実態を踏まえ、野生動物が誘引されるような場所や身を隠せる場所について重点的に対策することが効果的です。たとえば、穀類等の飼料が放牧場内で放置されている場合には定期的に清掃を実施し、雑草の多い場所は適切に管理する等の取組が重要です。

31　畜舎等施設の清掃及び消毒

畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

1．　本項目の目的

衛生管理区域内を衛生的に保つためには、定期的に清掃及び消毒を実施することが重要です。また、消毒の効果を低減させないために、適正な作業を行う必要があることから、飼養衛生管理マニュアルに基づいて作業することが重要です。なお、清掃及び消毒は、病原体の残存性を低減させるとともに、飼槽・水槽を清潔に保つことで野生動物（野鳥、小動物等）の誘引を減らすことにもつながります。

2．　不遵守の判断基準

清掃及び消毒を実施していない、実施していると認められない汚れが確認される、定期的とは認められない頻度である、飼養衛生管理マニュアルに規定している方法や頻度と異なる場合は不遵守となります。飼養衛生管理マニュアルで規定しているものではありますが、清掃及び消毒の方法、使用する消毒薬名及び希釈倍数を聞き取る必要があります。

なお、発酵床畜舎においては、空房となったタイミングで適切な管理により発酵を促進し、発酵床の温度を上げることにより、消毒の実施とみなすことが可能です。

また、隣接する畜房に家畜が飼養された状況で動力噴霧器を用いた消毒が困難な場合については、糞等の汚れを除去しつつ、簡易な装置等を用いて消毒薬の散布を実施していることを確認する必要があります。

3．　参考情報

牛農家における牛の出入りの現状を鑑みた場合、畜舎全体で空舎となることは少ない一方、房単位で空になる機会は比較的あると想定されることから、房単位での清掃及び消毒を実施するよう指導してください。

〔家畜に関する事項〕

32　毎日の健康観察 毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

１．　本項目の目的

自ら飼養している全ての家畜の健康状態を毎日観察することは、家畜の健康状態が普段と違うことに迅速に気づくためにも非常に重要なことです。このため、毎日実施している飼養管理の中で、家畜の健康状態がいつもと違わないかどうかを確認する必要があります。万一、通常とは異なる行動や症状を呈している場合、その程度に応じ、担当の獣医師への連絡や家畜保健衛生所への迅速な通報等を講ずる必要があります。

２．　不遵守の判断基準

毎日の健康観察を実施しない場合、不遵守となります。家畜の所有者等に対し、毎日の健康観察を実施しているか確認するため、３に記載の事項について聞き取りを行い、その記録も確認することが必要です。さらに、項目４に規定する記録において、家畜の異状の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

３．　毎日の健康観察でチェックする事項

- 調子が悪い家畜がいる場所や頭数、症状
- 死亡家畜の有無と状況
- 出産記録　等

Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

〔人に関する事項〕

33　衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

１．　本項目の目的

自らの所有する家畜を家畜の伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や畜産関連施設等に家畜の伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、出口付近での手指消毒等を規定しています。

２．　不遵守の判断基準

本項目では衛生管理区域の出口での手指消毒等について規定していますが、衛生管理区域の入口と出口を別々に設ける必要はありません。また、消毒設備も別のものを設置する必要はありません。入口と出口が同じ場合には、項目 15 の遵守状況の確認と併せて、本項目について確認することができます。

項目 15 とほとんど同様となりますが、本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の出口付近に退出する者のための消毒設備を設置していること

衛生管理区域の出口において、同区域を出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、出口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合に

おいて、出入りする者に同等の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該設備を確実に利用し、確実に消毒させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

ただし、入口で専用の手袋を着用することとしており、衛生管理区域内で当該手袋を外したり手袋の中が汚れたりしなかった場合には、出口において手袋の外側に触れないように外すことを確実に実施していれば、消毒設備がなくても問題はありません。この場合において、使用済みの手袋は項目 35 で規定している消毒等を講ずべき物品に当たりますので、洗浄及び消毒等の必要な措置を行わずに衛生管理区域外に持ち出していないか、併せて確認する必要があります。なお、使い捨ての手袋の場合で廃棄するために持ち出す場合は、一枚一枚を洗浄及び消毒するのではなく、密封できる袋に入れ、適切に廃棄する等の措置で問題ありません。

（２）衛生管理区域から出る際に（１）の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

衛生管理区域から退出する者が退出する際に家畜の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して手指の洗浄及び消毒を実施していなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取ることが必要です。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）に接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から降車しないような事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合（例えば、区域内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しないような事例等）はこの限りではありません。

３．　参考情報

消毒効果を十分に得るため、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指の消毒のみではなく、手指の洗浄及び消毒を実施することとされています。

〔物品に関する事項〕

34　衛生管理区域から退出する車両の消毒 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

１．　本項目の目的

自らの所有する家畜を家畜の伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や畜産関連施設等に家畜の伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、出口付近での車両消毒を規定しています。

２．　不遵守の判断基準

本項目では衛生管理区域の出口での車両消毒について規定していますが、衛生管理区域の入口と出口を別々に設ける必要はありません。消毒設備も別のものを設置する必要はありません。入口と出口が同じ場合には、項目 17 の遵守状況の確認と併せて、本項目について確認することができます。

項目 17 とほとんど同様となりますが、本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の出口付近（車両が通行可能なものに限る。この（１）において同じ。）に消毒設備を設置していること

衛生管理区域の出口において、区域を退出する車両が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（日常的に、出入りする車両の長さの約２倍等の十分な幅に適切な量で散布することが必要。）等、それぞれの地理的状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか視認して確認することが必要です。

なお、動力噴霧器等により車両から落とした泥や汚れの上を、人や車両が通過して二次汚染しないよう、消毒場所にコンクリート盤や側溝を設置して洗い流せる仕組みとすること、又は泥や汚れに十分な量の消毒薬を散布すること等が必要です。

さらに、消毒実施者の靴底や足置きマットを消毒できる設備の設置や作業動線の消毒も実施することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を聞き取るとともに、定められた用法・用量に従い使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、車両を出す者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該機器を確実に利用させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

（２）衛生管理区域を退出する車両が（１）の消毒設備を用いて常時消毒を実施していること

衛生管理区域を退出する車両が、家畜の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用し、確実に消毒を実施させていなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、退出する車両が確実に実施されているか聞き取るとともに消毒設備が適正に作動していることを確認することが必要です。

35　衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

1．　本項目の目的

自らの所有する家畜を家畜の伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や畜産関連施設等に家畜の伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、病原体が付着し交差汚染の原因となるおそれのある物品の消毒等の措置について規定しています。

2．　不遵守の判断基準

物品とは、衛生管理区域内で使用し、家畜の排せつ物、汚泥等が付着し又は付着したおそれのあるもの全てであり、農場内の工事で使用される工具等の家畜の飼養に直接関係しないものも含まれます。当該物品の素材に適した消毒方法で適切に消毒するか、又は手袋等の使い捨ての物である場合は密封できる容器等に確実に入れた上で持ち出す等の病原体の拡散防止措置を実施している必要があります。これらの実施状況について、家畜の所有者等等が、当該物品を持ち出す前に確認し、必要に応じて再消毒等の措置を適切に実施しているかを聞き取り等で確認します。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

〔家畜に関する事項〕

36　家畜の出荷又は移動時の健康観察 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

１．　本項目の目的

家畜を農場外へ移動する場合、家畜を介して導入先の農場等へ病原体を広げる可能性があります。このため、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除き、家畜を移動する直前に当該家畜の健康状態を確認し異状が認められないことを確認することが必要です。

また、家畜の死体又は排せつ物を農場外へ移動させるときにも病原体を広げる可能性があるため、移動の際には家畜の死体や排せつ物が漏出しないよう必要な措置を講ずる必要があります。

２．　不遵守の判断基準

（１）移動の直前に当該家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除いていない、及び当該家畜の健康状態を確認していない場合は不遵守となります。

このため、出荷等の移動の記録を確認し、健康確認（活力、食欲、排せつの状況や発熱、鼻汁、流涎等の異状有無の確認であり、その際特定症状を念頭において観察すること。）が行われているかを確認するとともに、家畜の所有者等に対し、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分の場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言することが望ましいです。

（２）また、家畜の死体又は排せつ物を農場外へ移動させる場合に、ブルーシートによる覆い等、漏出が生じないよう措置を講じていない場合は不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、家畜の死体又は排せつ物を移動する場合に漏出を防止するために講じている措置を具体的に聞き取ることが必要です。漏出防止のための措置が不十分の場合には、取るべき方法を具体的に助言することが望ましいです。

37　特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

１．　本項目の目的

家畜の伝染性疾病については、万一の発生時には迅速な初動防疫がその後のまん延防止対策として非常に重要であり、農場での異状の確認と早期通報は重要な初動のポイントです。第 13 条の２の規定に基づき発見時に遅滞なく届出することが義務付けられている特定症状については、家畜の所有者等は直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報（正式な届出に限らず、電話での一報等も含む。）するとともに、万が一その後の検査結果で陽性となった場合を想定し、家畜保健衛生所からの指示なしに、家畜及びその死体、畜産物、排せつ物といった病原体を拡散するおそれのあるものを移動することのないよう適切な措置を講じる必要があります。衛生管理区域内にある物品（家畜の所有者及び従業員の携帯品を含む。）も、病原体を拡散するおそれがあるため、不用意に持ち出さないようにする必要があります。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、次の２点を満たしていることを確認する必要があります。

（１）飼養している家畜が特定症状を呈しているにもかかわらず、直ちに家畜保健衛生所に通報しなかった場合、不遵守となります。なお、この場合には同時に法第 13 条の２の違反となります。

家畜の所有者等は、牛等が感受性動物である口蹄疫について、

①　平時からそれぞれの疾病の特定症状が何であるかを十分に理解しておく

②　特定症状に該当する症状を確認した場合、家畜保健衛生所に直ちに通報することが必要です。

このため、家畜の所有者等に対し、特定症状の理解状況、家畜保健衛生所の連絡先の把握状況に加え、農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員らに対する周知が行われているかを確認することが必要です。

（2）家畜保健衛生所からの指示なしに家畜及びその死体、畜産物、排せつ物その他の物品を農場外に移動させた場合、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、特定症状を呈している家畜を発見した場合には、家畜や畜産物等の出荷及び移動は行わないこと、物品を衛生管理区域外に持ち出さないことを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には、丁寧に説明を行うことが必要です。また、農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われているかを確認することが必要です。

3．　参考情報

義務ではありませんが、農場へ出入りしている業者（畜産関連業者以外の電気事業者等を含む。）へ連絡し状況を伝えることはまん延防止対策として重要であるため、飼養衛生管理マニュアルに対応や連絡先等について記載することも有効です。

38　特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

１．　本項目の目的

法に基づく通報及び届出義務が発生するもの以外の家畜の伝染性疾病についても、当然ながら発生予防とまん延防止に努める必要があります。このため、特定症状以外の異状であって、これらの疾病が疑われる死亡数の増加や異状（食欲不振、下痢、削痩、起立不能、流産等。この１において同じ。）が認められる家畜の数が増加する場合（畜舎内温度管理の不備、管理失宜等家畜の伝染性疾病が原因でないことが明白な場合を除く。）は、獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けることにより異状が何に因るものなのかを確認するとともに、少なくとも監視伝染病にかかっていないことが判明するまでの間、農場から家畜の移動は行わない必要があります。

また、異状の原因が監視伝染病であることが判明した場合は、家畜保健衛生所の指導に従う必要があります。

さらに特定症状以外であって、これらの疾病が疑われる死亡頭の増加や異状が認められる家畜の数が増加する場合でない場合であっても、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めることが必要です。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の４点を満たしていることが必要です。また、（１）～（４）について、農場に従業員がいる場合には、従業員も

同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われているかを確認することが必要です。

（１）異状の原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除き、特定症状以外の異状であって、家畜の死亡数の急激な増加又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合に、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けること

特定症状ではないものの、家畜の死亡数の急激な増加又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合に、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けていない場合は、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、このような場合に速やかに獣医師の診療もしくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受ける必要があることを理解しているか聞き取りを行うとともに、飼養している家畜の異状の有無の記録等を確認することが必要です。

（２）（１）の場合、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと

当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認される前に、農場からの家畜の出荷及び移動を行った場合には、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、出荷及び移動してはならないことを理解しているか聞き取りを行うとともに、飼養している家畜の異状の有無の記録及び出荷及び移動の記録を突き合わせ、確認することが必要です。また、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

（３）当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと

監視伝染病が原因であることが判明した場合であって、家畜保健衛生所からの適切な指導に従わない場合、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、監視伝染病が原因であることが判明した場合は家畜保健衛生所からの指導に従う必要があることを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

（４）（１）以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求めること

（１）以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求めない場合は、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、（１）以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求める必要があることを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

別添

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

（馬の場合）

令和２年 10 月１日

はじめに

平成 30 年９月以降の我が国での豚熱（CSF）の発生及びアジア地域におけるアフリカ豚熱（ASF）の発生拡大を受け、我が国の家畜防疫をより的確に実施する観点から、令和２年４月３日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和２年法律第 16 号）が公布されました。今回、法改正を踏まえ、飼養衛生管理基準の見直しを検討し、６月 30 日に新たな飼養衛生管理基準を含む家畜伝染病予防法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和２年農林水産省令第 46 号）が公布されたところです。

家畜伝染病予防法第 12 条の３に規定されている飼養衛生管理基準は、馬の飼養に係る衛生管理の方法として馬の所有者が守るべき基準です。基準の遵守に当たっては、日頃から家畜伝染病予防法に基づく検査や指導を行っている家畜防疫員が、農場ごとに異なる飼養衛生管理状況を的確に把握した上で、基準の趣旨を踏まえ、当該農場の飼養衛生管理が基準を満たしているかどうかを判断し、仮に、適切に遵守されていない場合には、農場の状況を踏まえた改善策を具体的に示し、指導することが求められます。

今般の飼養衛生管理基準の改正では、生産者及び関係者から寄せられた飼養衛生管理基準の各項目の意義が分からないとの声を受け、取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化し、それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、馬）ごとに項目を分類しています。

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項
Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止
Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

Ⅰにおいては、馬の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の当該基準が現場で徹底されるための取組等が規定され、Ⅱ～Ⅳにおいては具体的な防疫措置が規定されています。

本手引きは、飼養衛生管理基準の項目ごとに、その目的と判断基準を明示し、これを踏まえて家畜防疫員が的確に遵守状況を確認し、改善指導を行うことができるよう作成したものです。各都道府県において本手引きの内容が家畜防疫員に周知徹底され、家畜防疫員が的確な遵守状況の確認及び不遵守の場合の指導助言を行うことにより、発生予防及びまん延防止に万全を期すことを期待します。

令和２年 10 月１日

【目次】

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項 1

〔人に関する事項〕 1

１ 馬の所有者の責務 1

２ 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 3

３ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 6

４ 記録の作成及び保管 10

５ 獣医師等の健康管理指導 13

〔飼養環境に関する事項〕 14

６ 衛生管理区域の設定 14

Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止 17

〔人に関する事項〕 17

７ 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 17

８ 他の馬飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 23

９ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 25

〔物品に関する事項〕 28

10 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 28

11 他の馬飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置 31

12 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置 32

13 飲用水の給与 33

〔馬に関する事項〕 34

14 馬を導入する際の健康観察等 34

Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止 36

〔人に関する事項〕 36

15 厩舎に立ち入る者の手指消毒等 36
16 厩舎の入口における靴の交換又は消毒 38
〔物品に関する事項〕 40
17 器具の定期的な清掃又は消毒等 40
18 厩舎外での病原体による汚染防止 41
〔野生動物に関する事項〕 42
19 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管 42
20 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止 43
〔飼養環境に関する事項〕 44
21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 44
22 厩舎等施設の清掃及び消毒 45
〔馬に関する事項〕 46
23 毎日の健康観察 46
Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止 47
〔人に関する事項〕 47
24 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 47
〔物品に関する事項〕 49
25 衛生管理区域から退出する車両の消毒 49
26 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等 51
〔馬に関する事項〕 52
27 馬の出荷又は移動時の健康観察 52
28 異状が確認された場合の出荷及び移動の停止 53

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

（馬の場合）

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項

〔人に関する事項〕

1　馬の所有者の責務 馬の所有者は、飼養する馬について、馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、馬の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

１．　本項目の目的

馬の所有者は家畜防疫の最前線を担っており、ひとたび馬の伝染性疾病が発生すれば経営に影響を受ける当事者であるとともに、周囲へのまん延防止に努める責任を有する者となります。また、馬の所有者以外の者が農場の管理を実質的に行っている場合には、馬の所有者の責任の下で当該飼養衛生管理者に衛生管理の取組を実施させることを明示し、責任の所在を明確化しています。

２．　不遵守の判断基準

衛生管理に対する馬の所有者の責務を理解しておらず、飼養衛生管理者を選任しない等、防疫体制の構築に努めていない場合、また、馬の所有者以外を飼養衛生管理者としている場合にあっては、飼養衛生管理者に本基準の規定による防疫体制の構築に努めさせていない場合は、不遵守となります。

３．　参考情報

（１）畜産の各規制に関わる法律は、「家畜伝染病予防法」（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）のほか、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する

法律」（昭和 28 年法律第 35 号）、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律 138 号）、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 112 号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）、「化製場等に関する法律」（昭和 23 年法律第 140 号）、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号）、「獣医師法」（昭和 24 年法律第 186 号）等が挙げられます。なお、本規定中にある「この項」とは、飼養衛生管理基準のうち馬に係る全体を指しています。

（２）法第３条に規定する「管理者」と、法第 12 条の３の２に規定する「飼養衛生管理者」は制度上全く別のものであり、「飼養衛生管理者」制度の新設により、「管理者」の解釈や運用が変わるものではありません。したがって、これまで「管理者」に該当する者と整理していた者（例えば、定期報告の報告主体となっていた家畜の所有者以外の者）には、引き続き、法の規定が適用されます。

「管理者」とは、施設の所有者や馬の飼養者が該当し、罰則の適用もあり得る者であり、例えば、競馬のトレーニングセンターや競馬場の厩舎の所有者が法第３条の「管理者」と解釈されます。「飼養衛生管理者」とは、馬の所有者が、馬を現に飼養する者のうち、衛生管理区域に出入りする者（従事者等）を管理するために選任した者です。

例えば、競走馬のように、①馬の所有者、②飼養施設（厩舎）の所有者、③馬の管理者（調教師）が異なるケースでは、施設に関する法の規定（第８条の２）は②の者に、馬の管理に関する法の規定（第 12 条の３の２等）は③の者に適用することが適切と考えられます。

なお、実態として、「飼養衛生管理者」として選任された者と「管理者」が同一の者となることもあります。

２ 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

１．　本項目の目的

農場の防疫体制の構築や馬の衛生管理を適切に実施するためには、農林水産省や家畜保健衛生所から提供される馬の伝染性疾病の発生状況、飼養衛生管理の適切な取組等に関する情報を踏まえ、自己点検により生産者自ら衛生管理の課題を確認し、維持向上に取り組む必要があります。

また、農場の飼養衛生管理状況は、家畜保健衛生所や担当の獣医師等と共有できるよう見える化を行うとともに、指導を受け、関係者一体となってその維持、向上に努めることが重要です。

２．　不遵守の判断基準

家畜防疫に関する最新情報の把握等がされており、本項目を遵守しているか確認するためには、以下の５点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）家畜保健衛生所から提供される情報を確認すること

国は、諸外国や OIE 等の国際機関との相互の情報交換を通じ、常に海外におけるアフリカ馬疫等の馬の伝染性疾病の最新の発生状況を把握し、必要に応じて都道府県等に情報提供を行い、都道府県は家畜保健衛生所を通じて、国から提供を受けた発生状況に関する情報について、速やかに、電子メール、ファクシミリ、電話、郵送等により全ての馬の所有者等（馬の所有者及び飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）に周知することとされています。このように提供された情報について、馬の所有者等が確認しているか、馬の所有者等に聞き取りを行うことが必要です。家畜保健衛

生所等から提供される情報について、受け取りを拒否したり、確認していなかったりすることが認められる場合には不遵守となります。

（２）家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること

上記（１）で家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認していれば、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧を行っていなくても不遵守とはなりません。一方、家畜保健衛生所が提供する情報には、農林水産省が発信する情報以外にも地域の実情に応じた情報等が含まれるため、（１）で不遵守が認められる場合には、農林水産省のウェブサイトを閲覧していても本項目は不遵守となります。

（３）自らの農場の飼養衛生管理状況を定期的に点検し改善を図ること

上記（１）、（２）で把握した最新情報を踏まえ、直近の家畜衛生状況に応じた防疫体制となるよう点検、改善がなされていることが必要です。消毒設備や衛生管理区域の設定等に不備が生じている、疾病の発生状況等の変化に防疫体制が対応できていない等の状況において、それを改善しようとしない場合には不遵守となります。

（４）衛生管理区域及び衛生対策設備の設置箇所を明示した平面図を備えておくこと

馬の所有者等は、日頃から農場の防疫体制を把握し、家畜保健衛生所の立入検査等の際に、平面図により分かりやすく説明する必要があります。防疫体制を把握していない場合及び衛生管理区域や衛生対策設備の設置箇所等を明示した平面図を備えていない場合は不遵守となります。

（５）馬の所有者等は、馬の伝染性疾病の発生を予防するために家畜保健衛生所が行う指導等に従うこと

飼養衛生管理基準を遵守している馬の所有者等に対し、飼養衛生管理の高度化のために行う助言に従わないことをもって、不遵守とはなりませんが、

ア　家畜保健衛生所による立入りや検査を拒んだ場合（この場合の検査とは、法第５条や法第 51 条等の規定に基づく家畜保健衛生所の検査を意味しています。）

イ　飼養衛生管理基準を遵守していない馬の所有者等に対し、馬の飼養に係る衛生管理の方法を改善し、飼養衛生管理基準を遵守するよう求める家畜保健衛生所が行う指導に従わない場合

ウ　他の農場で飼養する馬への馬の伝染性疾病のまん延を防止するため、家畜保健衛生所が行う指導に従わない場合

には、不遵守となります。

3．　参考情報

家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧は、馬の伝染性疾病の発生状況や留意点を把握するために有用です。また、「5 獣医師等の健康管理指導」の項で、担当の獣医師又は診療施設を定め、指導を受けることとされており、この指導を積極的に活用することも有用です。

３ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

（１）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養における禁止事項

（２）海外渡航時及び帰国後の注意事項

（３）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起

（４）農場内への不適切な物品の持込みの禁止

（５）可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

（６）持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

（７）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

（８）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

１．　本項目の目的

農場の防疫や馬の衛生管理を実効性のあるものとするためには、飼養衛生管理に関する作業の手順を明確にし、馬の所有者、従業員、外部事業者等、農場に立ち入る全ての者が適切な手順で作業を行う必要があります。そのため、従業員がおらず馬の所有者のみで管理している農場においても、本項目を遵守してマニュアルを作成する必要があります。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の４点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）本項目の本文中に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること

マニュアルが規定する内容には、本文中に掲げる８点のうち該当する事項が含まれている必要があります。例えば、農場内へ持ち込むのに不適な切物品（飼養衛生

管理基準に基づくもの以外に、当該農場のルールにより持ち込むことを禁止している物品を含む。）を規定していない場合は、不遵守となります。

また、農場の飼養衛生管理の手順を変更する場合は、事前にマニュアルを更新する必要があります。マニュアル作成後に野生動物の生息状況や疾病の発生状況、農場の周辺状況が変化し、マニュアルで規定する内容と実情が異なるようになった場合は、速やかにマニュアルを更新する必要があります。この更新作業が行われていない場合は、不遵守となります。

なお、マニュアルに規定すべき８点の事項は、それぞれ、本基準の他の項目で義務の内容が記載されており、マニュアルには当該義務内容を含める必要があります。

（２）マニュアル作成に当たっては、獣医師の等専門家の意見を反映させること

農林水産省が作成するマニュアルの記載例等を参考に、各農場の人の出入りや飼養管理方式等の実情に応じて科学的に適切なものとなるよう、作成過程で、獣医師等の専門家（担当の獣医師、家畜防疫員等）の意見を聞き、内容に反映させる必要があります。獣医師等の専門家から指摘があったにもかかわらず、その内容を反映させていない場合は、不遵守となります。

（３）従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう冊子の配布、看板の設置等の必要な措置を講ずること

マニュアルは、従事者及び外部事業者が随時参照し、常に遵守すべきものです。作成後、事務所の本棚の奥に保管されているだけで、従事者及び外部事業者の目に留まらないような場合、農場の誰もがどこにあるのか答えられない場合は、本項目の不遵守となります。なお、冊子の配布は例示として記載しています。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守できるよう、実効性のある対応が確認できれば問題ありません。

（４）馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること

「2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践」の項に規定している、馬の所有者等が把握すべき情報について、情報を把握した後、貼り紙その他の手法により、従事者や外部事業者に周知する必要があります。関連情報について従事者

等が認識できていない場合には、不遵守となります。貼り紙等による周知が見られない場合、関連情報等について認識しているかどうかを従事者等に聞き取りを行うことが有効です。

３．　参考情報

（１）マニュアルの内容については、上記８点のうち該当する事項は最低限として、そのほか農場の実情に応じて必要となる防疫作業に関する手順を記載するよう指導してください。特に緊急性が高い、異状を発見した場合の通報ルール、連絡先、異状の発見を受けて取るべき具体的な防疫作業の手順等を記載することが推奨されます。

従事者や外部事業者にマニュアルの規定を遵守させるためには、可能な限り図や写真を使って見える化を行うことが有効です。例えば、更衣室における手指の洗浄及び消毒や着替えの手順について、写真や図を使って示すことにより、誰でも適切な手順で実施できるようになり、人為的なミスによる病原体の侵入の防止につながります。

なお、マニュアルの実効性を確保するために、農場や従事者等の状況の変化を踏まえて更新し続けることが重要です。更新する際も、初版の作成時と同様、獣医師等専門家の意見を聞く必要があります。家畜保健衛生所からの指導があった場合は直ちにマニュアルへ反映し、従事者や外部事業者へ周知する必要があります。

（２）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養における禁止事項とは、農場とは別に住居敷地内で動物を飼っている場合には、当該住居敷地内で使用した衣類や靴の交換及び、車両の交換又は消毒をしないで農場での飼養管理を行うことを禁止するといった対応を想定しています。

（３）海外からの肉製品の持込みは、馬以外の畜種では、我が国に越境性の伝染性疾病を侵入させる主要な要因となります。馬の飼養農場においては、海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に係る規則の遵守が徹底されるよう、馬の所有者等からの外国人労働者等に対する注意喚起を促す意図で規定しています。

（４）事項（５）、（６）に記載している「工具」とは、外部事業者等が他農場で使用したものを想定しています。また事項（６）に記載している「食品」とは、衛生管理区域内に持ち込んだ食品（特に肉製品）が誤って馬及び飼養している他の家畜の口に入ることを防止するために、記載しています。

（５）手指、衣服、靴、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間とは、対象物品の分類ごとに、当該農場の作業体系で想定される有機物の付着量、温度条件、使用する消毒薬の用法・用量等を勘案し、病原体の低減効果が十分に得られる内容とします。例えば、長靴の交換時の消毒方法として、使用した長靴は、汚れを水洗いしながらブラシで落とした後に、内側も含めて全面を消毒薬に浸し、その後乾燥させるといった工程やそれぞれの工程の作用時間まで明記することを意図しています。マニュアルの作成指導に当たっては、各位の獣医学的知見のほか、必要に応じて「畜産分野の消毒ハンドブック（平成 31 年２月）（公益社団法人中央畜産会）」も参考としてください。

（６）野生動物の衛生管理区域への侵入防止の事項には、飼養衛生管理基準の規定によるもののほか、都道府県や地域、農場独自の取組を具体的な手順まで落とし込むものとしてください。

（７）農場での円滑なマニュアルの作成に当たっては、適宜、国作成のマニュアル例をひな形として活用しながら、農場ごとの取組を加筆し、作成後も随時改訂を続けていく対応をお願いします。

4 記録の作成及び保管

次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

（１）衛生管理区域（６に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における馬の飼養施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

（２）従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称

（３）導入した馬の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

（４）出荷又は移動を行った馬の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

（５）飼養する馬の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況

（６）家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

１．　本項目の目的

疾病発生時に早期に感染ルートを特定することを目的としています。また、記録及び保管させることにより衛生管理の意識を高めるとともに、消毒等の実効性を担保することも目的としています。

２．　不遵守の判断基準

記録を作成していない場合、１年間保存していない場合及び本項目に掲げられている情報が記録されていない場合には、不遵守となります。

このため、記録の保存状況を確認するとともに、馬の所有者等に対し、必要な情報を必ず記録していることを確認することが必要です。個別の記録ごとの留意事項は以下のとおりです。

（１）衛生管理区域に立ち入った者に関する記録

記録の内容は、立入日、立ち入った者を特定するために必要な情報、立入りの目的、消毒の実施の有無、過去１週間以内に海外から入国又は帰国した場合の滞在先の情報です。

これらを自ら記録させることにより、消毒等の実効性を担保し、また他の馬の飼養施設等に立ち入った者や過去１週間以内に海外から入国又は帰国した者の立入制限の必要性をしっかりと確認させることとなります。

ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則（マニュアル）が策定されており、家畜防疫員が適切であると判断した場合は、当該記録は不要となります。

（２）従事者の海外への渡航に関する記録

記録の内容は、氏名その他の渡航者を特定するために必要な情報、渡航国又は地域名、滞在期間に加え、渡航中の畜産関係施設等への立入りの有無が必要です。

（３）馬の導入に関する記録、（４）馬の出荷や移動に関する記録

記録すべき頭数には、導入時に妊娠していた個体が導入後に分娩して増えた頭数も含みます。

（５）馬の頭数、月齢、異状、治療、投薬に関する記録

異状のある場合には、症状（年月日、頭数（死亡頭数を含む）、月齢を含む）、獣医師による診療結果、処置の状況の記録が必要です。

頭数、月齢、出産数については、適切な頻度で記録をします。記録を確認した際に、その時点で飼養している全ての馬について頭数と月齢が把握できるような記録の方法である必要があります。

（６）農場指導の内容

家畜保健衛生所や担当の獣医師から農場指導があった場合は、随時記録する必要があります。指導内容について、文書によるものは保存、口頭によるものは書き留めをそれぞれ行った上で、飼養衛生管理マニュアルへ反映すべき内容は反映させ実効的なものとしてください。

５ 獣医師等の健康管理指導

農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する馬の健康管理について指導を受けること。

１．　本項目の目的

適切な防疫体制の維持及び馬の伝染性疾病の早期発見・通報の観点から、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っている担当の獣医師又は診療施設を定めておく必要があります。

２．　不遵守の判断基準

担当の獣医師又は診療施設が定められていなければ不遵守となります。農業共済組合及びその指定または委嘱獣医師も指導可能です。なお、民間獣医師の確保が困難な地域では、担当獣医師を家畜保健衛生所の獣医師とすることも可能です。

また、当該獣医師又は診療施設から定期的に指導を受けていなければ不遵守となります。飼養衛生管理基準の遵守が不十分にもかかわらず、指導頻度が年１回未満である等、その頻度が著しく低く、定期的な指導を受けているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

３．　参考情報

（１）獣医師及び診療施設に対しては、馬の所有者等への指導内容の告知を可能な限り文書で行うよう助言してください。

（２）馬の所有者等に対しては、指導内容を可能な限り飼養衛生管理マニュアルや施設・設備の整備計画へ反映し、着実に実践することを助言してください。

〔飼養環境に関する事項〕

６ 衛生管理区域の設定 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、厩舎、馬に直接接触する物品の保管場所並びに馬に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換（厩舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、馬、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

１． 本項目の目的

衛生管理区域は、部外者の立入制限、出入口での消毒、衣服や靴の交換等の衛生管理を重点的に実施することにより、病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とし、馬への病原体の侵入リスクを低減するために設定するものです。

２． 不遵守の判断基準

衛生管理区域が正しく設定されており、本項目が不遵守でないか確認するためには、以下の３点が満たされており、これらが平面図に明示されていることが必要です。

（１）衛生管理区域の範囲が正しく設定されていること

衛生管理区域は、以下の①～③の全てが網羅されていることが必要です。

① 馬を飼養する厩舎、パドック、放牧場等

② 馬に直接接触する物品の保管場所（飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎並びに清掃、馬の出荷及び死亡馬の管理等の一連の作業に関連する農場内の全ての施設等）
ただし、飼料タンクから厩舎内までパイプラインを介して直接搬送される場合は、飼料タンクを衛生管理区域外とすることが可能です。

③ 馬に直接触れた者が消毒や衣類及び靴の交換を行わずに行動する範囲

確認に当たっては、従事者等の日常の作業動線を聞き取り、設定されている衛生管理区域が網羅されていることを確認することが必要です。

他方、不特定かつ多数の者が出入りのたびに消毒や衣服・靴の交換ができない場所（公道、生活居住区等）は、衛生管理区域の範囲に含めることはできません。

このため、農場と同じ敷地内にある住宅等の施設への行き来に際しては、原則、敷地内に衛生管理区域外としての専用の通路を設定すること等により、衛生管理区域を通過しないで済むようにする必要があります。なお、農場及び住宅等の出入口が１箇所しか設けられず、かつ、道が狭小である等、衛生管理区域外である住宅等の施設に行き来するために衛生管理区域を通過せざるを得ない場合は、項目９、10、24 及び 25 に応じた対応をすることが必要です。

なお、採草地を衛生管理区域に設定する必要はありません。採草地を一定期間に限って放牧場として利用する場合は、期間を限定して衛生管理区域として設定することが可能です。この場合、平面図にもその旨を記載するか、又は随時更新する必要があります。

（２）衛生管理区域とそれ以外の区域の境界が明確に分かるように区分されていること

柵、塀等の物理的な障壁、崖等の自然の障壁のほか、ロープ、プランター、三角コーン又は消石灰帯等により、従事者等が明確に認識できるように区分されていることが必要です。

（３）出入口の数が必要最小限となり、馬、資材、死体等の持込み又は持出し入出場の場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること

各出入口の必要性や、馬、資材、死体等の入出場の場所を境界に設定できないかどうかについて確認し、不要な出入口があった場合は不遵守となります。

３．　参考情報

（１）従事者及び外部事業者の出入口の数や出入りの頻度が多ければ、その分、管理が困難になり、衛生管理区域への病原体の侵入リスクが高まると考えられます。例えば、馬の搬入・搬出場所や堆肥、資材、死体等の保管場所が衛生管理区域の奥にある場合は、それらの場所へ移動する者が衛生管理区域内を頻繁に行き来す

ることにつながります。このため、衛生管理区域内に従事者、外部事業者等の車両を入れないための施設の配置が望ましいものとなります。

（２）本項目に記載している「厩舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。」については、同一の衛生管理区域内においても農場によっては、厩舎ごとの衣服の交換を行う場合も想定されるため、記載しています。

Ⅱ衛生管理区域への病原体の侵入防止

〔人に関する事項〕

7 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、競馬場、乗馬施設その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

１． 本項目の目的

衛生管理区域を病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とするためには、必要のない者をむやみに立ち入らせないことが必要です。その具体的措置として、①必要のない者が馬の所有者等の許可なく立ち入ることがないよう出入口の数を必要最小限とする（項目６において規定）ことに加え、本項目において②馬の所有者等は必要がない者が立ち入らないようにし、仮に立ち入る場合であっても馬に接触する機会を最小限とするよう、出入口付近への看板の設置等により、そのことを不特定多数の者に知らしめることを規定しています。

ただし、上記を厳格に適用することがそもそも困難な観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設については、出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、例外としています。

２． 不遵守の判断基準

本項目が不遵守でないか確認するためには、以下の２点が満たされていることが必要です。

（１）出入口で明確な立入制限がされている（出入口の数が必要最小限である）こと

衛生管理区域が馬の所有者及び従業員以外の者が明確に立入りが制限されていることを認識できる状態になっていることが必要です。このため、出入り可能な状態であるにもかかわらず、立入りが制限されていることを認識できないと認められる場合は、不遵守となります。

なお、作業動線上不要な出入口があったり、物理的に衛生管理区域が区分されておらず、出入りが可能なところがあったりするからといって直ちに不遵守になるわけではありませんが、看板の設置等を行わず、立入りが制限されていることが馬の所有者以外の者に認識されないような状態になっている場合は不遵守となります。

また、看板の設置等が行われている場合であっても、衛生管理区域への馬の所有者及び従業員以外の立入りが制限されていること並びに馬の所有者等の許可を得て立ち入る場合であっても許可なく馬に接触しないことが明確になっていない場合には、その内容を改善するよう助言してください。

（２）観光牧場その他不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設の場合、それらの者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認しておくこと

当該規則には、①衛生管理区域の設定、②入場者への協力依頼、③入退場車両の消毒、④入退場者の消毒、⑤馬の健康観察、⑥異状確認時の通報ルールの作成等の内容が含まれていることが必要です。

これら病原体の持込み及び持出しを防止するための規則を作成しない、又は作成していても①～⑥が満たされていない場合は不遵守となります。

３．　参考情報

観光牧場等における病原体の持込み及び持出しを防止するための規則の作成について

（１）病原体の持込み及び持出しを防止するための規則を作成する必要性

馬の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のためには、衛生管理区域への必要のない者の立入りを制限することが重要です。しかしながら、観光牧場等は、動物の見学、ふれあい体験等を目的としており、立入りを制限することは困難です。

このため、飼養衛生管理基準に定められた、衛生管理区域への不特定かつ多数の者の立入りの制限及び立入者の記録の作成・保管については、その代替措置として、出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成することが義務付けられています。

（２）規則の内容

(ア)　衛生管理区域の設定

① 場内を衛生管理区域※1とそれ以外の区域に分ける。

② 衛生管理区域の中に、来場者が入場可能な区域（ふれあい広場、見学可能な厩舎等馬と接触する場所を含むエリア。以下「入場可能区域」という。）がある場合には、関係者以外立入禁止の区域（ふれあいに供しない馬の飼養エリア。以下「立入禁止区域」という。））と分ける。かつ、入場可能区域で飼養する馬と立入禁止区域で飼養する馬は直接接触しないよう飼養場所を明確に分ける。

※1 馬を飼養する場所、厩舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫等、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいう。

【記載例】

図〇のとおり、衛生管理区域を設定する。また、衛生管理区域を入場可能区域と立入禁止区域に区分する。

(イ)　入場者への協力依頼

① 口頭、場内放送、パンフレット、ウェブサイト等により、馬の伝染性疾病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。

② 原則、入国又は帰国後１週間以内での入場を拒否している旨を周知する。

③ 入場ゲート付近、入場可能区域では、立て看板等により、靴の消毒及び手指の洗浄・消毒の実施並びに肉製品を含む食品の持込禁止を依頼する旨を周知する。

④ 立入禁止区域では、立て看板等により、部外者の立入を禁止する旨を周知する。

＊場内放送、パンフレット、ウェブサイト、看板等による周知は入場者の国籍を考慮し複数の言語により行うようにしてください。

【記載例】

場内放送、パンフレット、ウェブサイト等により、馬野で伝染性疾病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。また、馬とのふれあい体験時には、実施前に馬の伝染性疾病の発生予防について十分説明して、消毒への協力を求める。

(ウ) 入場車両の消毒

① 来場者用の駐車場は、衛生管理区域外に設置する。衛生管理区域外に駐車する車両は、消毒を必要としない。

② 衛生管理区域内に入場する車両については、飼養衛生管理基準及び本手引きに従って消毒を行う。

(エ) 入場者の消毒

① 衛生管理区域内の入場可能区域の出入口では、消毒マット等の靴の消毒設備を設置する。

② 馬と接触する前後に手指の洗浄・消毒を実施するための、手洗い設備・手指消毒液を設置する。

【記載例】

1 入場ゲートにおける措置

・靴の消毒、手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。

・来場者の車は、衛生管理区域外にある来場者用駐車場に駐車し、やむを得ず、衛生管理区域内に入場する車両については、動力噴霧器により消毒を行う。

2 入場可能区域における措置

・靴の消毒、馬の接触前後における手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。看板の設置場所は図〇のとおり。

・出入口に靴底を消毒するための消毒マットや踏込消毒槽等を設置する。
１日〇回消毒液の点検を行い、不備がある場合は補充を行う。

・ふれあい広場では、ふれあいをする人が出入りするための扉を設置する。

・手洗い場の設置箇所は図〇のとおり。手洗い場には、手指洗浄液及び消毒用アルコールを設置し、毎朝補充する。

・週〇回程度、噴霧式消毒器等にて厩舎を消毒する。

３ 立入禁止区域における措置

・出入口に、訪問者の立入りを制限する旨を周知する立て看板を設置する。

（オ） 馬の健康観察の実施

① 定期的に診療、健康管理の指導等を行う担当の獣医師又は診療施設を確保する。

② 毎日、馬の健康状態を確認する。具体的には、活力、食欲、排せつの状況や発熱、鼻汁、流涎等の異状有無を確認し、記録する。

③ ふれあいで使用した馬をふれあいに供しない群に戻す場合は、馬の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにする。

【記載例】

・毎日、馬の健康状態を確認する。

・ふれあいで使用した馬は、１週間以上、他の馬から隔離して飼養する。
その後、異状がないことを確認してから、群に戻す。

（カ） 異状確認時の通報ルールの作成

① 馬の異状確認時の通報ルールを作成し、これを全従事者に周知徹底する。（周知の方法としては、講習会の開催、ルールの内容をポスターにして掲示すること等）場内の連絡ルートを明確にしておくとともに、担当の獣医師又は診療所、管轄の家畜保健衛生所の連絡先も把握しておく。

② 馬に異状がある場合は、担当の獣医師又は診療施設に連絡する。

③ 近隣又は場内で馬の伝染性疾病が発生した場合に備え、疾病の種類及び発生地域との距離等を踏まえた段階的な防疫措置を想定しておくことが望ましい。

【記載例】

・馬の異状を発見した者は、牧場長に連絡し、○○診療所（XXX-XXX-XXXX）に診療を依頼する。

・国内／県内／場内で馬の伝染性疾病が発生している場合、家畜保健衛生所の指示・指導を受けた上で、
第１段階：（国内（県内及び周辺県を除く）で発生した場合）

衛生管理区域の消毒を徹底し、ふれあい体験の中止を検討する。

第２段階：（周辺県で発生した場合）

放牧・厩舎見学を中止し、入場可能地域で馬を飼養しない。

第３段階：（場内或いは県内で発生した場合）

衛生管理区域への牧場関係者以外の立入りを禁止する。

（キ） その他

その他に、団体予約受付時のルールの説明（入場前の講習会の実施等）、海外からの入国者への対応等（外国語でのルール説明、外国語のパンフレットの作成等）、牧場独自に実施している防疫措置があれば記載する。

【記載例】

- 団体による見学又はふれあい体験の予約受付時には、靴及び手指の消毒の徹底等、馬の伝染性疾病の発生予防のための措置への協力を依頼する。
- 動物ふれあい体験については、体験申込みの際に体験者の渡航歴を確認し、過去１週間以内に海外から入国（帰国）していた場合は、体験をお断りする。

（３）留意事項

（ア） 海外渡航者及び他の馬の飼養施設入場者の入場制限、他の馬の飼養施設等で使用した物品の洗浄・消毒、海外で使用した衣服等の持込制限については、上記（２）（イ）のように、入場者に防疫対策の周知を図り協力を求めることにより、入場者に対する措置に代えて差し支えない。

（イ） 立入禁止区域については、飼養衛生管理基準に従って対応する。

（ウ） 上記記載例は規則の一例であるので、場内の配置、設備、組織体制等を考慮して、各牧場に応じた規則を作成する。

８ 他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

当日に他の馬の飼養施設等に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

１． 本項目の目的

同日に他の農場に立ち入った者、過去１週間以内に海外から入国した者を衛生管理区域に立ち入らせることは、衛生管理区域内に馬の伝染性疾病の病原体を侵入させるリスクとなります。このため、このような条件に該当する者は、衛生管理区域に立ち入ることが必要な獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者（※）を除き、原則として衛生管理区域に立ち入らせないようにする必要があります。

ただし、上記条件に該当するものの、どうしても立ち入る必要がある場合には、入浴し、専用の衣服及び靴への着替え等の適切な防疫措置を講じれば、この限りではありません。なお、立ち入る必要がある場合とは、資材の搬出入や施設・設備等の修繕等、飼養管理上どうしても必要な場合のことを指します。

※業務を円滑に行う上での必要性及び家畜衛生対策に関する正しい理解を前提として立入りを可能としています。したがって、平時から家畜衛生対策に関する情報を把握するよう努め、各農場の飼養衛生管理マニュアル等に沿って正しい方法で更衣、消毒等を実施する必要があります。

２． 不遵守の判断基準

（１）当日に他の馬の飼養施設に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）又は過去１週間以内に海外から入国した者と知り得ていながら、別日での対応が可能である、立ち入らなくても写真、映像等で知りたい事柄を確認できる等、必ずしも立ち入る必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内に立ち入らせていた場合、不遵守となります。と畜場や化製場から戻ってきた従事者も直接農場に戻らず、自宅等でシャワーを浴びてから農場に戻るよう助言してください。

（２）馬の所有者等に対し、衛生管理区域に立ち入る者について、当日の他の馬の飼養施設への立入りや過去１週間以内の海外からの入国がないことを確実に確認しているか聞き取ることが必要です。確認が行われていない場合は、不遵守となります。

　また、明らかに立ち入る必要がない者を立ち入らせていると認められた場合は不遵守となりますが、まずは必要性を十分考慮するよう助言してください。

９ 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

１． 本項目の目的

馬が飼養されている衛生管理区域内に区域外から馬の伝染性疾病を持ち込むことを防止するため、区域内に立ち入る者について、手指の洗浄及び消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①衛生管理区域に立ち入る者のための消毒設備を設置すること、②立ち入る者に当該設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせることを規定しています。ただし、立ち入る者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をすることでも問題はありません。また、本項目で規定している消毒設備は、衛生管理区域の入口と出口が同じ場所である場合は、項目24で規定している退出する者が利用する消毒設備と同じもので問題ありません。

なお、馬飼養農場に対しては、その飼養管理の実態から、衛生管理区域専用の衣服や靴への交換又は消毒を基準としては規定していませんが、農場の飼養衛生管理水準の向上のためには、これらの取組を実施していただくことが望ましいと考えられます。

２． 不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の入口付近に立ち入る者のための消毒設備を設置していること

衛生管理区域の入口において、同区域内を出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、原則不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、入口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。馬の所有者に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、代替措置として出入りする者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該設備を確実に利用し、確実に消毒させる必要があります。これらの代替措置を実施していない場合は不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、馬の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

ただし、衛生管理区域の入口で専用の手袋を着用し、衛生管理区域内において取り外さなければ、消毒設備がなく、手指の洗浄及び消毒を実施していなくても問題はありません。

（２）衛生管理区域に入る際に（１）の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

衛生管理区域に立ち入る者が立ち入る際に馬の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して手指の洗浄及び消毒を実施していなければ不遵守となります。馬の所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取ることが必要です。

なお、項目４に規定する記録において、消毒実施の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、馬）に接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から降車しないような事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合（例えば、区域内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しないような事例等）はこの限りではありません。

３．　参考情報

消毒効果を十分に得るためには、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指は消毒のみではなく、洗浄及び消毒を実施することとされています。

〔物品に関する事項〕

10 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

１．　本項目の目的

馬が飼養されている衛生管理区域内に区域外から馬の伝染性疾病を持ち込むことを防止するため、区域内に入る車両にはその消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①区域内に入る車両のための消毒設備を設置すること、②車両を入れる者に対し、入れる際に当該設備を利用して常時車両の消毒をさせることを規定しています。ただし、車両を入れる者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をすることでも問題はありません。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の入口（車両が通行可能なものに限る。この（１）において同じ。）付近に消毒設備を設置していること

衛生管理区域の入口において、区域内に入る車両が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（日常的に、出入りする車両の長さの約２倍等の十分な幅に適切な量で散布が必要。）等それぞれの地理的状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか視認して確認することが必要です。

なお、動力噴霧器等により車両から落とした泥や汚れの上を、人や車両が通過して二次汚染しないよう、消毒場所にコンクリート盤や側溝を設置して洗い流せる仕組みとすること、又は泥や汚れに十分量の消毒薬を散布すること等が必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。馬の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を聞き取るとともに、定められた用法・用量に従い使用されているか 、さらに消毒の実施状況をどのような方法で確認しているかについて聞き取る必要があります。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合において、車両を入れる者に同等の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該機器を確実に利用させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、馬の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒を確実に実施させているかを確認する必要があります。

また、タイヤハウス等に泥や汚れが多量に付着している場合は、消毒場所の汚染及び消毒効果の低減の可能性があるため、洗車場で洗車後に来場するよう車両を入れる者に案内することも有効です。

（２）衛生管理区域内に入る車両が（１）の消毒設備を用いて常時消毒を実施していること

区域内に車両が入る際に、馬の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して消毒を実施していなければ不遵守となります。馬の所有者等に対し、入る車両に対する消毒が確実に実施されているか聞き取るとともに消毒設備が適正に作動していることを確認することが必要です。

また、区域内に入る車両の消毒の実施位置が区域内に設置されている、区域外の公道を通り再度区域内に入る等により、区域内において消毒実施前後の車両が交差汚染するのを防止するため、適切な動線を確保することが必要です。

なお、項目４に規定する記録において、消毒実施の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

３．　参考情報

と畜場等への出荷から戻った際には、病原体を持ち込む可能性があることから、確実な消毒の実施のために、衛生管理区域外で車両を消毒し、一晩置いてから戻す等の取組が効果的です。

11 他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

１．　本項目の目的

他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域内に持ち込むことは、他の馬の飼養施設等から区域内へ馬の伝染性疾病を持ち込むリスクとなるため、原則禁止です。やむを得ず持ち込む場合については、適切に洗浄及び消毒を実施することが必要です。

２．　不遵守の判断基準

物品とは、保定用具や体温計、繁殖検査用器具等に加え、農場内の工事で使用される工具等の馬の飼養に直接関係しないものも含まれます。工具等は可能な限り農場に備えてあるものを使用するようにし、特殊器具等をやむを得ず持ち込む場合は、他の馬の飼養施設（乗用馬市場、と畜場等を含む。）で使用したおそれのないことを確認するか、当該物品の素材に適した消毒方法で適切に洗浄・消毒等した上で持ち込む必要があります。農場に持ち込む物品について、これらのことを持ち込む前に必ず確認し、必要に応じて洗浄・消毒等を適切に実施しているかを飼養衛生管理マニュアルの規定や馬の所有者等への聞き取り等で確認します。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。馬の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

12　海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

1．　本項目の目的

海外で使用した衣服及び靴を消毒等の措置を施さずに衛生管理区域内に持ち込むことは、区域内へ馬の伝染性疾病を持ち込むリスクとなり得ます。このリスクを極力低減させるため、

①　過去２ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴は、滞在していた国や訪問していた場所に関わらず、区域内に原則持ち込ませない

②　やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄・消毒等を実施する

必要があります。

なお、２ヶ月という期間については、馬インフルエンザウイルスの環境中での生存期間を考慮した期間です。

2．　不遵守の判断基準

（1）過去２ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴であると認識し、やむを得ず衛生管理区域に持ち込む場合であって、事前に洗浄、消毒等の措置を講じずに持ち込んだ場合、不遵守になります。

（2）馬の所有者等に対し、衛生管理区域内に持ち込まれる衣服及び靴について、過去２ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴ではないことを確実に確認しているか聞き取ってください。確認が行われていない場合は、確実に確認を行うよう助言してください。

（3）また、やむを得ず持ち込む場合、洗浄、消毒等が適切な方法で行われていない場合は不遵守となります。馬の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

13　飲用水の給与

飼養する馬に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

1．　本項目の目的

馬に給与する飲用水が、馬の伝染性疾病の病原体に汚染されている場合、農場内への侵入はもちろんのこと、疾病発生に直ちに繋がるおそれがあるため、飲用に適した水を給与する必要があります。このため、水道水以外の水源を利用する場合には、必要に応じて消毒等の措置を講ずる必要があります。なお、飲用に適した水とは、馬の伝染性疾病の病原体による汚染以外にも、有害物質の混入等馬の健康状態を害することのない衛生的なものである必要があります。

2．　不遵守の判断基準

例えば、非開放系の取水装置を使用している井戸水であって、一般的な水質検査により衛生的な水であることが確認できており、馬の伝染性疾病の病原体による汚染も否定できると判断できる場合は消毒する必要はありません。一方、ため池や沢水を水源として利用していたり、給与前に開放的な環境で貯水されていたりする等、野生動物の排せつ物等が混入し馬の伝染性疾病の病原体に汚染される可能性がある場合は、消毒の必要があると判断します。

消毒に当たっては、有機物の処理も含めて適切な消毒方法を実施していない場合は、不遵守となります。

3．　参考情報

井戸水は年１回以上の水質検査により「飲用可」と判断されるものであることが理想的です。大腸菌が陽性又は一般細菌数が許容値以上である場合は、点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングが推奨されます。また、沢水等の表面水は年１回以上の水質検査及び点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングが推奨されます。

〔馬に関する事項〕

14　馬を導入する際の健康観察等 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾病の発生状況及び導入する馬の健康状態を確認すること等により健康な馬を導入すること。導入した馬に馬の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにすること。

１．　本項目の目的

農場外から馬の伝染性疾病を持ち込まないためには、健康な馬を導入することが不可欠であり、導入元農場等における発生状況を確認することが必要ですが、乗用馬市場等から馬を導入する場合であって導入元農場等における疾病の発生状況が確認できない場合には、農場へ導入する馬の健康状態をよく確認する必要があります。また、馬の健康状態を確認する間、農場で飼養している他の馬との接触を避けることが必要です。

その際、導入する馬のみならず、競馬場、預託先、公共牧野等から馬が戻った場合についても同様の対応が必要です。

２．　不遵守の判断基準

（１）導入する馬が健康であるか、何ら確認を行っていない場合は不遵守となります。馬の導入記録を確認し、健康確認が行われていることを確認するとともに、馬の所有者等に対し、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分の場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言します。

（２）異状がないことを馬の所有者等が確認するまでの間、他の馬と直接接触させた場合は不遵守となります。このため、導入した馬の隔離スペースが確保されているか確認することが必要です。また、隔離スペースが確保されていない場合には、どのように他の馬と接触させないようにしているか聞き取り、不十分な場合には、農場の飼養状況、疾病発生状況等を踏まえ、具体的な改善方法を助言します。なお、異状がないことの確認期間は規定しておりません。具体的な期間については、当該農場及び導入元の疫学情報、主要な病原体の潜伏期間等を総合的に勘案し、指導してください。

（３）項目４に規定する記録において、導入した馬の健康状態等の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

15　厩舎に立ち入る者の手指消毒等 厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該厩舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

１．　本項目の目的

衛生管理区域への病原体の侵入リスクはゼロとなるものではないことから、衛生管理区域内において残存する病原体を厩舎へ持ち込むことを防止するため、厩舎に立ち入る者は手指の洗浄及び消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①厩舎に立ち入る者のための消毒設備を設置すること、②立ち入る者に当該設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせることを規定しています。ただし、消毒の代わりに、当該厩舎専用の手袋を着用することでも問題はありません。

また、厩舎で馬の伝染性疾病が発生した場合に、その病原体を他の厩舎に伝播させることを防止するため、厩舎から出る際にも手指の洗浄及び消毒又は手袋の交換が必要です。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）厩舎の出入口付近に立ち入る者のための消毒設備を設置していること

厩舎の出入口において、当該厩舎に出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、原則不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、出入口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。馬の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、代替措置として出入りする者に当該厩舎専用の手袋を着用させる必要があります。この代替措置を行っていない場合は不遵守となります。この場合は、馬の所有者等に対し、手袋の着用が確実に実施されているかを確認する必要があります。

（２）厩舎を出入りする際に（１）の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

厩舎に立ち入る者が立ち入る際に馬の所有者等が設置した消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒を実施しているか、当該厩舎専用の手袋を着用していなければ不遵守となります。馬の所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取り、必要に応じて実演により確認することが必要です。

手袋は使い捨てのものが望ましいですが、そうでない場合は定期的に交換し、洗浄・消毒するように指示してください。

３．　参考情報

消毒効果を十分に得るため、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指は消毒のみではなく、洗浄及び消毒を実施することとされています。また、手袋を着用する場合にあっては、手袋の交差汚染を防ぐために、着用の前に手指を洗浄し有機物を除去することが重要です。

16　厩舎の入口における靴の交換又は消毒

厩舎ごとの専用の靴を設置し、厩舎に入る者に対し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が厩舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う厩舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

１．　本項目の目的

厩舎外に存在する病原体を厩舎へ持ち込むことがないよう、厩舎に立ち入る者は厩舎ごとの専用の靴に履替えるか、又は靴を消毒する必要があります。このため、馬の所有者等は、厩舎に立ち入る全ての者に対し、当該厩舎専用の靴を用意し、それらを必ず着用させるか、又は靴を消毒させる義務があります。

２．　不遵守の判断基準

本項目においては、具体的措置として①厩舎に立ち入る者のための厩舎ごとの専用の靴を設置し、当該靴を着用させること又は、着用している靴の消毒をさせること、②靴が汚れた場合は洗浄及び消毒することを規定しています。ただし、一度厩舎専用の靴に交換した作業者が、厩舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で厩舎間を移動する場合については、厩舎ごとに再び靴を交換又は消毒をしなくても問題はありません。

厩舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で厩舎間を移動する場合とは、厩舎間が屋根や壁のある通路で連絡している場合や地面が舗装（又は消毒可能なゴム板の設置等）され、移動前に十分に消毒している場合等を想定しています。なお、土壌に消石灰を散布し、その上を歩く場合は、一般に土壌等の付着は避けられないため、病原体に汚染する可能性がある状況と考えられるため、十分な量の消石灰を散布する等、使用には注意が必要です。

本項目が不遵守でないかを確認するためには、以下の２点が満たされているか確認する必要があります。

（１）厩舎に立ち入る者のための厩舎ごとの専用の靴を設置すること、又は消毒をすること

厩舎ごとの専用の靴を設置していない、又は消毒を実施していなければ不遵守となります。また、靴を用意している場合であっても、当該厩舎専用のもの（厩舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で厩舎間を移動する場合は、移動中及び移動先の厩舎と共通のもので可。）でなければ不遵守となります。具体的には、野生動物侵入防止等の病原体汚染防止対策が講じられた厩舎間通路の移動であれば、靴の交換又は消毒はしなくても問題ありません。

（2）靴が汚れた場合は洗浄及び消毒すること

靴が汚れたまま繰り返し使用されている場合は不遵守となります。靴に有機物が付着したままであれば、消毒の効果が低減するため、設置している靴の状況を確認し、洗浄及び消毒を実施するよう指導してください。

3．　参考情報

飼養衛生管理基準の考え方では、まずは、衛生管理区域の出入口やその他境界部分で衛生管理対策を講ずることにより、極力病原体の侵入リスクを低減させます。しかしながら、人、車両、野生動物等に付着した病原体について、衛生管理区域への侵入を完全に防ぐことは困難です。そのため、本項目の規定による厩舎の出入対策を講ずることにより、もう一段の防疫障壁を設けることとしています

〔物品に関する事項〕

17　器具の定期的な清掃又は消毒等 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、繁殖検査用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は一頭ごとに交換又は消毒をすること。

１．　本項目の目的

衛生状態を保つためには、飼養管理に使用する器具を定期的に清掃又は消毒をする必要があります。また、使用する注射針、繁殖検査用器具その他の物品にあっては１頭ごとに交換又は消毒を実施する必要があります。なお、対象となる器具は、紙等の清掃又は消毒に適さないものを除く衛生管理区域内で飼養管理に使用する全てのもの指します。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の２点を確認する必要があります。

（１）飼養管理に使用する器具を定期的に清掃又は消毒をしていなければ不遵守となります。このため、馬の所有者等に対して、器具の清掃又は消毒の頻度、消毒については消毒薬名及び希釈倍数を聞き取ることが必要です。頻度が著しく低く、定期的に清掃又は消毒を行っているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

（２）注射針、繁殖検査用器具その他の体液が付着する物品を使用する場合、１頭ごとに交換又は消毒を実施していない場合、不遵守となります。なお、これらの物品については、農場関係者ではない装蹄師や担当の獣医師等が使用する場合であっても、交換又は消毒を実施していなければ、不遵守になります。消毒が行われている場合には、消毒薬名及び希釈倍数を聞き取ることが必要です。また、体液が付着する物品が全て対象となっているか併せて確認する必要があります。

18 厩舎外での病原体による汚染防止

馬の飼養管理に必要のない物品を厩舎に持ち込まないこと。

1． 本項目の目的

衛生管理区域内においても、野生動物や人、車両、物品等により持ち込まれた病原体が存在している可能性があります。不必要な物品を厩舎に持ち込まないことで、厩舎内への病原体の侵入を防止します。

2． 不遵守の判断基準

馬の飼養管理に必要のない物品が厩舎にある場合は不遵守となります。従事者の弁当等も原則、飼養管理に必要のない物品に当たりますので、従事者の健康状態等の特別な事情がある場合を除いて、厩舎内に弁当等を持ち込んでいないことを確認する必要があります。

〔野生動物に関する事項〕

19　野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管 馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

1．　本項目の目的

衛生管理区域内にある死体保管場所に野鳥等の野生動物が侵入することにより、衛生管理区域外から区域内へ病原体が持ち込まれること及び病原体を外部に持ち出すことを防ぐを防ぐ必要があります。

2．　不遵守の判断基準

死亡した馬は処理までの間、ブルーシートを被せたりする等、野生動物が接触しないように管理することが必要であり、このような措置が実施されていない場合、不遵守となります。

20　給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

1．　本項目の目的

馬が厩舎内等で摂取する飼料や飲用水については、これらが仮に馬の伝染性疾病の病原体に汚染されていた場合、農場内への侵入はもちろんのこと、疾病発生へと直ちに繋がるおそれがあります。このため、給与される飲用水や飼料が野生動物を媒介して病原体に汚染されることを防ぐため、

①　飼料については、貯蔵・給餌場所等にねずみ、野鳥等の野生動物が接触しないよう、貯蔵には蓋付きの容器やタンクを利用するほか、飼槽を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃する

②　飲用水については、水道水以外の井戸水等を利用する場合には、貯水施設に蓋を付ける等異物の混入防止措置を講じるほか、ウォーターカップ等の給水設備を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃する

必要があります。

2．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所の全てに野生動物の排せつ物等の混入防止対策を講じていなければ不遵守となります。このため、馬の所有者等が、農場周辺にいる野生動物の種類を把握し、種類に応じた侵入防止対策が講じられているか、タンクに蓋がされているその他適切な方法により、野生動物の種類に応じた侵入防止対策が講じられているかを確認することが必要です。また、屋内に給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所がある場合にあっては、タンクに蓋等がない場合であっても、建物に野生動物が侵入する隙間がなければ問題はないので、隙間の有無及び有る場合に十分な対策が講じられていることを的確に確認することが必要です。

〔飼養環境に関する事項〕

21　衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

1．　本項目の目的

ねずみ等の野生動物が、衛生管理区域内に侵入し、区域内を動き回ることは、病原体が持ち込まれ、区域内で病原体が拡散するリスクになります。このリスクを低減するためには、衛生管理区域内を野生動物にとって侵入及び滞在しづらい環境とする必要があります。ねずみ等の野生動物は身を隠せる場所を選んで行動する特性があることから、衛生管理区域内を野生動物が身を隠しづらい場所とする必要があります。

また、病原体が野生動物や人、車両、物品等により衛生管理区域内に持ち込まれた場合、区域内での拡散及び馬への感染を防ぐため、病原体がそれ以上残存しないようにする必要があります。

このため、衛生管理区域内を野生動物が身を隠しづらい場所とすること及び効果的な消毒を行い病原体が残存しないようにすることを目的として、不要な資材や廃棄物（壊れた機材、ゴミ）等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒する必要があります。また、衛生管理区域周辺の農場敷地においても、雑草等は野生動物が身を隠す場所となることから、そのような場所の除草や消毒も実施する必要があります。具体的な消毒場所・方法等については、農場の実情に応じて飼養衛生管理マニュアルで規定することになります。

2．　不遵守の判断基準

不要な資材等が衛生管理区域内に放置されている、雑草等が一定範囲に生えていて野生動物が身を隠す場所になっている、使用中の資材、機材等が整理整頓されていない、敷地が定期的に消毒されていない場合は不遵守となります。なお、敷地を消毒していても、地面に資材等が放置されたままで十分な消毒の実施に当たらない場合も不遵守となります。

22　厩舎等施設の清掃及び消毒

厩舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

1．　本項目の目的

衛生管理区域内を衛生的に保つためには、定期的に清掃及び消毒を実施することが重要です。また、消毒の効果を低減させないために、適正な作業を行う必要があることから、飼養衛生管理マニュアルに基づいて作業することが重要です。なお、清掃及び消毒は、病原体の残存性を低減させるとともに、飼料の食べこぼし等を清掃することで野生動物（野鳥、小動物等）の誘引を減らすことにもつながります。

2．　不遵守の判断基準

清掃及び消毒を実施していない、実施していると認められない汚れが確認される、定期的とは認められない頻度である、飼養衛生管理マニュアルに規定している方法や頻度と異なる場合は不遵守となります。飼養衛生管理マニュアルで規定しているものではありますが、清掃及び消毒の方法、使用する消毒薬名及び希釈倍数を聞き取る必要があります。

隣接する馬房に馬が飼養された状況で動力噴霧器を用いた消毒が困難な場合については、糞等の汚れを除去しつつ、簡易な装置等を用いて消毒薬の散布を実施していることを確認する必要があります。

3．　参考情報

馬の移動・出荷等により馬房単位で空になるタイミングは、洗浄・消毒する機会でもあります。

〔馬に関する事項〕

23　毎日の健康観察 毎日、飼養する馬の健康観察（馬の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

１．　本項目の目的

自ら飼養している全ての馬の健康状態を毎日観察することは、馬の健康状態が普段と違うことに迅速に気づくためにも非常に重要なことです。このため、毎日実施している飼養管理の中で、馬の健康状態がいつもと違わないかどうかを確認する必要があります。万一、通常とは異なる行動や症状を呈している場合、その程度に応じ、担当の獣医師への連絡や家畜保健衛生所への迅速な通報等の措置を講ずる必要があります。

２．　不遵守の判断基準

毎日の健康観察を実施しない場合、不遵守となります。馬の所有者等に対し、毎日の健康観察を実施しているか確認するため、３に記載の事項について聞き取りを行い、その記録も確認することが必要です。さらに、項目４に規定する記録において、馬の異状の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

３．　毎日の健康観察でチェックする事項

- 調子が悪い馬がいる厩舎（馬房）や頭数、症状
- 死亡した馬の有無と状況
- 出産記録　等

Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

〔人に関する事項〕

24　衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

１．　本項目の目的

自らの所有する馬を馬の伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や馬の飼養施設等に馬の伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、出口付近での手指消毒等を規定しています。

２．　不遵守の判断基準

本項目では衛生管理区域の出口での手指消毒等について規定していますが、衛生管理区域の入口と出口を別々に設ける必要はありません。また、消毒設備等も別のものを設置する必要はありません。入口と出口が同じ場合には、項目９の遵守状況の確認と併せて、本項目について確認することができます。

項目９とほとんど同様となりますが、本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の出口付近に退出する者のための消毒設備を設置していること

衛生管理区域の出口において、同区域を出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、出口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。馬の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合に

おいて、退出する者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該設備を確実に利用し、確実に消毒させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、馬の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

ただし、入口で専用の手袋を着用することとしており、衛生管理区域内で当該手袋を外したり手袋の中が汚れたりしなかった場合には、出口において手袋の外側に触れないように外すことを確実に実施していれば、消毒設備がなくても問題はありません。この場合において、使用済みの手袋は項目 26 で規定している消毒等を講ずべき物品に当たりますので、洗浄及び消毒等の必要な措置を行わずに衛生管理区域外に持ち出していないか、併せて確認する必要があります。なお、使い捨ての手袋の場合で廃棄するために持ち出す場合は、一枚一枚を洗浄及び消毒するのではなく、密封できる袋に入れ、適切に廃棄する等の措置で問題ありません。

（２）衛生管理区域から退出する際に（１）の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

衛生管理区域から退出する者が退出する際に馬の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して手指の洗浄及び消毒を実施していなければ不遵守となります。馬の所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取ることが必要です。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、馬）に接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から降車しない事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合（例えば、区域内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しないような事例等）はこの限りではありません。

３．　参考情報

消毒効果を十分に得るため、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指は消毒のみではなく、洗浄及び消毒を実施することとされています。

〔物品に関する事項〕

25　衛生管理区域から退出する車両の消毒 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

１．　本項目の目的

自らの所有する馬を馬の伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や馬の飼養施設等に馬の伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、出口付近での車両消毒を規定しています。

２．　不遵守の判断基準

本項目では衛生管理区域の出口での車両消毒について規定していますが、衛生管理区域の入口と出口を別々に設ける必要はありません。消毒設備も別のものを設置する必要はありません。入口と出口が同じ場合には、項目 10 の遵守状況の確認と併せて、本項目について確認することができます。

項目 10 とほとんど同様となりますが、本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の出口付近（車両が通行可能なものに限る。この（１）において同じ。）に消毒設備を設置していること

衛生管理区域の出口において、区域を退出する車両が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（日常的に、出入りする車両の長さの約２倍等の十分な幅に適切な量で散布することが必要。）等、それぞれの地理的状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか視認して確認することが必要です。

なお、動力噴霧器等により車両から落とした泥や汚れの上を、人や車両が通過して二次汚染しないよう、消毒場所にコンクリート盤や側溝を設置して洗い流せる仕組みとすること、又は泥や汚れに十分な量の消毒薬を散布すること等が必要です。

さらに、消毒実施者の靴底を消毒できる設備の設置や作業動線の消毒も実施することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。馬の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を聞き取るとともに、定められた用法・用量に従い使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、車両を出す者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該機器を確実に利用させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、馬の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

（２）衛生管理区域を退出する車両が（１）の消毒設備を用いて常時消毒を実施していること

衛生管理区域を退出する車両が、馬の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用し、確実に消毒を実施させていなければ不遵守となります。馬の所有者等に対し、退出する車両が確実に実施されているか聞き取るとともに消毒設備が適正に作動していることを確認することが必要です。

26　衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

馬の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

１．　本項目の目的

自らの所有する馬を馬の伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や馬関連施設等に馬の伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、病原体が付着し交差汚染の原因となるおそれのある物品の消毒等の措置について規定しています。

２．　不遵守の判断基準

物品とは、衛生管理区域内で使用し、馬の排せつ物、汚泥等が付着し又は付着したおそれのあるもの全てであり、農場内の工事で使用される工具等の馬の飼養に直接関係しないものも含まれます。当該物品の素材に適した消毒方法で適切に消毒するか、又は手袋等の使い捨ての物である場合は密封できる容器等に確実に入れた上で持ち出す等の病原体の拡散防止措置を実施している必要があります。これらの実施状況について、馬の所有者等が、当該物品を持ち出す前に確認し、必要に応じて再消毒等の措置を適切に実施しているかを聞き取り等で確認します。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。馬の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

〔馬に関する事項〕

27　馬の出荷又は移動時の健康観察 馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認すること。また、馬の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

1．　本項目の目的

馬を農場外へ移動する場合、馬を介して導入先の農場等へ病原体を広げる可能性があります。このため、馬を移動する直前に当該馬の健康状態を確認し異状が認められないことを確認することが必要です。

また、馬の死体又は排せつ物を農場外へ移動させるときにも病原体を広げる可能性があるため、移動の際には馬の死体や排せつ物が漏出しないよう必要な措置を講ずる必要があります。

2．不遵守の判断基準

（1）移動の直前に当該馬の健康状態を確認していない場合は不遵守となります。

このため、出荷等の移動の記録を確認し、健康確認（活力、食欲、排せつの状況や発熱、鼻汁、流涎等の異状の有無を確認すること。）が行われているかを確認するとともに、馬の所有者等に対し、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分の場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言することが望ましいです。

（2）また、馬の死体又は排せつ物を農場外へ移動させる場合に、ブルーシートによる覆い等、漏出が生じないよう措置を講じていない場合は不遵守となります。このため、馬の所有者等に対し、馬の死体又は排せつ物を移動する場合に漏出を防止するために講じている措置を具体的に聞き取ることが必要です。漏出防止のための措置が不十分の場合には、取るべき方法を具体的に助言することが望ましいです。

28　異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

飼養する馬に異状が確認された場合（その原因が馬の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該馬が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の出荷及び移動を行わないこと。当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。

１．　本項目の目的

法に基づく通報及び届出義務が発生するもの以外の馬の伝染性疾病についても、当然ながら発生予防とまん延防止に努める必要があります。このため、これらの疾病が疑われる死亡数の増加や異状（食欲不振、下痢、削痩、起立不能、流産等。この１において同じ。）が認められる馬の数が増加する場合（厩舎内温度管理の不備、管理失宜等馬の伝染性疾病が原因でないことが明白な場合を除く。）は、獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けることにより異状が何によるものなのかを確認するとともに、少なくとも監視伝染病にかかっていないことが判明するまでの間、農場から馬の移動は行わない必要があります。

また、異状の原因が監視伝染病であることが判明した場合には、家畜保健衛生所の指導に従う必要があります。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の４点を満たしていることが必要です。また、（１）～（４）について、農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われているかを確認することが必要です。

（１）異状の原因が馬の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除き、馬の死亡数の急激な増加又は同様の症状を呈している馬の増加が確認された場合に、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けること

馬の死亡数の急激な増加又は同様の症状を呈している馬の増加が確認された場合に、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けていない場合は、不遵守となります。

このため、馬の所有者等に対し、このような場合に速やかに獣医師の診療もしくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受ける必要があることを理解しているか聞き取りを行うとともに、飼養している馬の異状の有無の記録等を確認することが必要です。

（２）（１）の場合、当該馬が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の出荷及び移動を行わないこと

当該馬が監視伝染病にかかっていないことが確認される前に、農場からの馬の出荷及び移動を行った場合には、不遵守となります。

このため、馬の所有者等に対し、出荷及び移動してはならないことを理解しているか聞き取りを行うとともに、飼養している馬の異状の有無の記録並びに出荷及び移動の記録を突き合わせ、確認することが必要です。また、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

（３）当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと

監視伝染病が原因であることが判明した場合であって、家畜保健衛生所からの適切な指導に従わない場合、不遵守となります。

このため、馬の所有者等に対し、監視伝染病が原因であることが判明した場合は家畜保健衛生所からの指導に従う必要があることを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

（４）（１）以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求めること

（１）以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求めない場合は、不遵守となります。

このため、馬の所有者等に対し、（１）以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求める必要があることを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

別添

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

（豚及びいのししの場合）

令和２年 10 月１日

はじめに

平成 30 年９月以降の我が国での豚熱（ＣＳＦ）の発生及びアジア地域におけるアフリカ豚熱（ＡＳＦ）の発生拡大を受け、我が国の家畜防疫をより的確に実施する観点から、令和２年４月３日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和２年法律第 16 号）が公布されました。今回、法改正を踏まえ、飼養衛生管理基準の見直しを検討し、６月 30 日に新たな飼養衛生管理基準を含む家畜伝染病予防法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和２年農林水産省令第 46 号）が公布されたところです。

家畜伝染病予防法第 12 条の３に規定されている飼養衛生管理基準は、家畜の飼養に係る衛生管理の方法として家畜の所有者が守るべき基準です。基準の遵守に当たっては、日頃から家畜伝染病予防法に基づく検査や指導を行っている家畜防疫員が、農場ごとに異なる飼養衛生管理状況を的確に把握した上で、基準の趣旨を踏まえ、当該農場の飼養衛生管理が基準を満たしているかどうかを判断し、仮に、適切に遵守されていない場合には、農場の状況を踏まえた改善策を具体的に示し、指導することが求められます。

今般の飼養衛生管理基準の改正では、生産者及び関係者から寄せられた飼養衛生管理基準の各項目の意義が分からないとの声を受け、取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化し、それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目を分類しています。

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項
Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止
Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

Ⅰにおいては、家畜の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の当該基準が現場で徹底されるための取組等が規定され、Ⅱ～Ⅳにおいては具体的な防疫措置が規定されています。

本手引きは、飼養衛生管理基準の項目ごとに、その目的と判断基準を明示し、これを踏まえて家畜防疫員が的確に遵守状況を確認し、改善指導を行うことができるよう作成したものです。各都道府県において本手引きの内容が家畜防疫員に周知徹底され、家畜防疫員が的確な遵守状況の確認及び不遵守の場合の指導助言を行うことにより、発生予防及びまん延防止に万全を期すことを期待します。

令和２年 10 月１日

【目次】

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項 1

〔人に関する事項〕 1

１ 家畜の所有者の責務 1

２ 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 3

３ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 6

４ 記録の作成及び保管 11

５ 通報ルールの作成等 14

６ 獣医師等の健康管理指導 15

７ 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備 16

〔飼養環境に関する事項〕 18

８ 衛生管理区域の設定 18

９ 放牧制限の準備 21

10 埋却等の準備 22

11 愛玩動物の飼育禁止 24

〔家畜に関する事項〕 26

12 密飼いの防止 26

Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止 27

〔人に関する事項〕 27

13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 27

14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 35

15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 37

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 39

〔物品に関する事項〕 42

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 42

18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置.....45
19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置 46
20 飲用水の給与.....47
21 処理済みの飼料の利用 48
22 安全な資材の利用.....53
〔野生動物に関する事項〕 54
23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 54
〔家畜に関する事項〕.....56
24 家畜を導入する際の健康観察等 56
Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止58
〔人に関する事項〕 58
25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 58
26 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用 60
〔物品に関する事項〕.....64
27 器具の定期的な清掃又は消毒等 64
28 畜舎外での病原体による汚染防止.....65
〔野生動物に関する事項〕 67
29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組.....67
30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止 69
31 ねずみ及び害虫の駆除 70
〔飼養環境に関する事項〕 71
32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 71
33 畜舎等施設の清掃及び消毒 72
〔家畜に関する事項〕.....73
34 毎日の健康観察 73

Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止 74
〔人に関する事項〕 74
35 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 74
〔物品に関する事項〕 77
36 衛生管理区域から退出する車両の消毒 77
37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等 79
〔家畜に関する事項〕 80
38 家畜の出荷又は移動時の健康観察 80
39 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止 81
40 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止 83

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

（豚及びいのししの場合）

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項

〔人に関する事項〕

1　家畜の所有者の責務 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

１．　本項目の目的

家畜の所有者は家畜防疫の最前線を担っており、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生すれば経営に影響を受ける当事者であるとともに、周囲へのまん延防止に努める責任を有する者となります。また、家畜の所有者以外の者が農場の管理を実質的に行っている場合には、家畜の所有者の責任の下で当該飼養衛生管理者に衛生管理の取組を実施させることを明示し、責任の所在を明確化しています。

２．　不遵守の判断基準

衛生管理に対する家畜の所有者の責務を理解しておらず、飼養衛生管理者を選任しない等、防疫体制の構築に努めていない場合、また、家畜の所有者以外を飼養衛生管理者としている場合にあっては、飼養衛生管理者に本基準の規定による防疫体制の構築に努めさせていない場合は、不遵守となります。

３．　参考情報

（１）畜産の各規制に関わる法律は、「家畜伝染病予防法」（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）のほか、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する

法律」（昭和 28 年法律第 35 号）（以下「飼料安全法」という。）、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律 138 号）、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 112 号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃掃法」という。）、「化製場等に関する法律」（昭和 23 年法律第 140 号）、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号）、「獣医師法」（昭和 24 年法律第 186 号）等が挙げられます。

なお、本規定中にある「この項」とは、飼養衛生管理基準のうち豚及びいのししに係る全体を指しています。

（２）法第３条に規定する「管理者」と、法第 12 条の３の２に規定する「飼養衛生管理者」は制度上全く別のものであり、「飼養衛生管理者」制度の新設により、「管理者」の解釈や運用が変わるものではありません。したがって、これまで「管理者」に該当する者と整理していた者（例えば、定期報告の報告主体となっていた家畜の所有者以外の者）には、引き続き、法の規定が適用されます。

「管理者」とは、施設の所有者や家畜の飼養者が該当し、罰則の適用もあり得る者であり、例えば、育成牛の預託先農場の所有者や競馬場の厩舎の所有者が法第３条の「管理者」と解釈されます。「飼養衛生管理者」とは、家畜の所有者が、家畜を現に飼養する者のうち、衛生管理区域に出入りする者（従事者等）を管理するために選任した者です。

例えば、競走馬のように、①家畜の所有者、②飼養施設（厩舎）の所有者、③家畜の管理者（調教師）が異なるケースでは、施設に関する法の規定（第８条の２）は②の者に、家畜の管理に関する法の規定（第 12 条の３の２等）は③の者に適用することが適切と考えられます。

なお、実態として、「飼養衛生管理者」として選任された者と「管理者」が同一の者となることもあります。

２ 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

１．　本項目の目的

農場の防疫体制の構築や家畜の衛生管理を適切に実施するためには、農林水産省や家畜保健衛生所から提供される家畜の伝染性疾病の発生状況、飼養衛生管理の適切な取組等に関する情報を踏まえ、自己点検により生産者自ら衛生管理の課題を確認し、維持向上に取り組む必要があります。

また、農場の飼養衛生管理状況は、家畜保健衛生所や担当の獣医師等と共有できるよう見える化を行うとともに、指導を受け、関係者一体となってその維持、向上に努めることが重要です。

２．　不遵守の判断基準

家畜防疫に関する最新情報の把握等がされており、本項目を遵守しているか確認するためには、以下の５点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）家畜保健衛生所から提供される情報を確認すること

特定家畜伝染病防疫指針において、国は、諸外国やOIE等の国際機関との相互の情報交換を通じ、常に海外における最新のＡＳＦ等の発生状況を把握し、必要に応じて都道府県等に情報提供を行い、都道府県は家畜保健衛生所を通じて、国から提供を受けた発生状況に関する情報について、速やかに、電子メール、ファクシミリ、電話、郵送等により全ての豚等の所有者等（家畜の所有者及び飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）に周知することとされています。このように提供された情報について、家畜の所有者等が確認しているか、家畜の所有者等に聞き取りを行うことが

必要です。家畜保健衛生所等から提供される情報について、受け取りを拒否したり、確認していなかったりすることが認められる場合には不遵守となります。

（２）家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること

上記（１）で家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認していれば、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧を行っていなくても不遵守とはなりません。一方、家畜保健衛生所が提供する情報には、農林水産省が発信する情報以外にも地域の実情に応じた情報等が含まれるため、（１）で不遵守が認められる場合には、農林水産省のウェブサイトを閲覧していても本項目は不遵守となります。

（３）自らの農場の飼養衛生管理状況を定期的に点検し改善を図ること

上記（１）、（２）で把握した最新情報を踏まえ、直近の家畜衛生状況に応じた防疫体制となるよう点検、改善がなされていることが必要です。消毒設備や衛生管理区域の設定等に不備が生じている、疾病の発生状況等の変化に防疫体制が対応できていない等の状況において、それを改善しようとしない場合には不遵守となります。

（４）衛生管理区域及び衛生対策設備の設置箇所を明示した平面図を備えておくこと

家畜の所有者等は、日頃から農場の防疫体制を把握し、家畜保健衛生所の立入検査等の際に、平面図により分かりやすく説明する必要があります。防疫体制を把握していない場合及び衛生管理区域や衛生対策設備の設置箇所等を明示した平面図を備えていない場合は不遵守となります。

（５）家畜の所有者等は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するために家畜保健衛生所が行う指導等に従うこと

飼養衛生管理基準を遵守している家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理の高度化のために行う助言に従わないことをもって、不遵守とはなりませんが、

ア　家畜保健衛生所による立入りや検査を拒んだ場合（この場合の検査とは、法第５条や法第 51 条の規定等に基づく家畜保健衛生所の検査を意味しています。）

イ　飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の所有者等に対し、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善し、飼養衛生管理基準を遵守するよう求める家畜保健衛生所が行う指導に従わない場合

ウ　他の農場で飼養する家畜への家畜の伝染性疾病のまん延を防止するため、家畜保健衛生所が行う指導に従わない場合

には、不遵守となります。

3．　参考情報

家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧は、家畜の伝染性疾病の発生状況や留意点を把握するために有用です。また、「6 獣医師等の健康管理指導」の項で、担当の獣医師又は診療施設を定め、指導を受けることとされており、この指導を積極的に活用することも有用です。

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

（１）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

（２）海外渡航時及び帰国後の注意事項

（３）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起

（４）農場内への不適切な物品の持込みの禁止

（５）可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

（６）持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

（７）猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

（８）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

（９）農場における防疫のための更衣

（10）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

１．　本項目の目的

農場の防疫や家畜の衛生管理を実効性のあるものとするためには、飼養衛生管理に関する作業の手順を明確にし、家畜の所有者、従業員、外部事業者等、農場に立ち入る全ての者が適切な手順で作業を行う必要があります。そのため、従業員がおらず家畜の所有者のみで管理している農場においても、本項目を遵守してマニュアルを作成する必要があります。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の４点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）本項目の本文中に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること

マニュアルが規定する内容には、本文中に掲げる 10 点のうち該当する事項が含まれている必要があります。例えば、農場内へ持ち込むのに不適切な物品（飼養衛生管理基準に基づくもの以外に、当該農場のルールにより持ち込むことを禁止している物品を含む。）を規定していない場合は、不遵守となります。

また、農場の飼養衛生管理の手順を変更する場合は、事前にマニュアルを更新する必要があります。マニュアル作成後に野生動物の生息状況や疾病の発生状況、農場の周辺状況が変化し、マニュアルで規定する内容と実情が異なるようになった場合は、速やかにマニュアルを更新する必要があります。この更新作業が行われていない場合は、不遵守となります。

なお、マニュアルに規定すべき 10 点の事項は、それぞれ、本基準の他の項目で義務の内容が記載されており、マニュアルには当該義務内容を含める必要があります。例えば、愛玩動物について畜舎内のみでの飼育禁止と定めたマニュアルは、項目 11「愛玩動物の飼育禁止」で定める衛生管理区域内での飼育禁止の不遵守となるため、不適切です。

（２）マニュアル作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること

農林水産省が作成するマニュアルの記載例等を参考に、各農場の人の出入りや飼養管理方式等の実情に応じて科学的に適切なものとなるよう、作成過程で、獣医師等の専門家（担当の獣医師、家畜防疫員等）の意見を聞き、内容に反映させる必要があります。獣医師等の専門家から指摘があったにもかかわらず、その内容を反映させていない場合は、不遵守となります。なお、農場ＨＡＣＣＰや畜産ＧＡＰの手順書を活用し、マニュアルの規定として引用することも可能です。

（３）従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう冊子の配布、看板の設置等の必要な措置を講ずること

マニュアルは、従事者及び外部事業者が随時参照し、常に遵守すべきものです。作成後、事務所の本棚の奥に保管されているだけで、従事者及び外部事業者の目に留まらないような場合、農場の誰もがどこにあるのか答えられない場合は、本項目の不遵守となります。なお、冊子の配布は例示として記載しています。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守できるよう、実効性のある対応が確認できれば問題ありません。

（４）家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること

「2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践」の項に規定している、家畜の所有者等が把握すべき情報について、情報を把握した後、貼り紙その他の手法により、従事者や外部事業者に周知する必要があります。関連情報について従業員等が認識できていない場合には、不遵守となります。貼り紙等の周知が見られない場合、関連情報等について認識しているかどうかを従業員等に聞き取りを行うことも有効です。

３．　参考情報

（１）マニュアルの内容については、上記 10 点のうち該当する事項は最低限として、そのほか農場の実情に応じて必要となる防疫作業に関する手順を記載するよう指導してください。特に緊急性が高い、特定症状を発見した場合の通報ルール、連絡先、特定症状の発見を受けて取るべき具体的な防疫作業の手順等を記載することが推奨されます。

従事者や外部事業者にマニュアルの規定を遵守させるためには、可能な限り図や写真を使って見える化を行うことが有効です。例えば、更衣室における手指の洗浄及び消毒や着替えの手順について、写真や図を使って示すことにより、誰でも適切な手順で実施できるようになり、人為的なミスによる病原体の侵入の防止につながります。

なお、マニュアルの実効性を確保するために、農場や従業員等の状況の変化を踏まえて更新し続けることが重要です。更新する際も、初版の作成時と同様、獣医師等専門家の意見を聞く必要があります。家畜保健衛生所からの指導があった場合は直ちにマニュアルへ反映し、従事者や外部事業者へ周知する必要があります。

（２）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項とは、当該農場の従事者が別の農場（衛生管理区域を別にしている農場）で作業した場合、その際に使用した衣類や靴の交換、車両の交換又は消毒をせずに当該農場での飼養管理を行うことを禁止するといった対応を想定しています。また狩猟を行った場合も

同様に狩猟に使用した衣類や靴の交換、車両の交換又は消毒をせずに当該農場での飼養管理を行うことを禁止するといった対応を想定しています。

（３）海外からの肉製品の持込みは、我が国に越境性の伝染性疾病を侵入させる主要な要因となります。海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に係る規則の遵守が徹底されるよう、家畜の所有者等からの外国人労働者等に対する注意喚起を促す意図で規定しています。

（４）事項（５）、（６）に記載している「工具」とは、外部事業者等が他農場等で使用したものを想定しています。また事項（６）に記載している「食品」とは、衛生管理区域内に持ち込んだ食品（特に肉製品）が誤って、家畜の口に入ることを防止するために記載しています。

　食品循環資源の衛生管理区域への持込方法、農場での加熱処理及び交差汚染対策について、マニュアルに規定する必要があります。

（５）手指、衣服、靴、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間とは、対象物品の分類ごとに、当該農場の作業体系で想定される有機物の付着量、温度条件、使用する消毒薬の用法・用量等を勘案し、病原体の低減効果が十分に得られる内容とします。例えば、長靴の交換時の消毒方法として、使用した長靴は、汚れを水洗いしながらブラシで落とした後に、内側も含めて全面を消毒薬に浸し、その後乾燥させるといった工程やそれぞれの工程の作用時間まで明記することを意図しています。マニュアルの作成指導に当たっては、各位の獣医学的知見のほか、必要に応じて「畜産分野の消毒ハンドブック（平成 31 年２月）（公益社団法人中央畜産会）」も参考としてください。

（６）野生動物の衛生管理区域への侵入防止の事項には、飼養衛生管理基準の規定によるもののほか、都道府県や地域、農場独自の取組を具体的な手順まで落とし込むものとしてください。

（７）農場での円滑なマニュアルの作成に当たって、適宜、国作成のマニュアル例をひな形として活用しながら、農場ごとの取組を加筆し、作成後も随時改訂を続けていく対応をお願いします。

４ 記録の作成及び保管

次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

（１）衛生管理区域（８に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

（２）従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称

（３）導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

（４）出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

（５）飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況

（６）家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

１． 本項目の目的

疾病発生時に早期に感染ルートを特定することを目的としています。また、記録及び保管させることにより衛生管理の意識を高めるとともに、消毒等の実効性を担保することも目的としています。

２．　不遵守の判断基準

記録を作成していない場合、１年間保存していない場合及び本項目に掲げられている情報が記録されていない場合には、不遵守となります。

このため、記録の保存状況を確認するとともに、家畜の所有者等に対し、必要な情報を必ず記録していることを確認することが必要です。個別の記録ごとの留意事項は以下のとおりです。

（１）衛生管理区域に立ち入った者に関する記録

記録の内容は、立入日、立ち入った者を特定するために必要な情報、立入りの目的、消毒の実施の有無、過去１週間以内に海外からの入国又は帰国した場合の滞在先の情報です。

これらを自ら記録させることにより、消毒等の実効性を担保し、また他の畜産関係施設等に立ち入った者や過去１週間以内に海外から入国又は帰国した者に立入制限の必要性をしっかりと確認させることとなります。

ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則（マニュアル）が策定されており、家畜防疫員が適切であると判断した場合は、当該記録は不要となります。

また、１日に複数回立ち入る場合はその都度記録する必要はありませんが、消毒については原則として出入りの都度を記録する必要があります。なお、契約書等により別途、実際に立ち入った者や日時が確認及び保管できる場合は、当該契約書等を以て記録とすることが可能です。

（２）従事者の海外への渡航に関する記録

記録の内容は、氏名その他の渡航者を特定するために必要な情報、渡航国又は地域名、滞在期間に加え、渡航中の畜産関係施設等への立入りの有無が必要です。

（３）家畜の導入に関する記録、（４）家畜の出荷や移動に関する記録

記録すべき頭数には、導入時に妊娠していた個体が導入後に分娩して増えた頭数も含みます。

（５）家畜の頭数、月齢、異状、治療、投薬に関する記録

異状のある場合には、症状（年月日、頭数（死亡頭数を含む）、月齢を含む）、獣医師による診療結果、処置の状況の記録が必要です。

頭数、月齢については、少なくとも月に１度程度、出生数については分娩の状況に応じて週に一度等の適切な頻度で記録をします。記録を確認した際に、その時点で飼養している全ての家畜について頭数と月齢が把握できるような記録の方法である必要があります。

（６）農場指導の内容

家畜保健衛生所や担当獣医師から農場指導があった場合は、随時記録する必要があります。指導内容について、文書によるものは保存、口頭によるものは書き留めをそれぞれ行った上で、飼養衛生管理マニュアルへ反映すべき内容は反映させ実効的なものとしてください。

5 通報ルールの作成等

大規模所有者は、飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

１．　本項目の目的

過去の事例において、発生が疑われる症状が確認されたにもかかわらず、社内での連絡を優先し、家畜保健衛生所への通報が遅れた事例があったことから、大規模所有者は、従業員が特定症状を発見した場合であっても、法第 13 条の２に基づく特定症状発見時の獣医師又は家畜の所有者の届出義務と同様、当該従業員が家畜の所有者の許可や獣医師の確認を待つことなく、迅速に家畜保健衛生所に通報することをルール化するよう規定されたものです。なお、大規模農場以外でも、特定症状を発見した場合の通報ルール、連絡先、取るべき具体的な防疫作業の手順等を定めることが推奨されます。

２．　不遵守の判断基準

次の（１）及び（２）について実施していなければ、不遵守となります。

（１）従業員が、飼養家畜が特定症状を呈していることを発見した場合、家畜の所有者の許可を待たずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを内容とするルールが作成されていること

（２）通報ルールが全従業員に周知徹底されていること

３．　参考情報

家畜の所有者に対し、通報を定めていることを聞き取り等により確認し、その内容が家畜の所有者等の許可を待たずに直ちに通報する旨の記載であることを確認します。家畜の所有者に対し、飼養衛生管理マニュアル、貼り紙等その周知の具体的手法を聞き取り、現物を確認します。また、従業員に対し、通報ルール等を認識しているか聞き取りを行うことも有効です。

6 獣医師等の健康管理指導 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

１．　本項目の目的

適切な防疫体制の維持及び家畜伝染病の早期発見・通報の観点から、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っているかかりつけの獣医師又は診療施設を定めておく必要があります。

２．　不遵守の判断基準

担当の獣医師又は診療施設が定められていなければ不遵守となります。農業共済組合及びその指定又は委嘱獣医師も指導可能です。さらに、民間獣医師の確保が困難な地域では、担当の獣医師を家畜保健衛生所の獣医師とすることも可能です。

また、当該獣医師又は診療施設から定期的に指導を受けていなければ不遵守となります。飼養衛生管理基準の遵守が不十分にもかかわらず、指導頻度が年１回未満である等、その頻度が著しく低く、定期的な指導を受けているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

３．　参考情報

（１）獣医師及び診療施設に対しては、家畜の所有者等への指導内容の告知を可能な限り文書で行ってください。

（２）家畜の所有者等に対しては、指導内容を可能な限り飼養衛生管理マニュアルや施設・設備の整備計画へ反映し、着実に実践することを助言してください。

7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備

家畜の所有者は、野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる 14、22、26、28 及び 29 について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

１．　本項目の目的

家畜伝染病（家畜伝染病予防法に定める 28 疾病）の病原体が野生動物に感染し、家畜での発生リスクが高まっている場合には、そのリスクの高まりに応じて追加的な防疫措置を講ずる必要があります。なお、現在の対象疾病は、口蹄疫、豚熱（ＣＳＦ）及びアフリカ豚熱（ＡＳＦ）の３疾病としています。追加措置が必要となった際に迅速に対応できるよう、平時からその取組内容について理解しておくとともに、農場でどのように対応するか想定しておく必要があります。

２．　不遵守の判断基準

14、22、26、28 及び 29 の項目に対する家畜の所有者等の理解が不十分であり、当該農場の所在地が大臣指定地域に指定されたときに即座に対応できない状況にもかかわらず、今後の具体的な対応方針を持っていない場合は、不遵守となります。

３．　参考情報

大臣指定地域は、野生動物での感染が確認された場合に、確認されている家畜伝染病の性質及び同病に感染する動物の分布状況を総合的に判断した上で、農林水産省告示で示します。

対象地域の考え方は、①野生動物における対象疾病の感染状況、②農場周辺の環境要因（野生動物の生息状況、周辺農場数、家畜の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）、③農場の環境要因（感染区域との地域的つながり、農場の密度等）及び④発生農場の検査結果等を考慮し、病原体に感染した野生動物から家畜への感染のリスクが高い地域を、対象地域として決定します（このため、野生動物の生息

状況及び島しょ、都市部等の地理的要件を踏まえ、指定する必要がないと判断する市町村を除くことができます。）。

なお、飼養衛生管理基準は畜種により４つに分類されており、それぞれが独立したものとなるため、大臣指定地域は畜種ごとに示すこととなります。このため、豚等について大臣指定地域が示された場合であっても、その他畜種に義務は生じません。

14、22、26、28 及び 29 の該当部分は、大臣指定地域に指定された時点で遵守義務が生じますが、本項目は平時からの義務事項です。追加措置について、各農場でどのような対応を行うかを平時から想定し、経費も含めて準備しておくよう助言してください。

さらに、大臣指定地域が指定された際にはその旨を速やかに対象となった畜種の家畜の所有者等に伝達することが必要です。

〔飼養環境に関する事項〕

8 衛生管理区域の設定 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等によって分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

１．　本項目の目的

衛生管理区域は、部外者の立入制限、出入口での消毒、衣服や靴の交換等の衛生管理を重点的に実施することにより、病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とし、家畜への病原体の侵入リスクを低減するために設定するものです。

２．　不遵守の判断基準

衛生管理区域が正しく設定されており、本項目が不遵守でないか確認するためには、以下の３点が満たされており、これらが平面図に明示されていることが必要です。

（１）衛生管理区域の範囲が正しく設定されていること

衛生管理区域は、以下の①～③の全てが網羅されていることが必要です。

① 家畜を飼養する畜舎、パドック、放牧場等

② 家畜に直接接触する物品の保管場所（飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎並びに清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の全ての施設等）。ただし、飼料タンクから畜舎内までパイプラインを介して直接搬送される場合は、飼料タンクを衛生管理区域外に設置することが可能です。

③ 家畜に直接触れた者が消毒や衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲

確認に当たっては、従事者等の作業動線を聞き取り、設定されている衛生管理区域が網羅されていることを確認することが必要です。

他方、不特定多数の者が出入りのたびに消毒や衣服・靴の交換ができない場所（公

道、生活居住区等）は、衛生管理区域の範囲に含めることはできません。

このため、農場と同じ敷地内にある住宅等の施設への行き来に際しては、原則、敷地内に衛生管理区域外としての専用の通路を設定すること等により、衛生管理区域を通過しないで済むようにする必要があります。なお、農場及び住宅等の出入口が一箇所しか設けられず、かつ、道が狭小である等、衛生管理区域外である住宅等の施設に行き来するために衛生管理区域を通過せざるを得ない場合は、項目 15、16、17、35 及び 36 の規定に応じた対応をすることが必要です。

（２）衛生管理区域とそれ以外の区域の境界が柵等により明確に分かるように区分されていること

通常は柵、塀等の物理的な障壁、崖等の自然の障壁により区分されていることが原則となりますが、野生いのししの生息しない地域に所在する農場でこれが困難な場合には、ロープ、プランター、三角コーン又は消石灰帯等により、従事者等が明確に認識できるように区分されていることが必要です。

（３）出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の入出場の場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること

各出入口の必要性や、家畜、資材、死体等の入出場の場所を境界に設定できないかどうかについて確認し、不要な出入口があった場合は不遵守となります。

３．　参考情報

（１）従事者及び外部事業者の出入口の数や出入りの頻度が多ければ、その分、管理が困難になり、衛生管理区域への病原体の侵入リスクが高まると考えられます。例えば、豚等の搬入・搬出場所や堆肥、資材、死体等の保管場所が衛生管理区域の奥にある場合は、それらの場所へ移動する者が衛生管理区域内を頻繁に行き来することにつながります。このため、衛生管理区域内に従事者、外部事業者等の車両を入れないための施設の配置が望ましいものとなります。

（２）本項目に記載している「畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。」については、同一の衛生管理区域内においても農場によっては、畜舎ごとの衣服の交換を行う場合も想定されるため、記載しています。

（３）堆肥処理施設について

(ア)　豚等の所有者が堆肥処理施設を所有している場合

当該堆肥処理施設を衛生管理区域に含める必要があり、項目 23 及び 29 に基づき、防護柵及び防鳥ネットの設置が必要となります。また、当該堆肥処理施設は豚等の所有者等が衛生管理区域内用の衣服や靴で管理する必要があります。

(イ)　JA 等が所有している共同堆肥場の場合にあって、JA 等が当該共同堆肥場を利用する豚等を所有していない場合

豚等の所有者が遵守すべき基準である飼養衛生管理基準は適用されず、衛生管理区域の設定等の義務は生じません。ただし、法第２条の４の規定に基づき、必要に応じて防護柵及び防鳥ネットの設置に努めてもらうよう協力を求めていく必要があります。

（４）加熱処理施設について

本手引きの P51 を参考に、衛生管理区域を設定する必要があります。

９ 放牧制限の準備

法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

１．　本項目の目的

法第 34 条において、家畜伝染病のまん延防止のために都道府県知事が放牧を制限することができる旨が規定されています。

我が国へのＡＳＦの侵入リスクが高まっており、また、依然としてアジアでは口蹄疫の発生が継続している中で、野生動物対策をはじめとする飼養衛生管理が徹底できない場合、野生動物との接触の機会が増加し、家畜伝染病の発生リスクが高まることから、法第 34 条の放牧制限の発動に備え、家畜保健衛生所と協議の上、放牧していた家畜を収容できる避難用の設備の確保の準備や出荷又は移動の算段を事前につけておく必要があります。

「家畜を収容できる避難用の設備の確保」については、豚等の臨床観察や、頭数の確認（死亡豚等の確認）をしやすくするため、放牧場の一部に柵等による囲い（必ずしも天井面及び側面を覆う必要はありません。）を確保し、一定の区画に収容できるようにする必要があります。設備例として、柵による囲い込み設備やビニールハウス等が挙げられます。

２．　不遵守の判断基準

放牧を行っている農場が、避難用の設備の確保の準備（大臣指定地域以外に所在する農場においては、現物を保有していなくても、速やかに入手できるようしておくことの対応で可）をしていない場合又は、と畜場や移動先との調整等の取るべき対応の準備を進めていない場合には、不遵守となります。また、放牧の停止又は制限の命令があった際に、迅速に対応できなかった場合には本項目の不遵守となります。なお、収容できる避難用の設備が小さい場合にあっても、入りきらない家畜を全て出荷又は移動することにより対応することで問題ありません。

10 埋却等の準備

法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

１．　本項目の目的

家畜の伝染性疾病の病原体に濃厚に汚染されている患畜及び疑似患畜の死体は、一般的に薬剤による消毒を行うことでは病原体の散逸を防止することが困難であるため、法第 21 条の規定に基づき、原則として焼却又は埋却することが求められており、埋却地の確保は、一義的に家畜の所有者が行うべきものとされています。

２．　不遵守の判断基準

埋却地の確保については、家畜の所有者が確保していない場合でも、都道府県、市町村等の土地を活用する調整が行われていれば、直ちに不遵守とはなりませんが、家畜の伝染性疾病の発生状況によっては埋却用地が必要となり防疫措置に支障が生じる可能性があることや、公平性の観点から、家畜の所有者自身が、速やかな埋却地の確保に努める必要があります。都道府県は、埋却地並びに焼却又は化製を行う事業者や場所の事前確保が十分ではない場合、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和２年７月１日農林水産大臣公表）第２章の第２の（７）等の規定に基づき、家畜の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村、関係機関及び関係団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整等を行うとともに、移動方法及びルールの決定並びに必要に応じて地域住民への説明等を行う必要があります。

このような措置を実施しても、家畜の所有者が協力しない等、家畜の所有者の責に帰すべき理由により、翌年の立入調査の際においても埋却地を確保しておらず、かつ、焼却又は化製のための準備措置が講じられていない場合は不遵守となります。

３．　参考情報

都道府県、市町村、関係機関及び関係団体と連携しても埋却可能な土地がない場合は、焼却施設又は化製処理施設が利用可能か検討することになります。焼却や化

製処理を行うに際しての、事業者や関係自治体との打合せや、周辺住民の承諾の取付けに向けた事前の話し合いが必要です。

盛土方式を用いる場合の埋却槽の作成方法については、「「家畜伝染病予防法に基づく焼却、埋却及び消毒の方法に関する留意事項」の一部改正について（令和２年２月 26 日付け元消安第 5374 号農林水産省消費・安全局長通知）」等を参考にしてください。

11 愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。

1．　本項目の目的

猫等の愛玩動物が飼養家畜との共通の感染症に感染し、接触伝播、小動物を介した機械的伝播等により、その病原体が広がる場合や、愛玩動物にとって非感受性である家畜の伝染性疾病の病原体が愛玩動物の体表や口腔内への付着、排せつ物への混入等を経て機械的に伝播する場合があるため、愛玩動物の衛生管理区域への持込みや衛生管理区域内での飼育はできません。

2．　不遵守の判断基準

衛生管理区域内へ家畜以外の動物（番犬や飼い猫を含む。）を侵入させている場合及び衛生管理区域内で当該動物を飼育している場合は不遵守となります。ただし、区域外で給餌する等により当該動物が侵入しないよう対策を講じている場合を除きます。

また、使役犬（牧羊犬等）については、飼育場所を限定する等、機械的な伝播を防止する対策を講じた上で衛生管理区域内で飼育する場合は不遵守になりません。

なお、やむを得ず、農場と同じ敷地内にて衛生管理区域に入らないようリードにつなぎ飼育等する場合にあって、衛生管理区域外である飼育場所に行き来するために衛生管理区域を通過せざるを得ない場合は、必要に応じて、項目 18 と 37 に基づき肢の洗浄・消毒やケージに入れて通過させる等の措置を講ずることが必要です。

3．　参考情報

野生動物の侵入防止については、犬等の飼育ではなく、防護柵の設置等の方法により対策してください。

また、飼育場所が衛生管理区域内にあった場合、自宅や他の場所に飼育場所を変更するか、衛生管理区域の設定を工夫して飼育場所を衛生管理区域外とする必要があります。

なお、本規定は現在飼育している愛玩動物の飼育自体を否定するものではありません。指導にあたっては、愛玩動物の遺棄や飼育放棄、保健所への引取り依頼等がなされないよう、対応してください。

〔家畜に関する事項〕

12 密飼いの防止 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

1． 本項目の目的

家畜を飼養する際、健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養してはいけません。家畜にストレスを感じさせるほどの過密な状態で飼養することは、家畜の免疫力の低下を招きます。この結果、個体レベルでの感染防御レベルを低下させてしまい、家畜の伝染性疾病の感染リスクを上昇させることへと繋がってしまいます。

このため、家畜の健康に悪影響を及ぼさない密度にて飼養管理する必要があります。なお、飼養密度の目安としては、畜産技術協会が作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理指針」に規定されている、0.77m^2／頭（肥育豚 110kg の場合）、1.15m^2／頭（繁殖豚 200kg の場合）を参考としてください。

2． 不遵守の判断基準

飼養される品種（系統）等によっても変動しますが、畜房内の全ての家畜が同時に休息できない、大型の妊娠個体は寝起きが不十分で枠に腹部を圧迫される等、家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で飼養する場合、不遵守となります。

飼養される家畜の品種（系統）や体重、畜舎の構造、換気の状態、飼養方式や家畜をよく観察し、飼養スペースが適当であるか、飼養頭数及び畜舎の面積により判断することが必要です。

3． 参考情報

アニマルウェルフェアに対する考え方については、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について（令和２年３月 16 日付け元生畜第 1897 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）」等を参考にしてください。

Ⅱ衛生管理区域への病原体の侵入防止

〔人に関する事項〕

13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

１．　本項目の目的

衛生管理区域を病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とするためには、必要のない者をむやみに立ち入らせないことが必要です。その具体的措置として、①必要のない者が家畜の所有者等の許可なく立ち入ることがないよう出入口の数を必要最小限とする（項目８において規定）ことに加え、本項目において②家畜の所有者等は必要がない者が立ち入らないようにし、仮に立ち入る場合であっても家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置等により、そのことを不特定多数の者に知らしめることを規定しています。

ただし、上記を厳格に適用することがそもそも困難な観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設については、出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、例外としています。

２．　不遵守の判断基準

本項目が不遵守でないか確認するためには、以下の２点が満たされていることが必要です。

（１）出入口で明確な立入制限がされている（出入口の数が必要最小限である）こと

衛生管理区域が家畜の所有者及び従業員以外の者が明確に立入りが制限されていることを認識できる状態になっていることが必要です。このため、出入り可能な状態であるにもかかわらず、立入りが制限されていることを認識できないと認められる場合は、不遵守となります。

なお、作業動線上不要な出入口があったり、物理的に衛生管理区域が区分されておらず、出入りが可能なところがあったりするからといって直ちに不遵守になるわけではありませんが、看板の設置等を行わず、立入りが制限されていることが家畜の所有者等以外の者に認識されないような状態になっている場合は不遵守となります。

また、看板の設置等が行われている場合であっても、衛生管理区域への家畜の所有者及び従業員以外の立入りが制限されていること並びに家畜の所有者等の許可を得て立ち入る場合であっても許可なく家畜に接触しないことが明確になっていない場合には、その内容を改善するよう助言してください。

（２）観光牧場その他不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設の場合、それらの者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認しておくこと

当該規則には、①衛生管理区域の設定、②入場者への協力依頼、③入場車両の消毒、④入場者の消毒、⑤家畜の健康観察、⑥異状確認時の通報ルールの作成等の内容が含まれていることが必要です。

これら病原体の持込み及び持出しを防止するための規則を作成しない、又は作成していても①～⑥が満たされていない場合は不遵守となります。

３．　参考情報

観光牧場等における病原体の持込み及び持出しを防止するための規則の作成について

（１）病原体の持込み及び持出しを防止するための規則を作成する必要性

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のためには、衛生管理区域への必要のない者の立入りを制限することが重要です。しかしながら、観光牧場等は、動物の見学、ふれあい体験等を目的としており、立入りを制限することは困難です。

このため、飼養衛生管理基準に定められた、衛生管理区域への不特定かつ多数の者の立入りの制限及び立入者の記録の作成・保管については、その代替措置として、出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成することが義務付けられています。

（２）規則の内容

(ア)　衛生管理区域の設定

① 場内を衛生管理区域※1とそれ以外の区域に分ける。

② 衛生管理区域の中に、来場者が入場可能な区域（ふれあい広場、見学可能な畜舎等家畜と接触する場所を含むエリア。以下「入場可能区域」という。）がある場合には、関係者以外立入禁止の区域（ふれあいに供しない家畜の飼養エリア。以下「立入禁止区域」という。））と分ける。かつ、入場可能区域で飼養する家畜と立入禁止区域で飼養する家畜は直接接触しないよう飼養場所を明確に分ける。

※1 家畜を飼養する場所、畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫等、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいう。

【記載例】

図〇のとおり、衛生管理区域を設定する。また、衛生管理区域を入場可能区域と立入禁止区域に区分する。

(イ)　入場者への協力依頼

① 口頭、場内放送、パンフレット、ウェブサイト等により、家畜の伝染性疾病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。

② 原則、入国又は帰国後１週間以内での入場を拒否している旨を周知する。

③ 入場ゲート付近、入場可能区域では、立て看板等により、靴の消毒及び手指の洗浄・消毒の実施並びに肉製品を含む食品の持込禁止を依頼する旨を周知する。

④ 立入禁止区域では、立て看板等により、部外者の立入を禁止する旨を周知する。

＊場内放送、パンフレット、ウェブサイト、看板等による周知は入場者の国籍を考慮し複数の言語により行うようにしてください。

【記載例】

場内放送、パンフレット、ウェブサイト等により、家畜伝染病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。また、家畜とのふれあい体験時には、実施前に十分説明して、消毒への協力を求める。

(ウ) 入場車両の消毒

① 来場者用の駐車場は、衛生管理区域外に設置する。衛生管理区域外に駐車する車両は、消毒を必要とはしない。

② 衛生管理区域内に入場する車両については、飼養衛生管理基準及び本手引きに従って消毒を行う。

(エ) 入場者の消毒

① 衛生管理区域内の入場可能区域の出入口では、消毒マット等の靴の消毒設備を設置する。

② 家畜と接触する前後に手指の洗浄・消毒を実施するための、手洗い設備・手指消毒液を設置する。

【記載例】

1　入場ゲートにおける措置

・靴の消毒、手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。

・来場者の車は、衛生管理区域外にある来場者用駐車場に駐車し、やむを得ず、衛生管理区域内に入場する車両については、動力噴霧器により消毒を行う。

2　入場可能区域における措置

・靴の消毒、家畜の接触前後における手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。看板の設置場所は図〇のとおり。

・出入口に靴底を消毒するための消毒マットや踏込消毒槽等を設置する。
１日〇回消毒液の点検を行い、不備がある場合は補充を行う。

・ふれあい広場では、ふれあいをする人が出入りするための扉を設置する。

・手洗い場の設置箇所は図〇のとおり。手洗い場には、手指洗浄液及び消毒用アルコールを設置し、毎朝補充する。
・週〇回程度、噴霧式消毒器等にて畜舎を消毒する。

３ 立入禁止区域における措置

・出入口に、訪問者の立入りを制限する旨を周知する立て看板を設置する。

（オ） 家畜の健康観察の実施

① 定期的に診療、健康管理の指導等を行う担当の獣医師又は診療施設を確保する。

② 毎日、家畜の健康状態を確認する。具体的には、活力、食欲、排せつの状況や発熱、鼻汁、流涎等の異状の有無の確認であり、その際、口蹄疫、ＣＳＦ及びＡＳＦの特定症状を念頭において観察する。

③ ふれあいで使用した家畜をふれあいに供しない群に戻す場合は、家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにする。

【記載例】

・毎日、家畜の健康状態を確認する。
・ふれあいで使用した家畜は、１週間以上、他の家畜から隔離して飼養する。その後、異状がないことを確認してから、群に戻す。

（カ） 異状確認時の通報ルールの作成

① 家畜の異状確認時の通報ルールを作成し、これを全従業員に周知徹底する（周知の方法としては、講習会の開催、ルールの内容をポスターにして掲示すること等）。場内の連絡ルートを明確にしておくとともに、担当の獣医師又は診療所、管轄の家畜保健衛生所の連絡先も把握しておく。

② 家畜に異状がある場合は、担当の獣医師又は診療施設に連絡する。
口蹄疫※2、ＣＳＦ及びＡＳＦ※3を疑う場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報する。

※2 口蹄疫を疑う症状

a) 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口

腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

b）同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

c）同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（１つの畜房につき１頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の２日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

※3　ＣＳＦ及びＡＳＦを疑う症状

a）耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。

b）同一の畜房内において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、ＣＳＦ及びＡＳＦ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。

（１）40.0℃以上の発熱、元気消失、食欲減退

（２）便秘、下痢

（３）結膜炎

（４）歩行困難、後躯麻痺、けいれん

（５）削痩、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

（６）流死産等の異常産の発生

（７）血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

c）同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等ＣＳＦ及びＡＳＦ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

d）血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少

（１万個未満/μl）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、ＣＳＦ及びＡＳＦ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。

③ 近隣又は場内で家畜の伝染性疾病が発生した場合に備え、疾病の種類及び発生地域との距離等を踏まえた段階的な防疫措置を想定しておくことが望ましい。

【記載例】

・家畜の異状を発見した者は、牧場長に連絡し、○○診療所（XXX-XXX-XXXX）に診療を依頼する。

・口蹄疫、ＣＳＦ及びＡＳＦを疑う症状を発見した者は、直ちに○○県○○家畜保健衛生所（XXX-XXX-XXXX）及び牧場長に連絡するとともに、家畜保健衛生所の指示・指導に従う。

・国内／県内／場内で家畜伝染病（口蹄疫、ＣＳＦ及びＡＳＦ）が発生している場合、家畜保健衛生所の指示・指導を受けた上で、

第１段階：（国内（県内及び周辺県を除く）で発生した場合）
衛生管理区域の消毒を徹底し、ふれあい体験の中止を検討する。

第２段階：（周辺県で発生した場合）
放牧・畜舎見学を中止し、入場可能地域で家畜を飼養しない。

第３段階：（場内或いは県内で発生した場合）
衛生管理区域への牧場関係者以外の立入りを禁止する。

（キ） その他

そのほかに、団体予約受付時のルールの説明（入場前の講習会の実施等）、海外からの入国者への対応等（外国語でのルール説明、外国語のパンフレットの作成等）、牧場独自に実施している防疫措置があれば記載する。

【記載例】

・団体による見学又はふれあい体験の予約受付時には、靴及び手指の消毒の徹底等、家畜伝染病の発生予防のための措置への協力を依頼する。

・搾乳体験及び動物ふれあい体験については、体験申込みの際に体験者の渡航歴を確認し、過去１週間以内に海外から入国（帰国）していた場合は、体験をお断りする。

（３）留意事項

(ア)　衛生管理区域に入場する者の更衣・靴の履替え、海外渡航者・他の畜産関係施設入場者・大臣指定地域に立ち入った者の入場制限、他の畜産関係施設等で使用した物品の洗浄・消毒、海外で使用した衣服等の持込制限については、上記（２）（イ）のように、入場者に防疫対策の周知を図り協力を求めることにより、入場者に対する措置に代えて差し支えない。

(イ)　立入禁止区域については、飼養衛生管理基準に従って対応する。

(ウ)　上記記載例は規則の一例であるので、場内の配置、設備、組織体制等を考慮して、各牧場に応じた規則を作成する。

14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置
当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

１．　本項目の目的

同日に他の農場や大臣指定地域に立ち入った者、過去１週間以内に海外から入国した者を衛生管理区域に立ち入らせることは、衛生管理区域内に家畜の伝染性疾病の病原体を侵入させるリスクとなります。このため、このような条件に該当する者は、衛生管理区域に立ち入ることが必要な獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者（※）を除き、原則として衛生管理区域に立ち入らせないようにする必要があります。

ただし、上記条件に該当するものの、どうしても立ち入る必要がある場合には、入浴し、専用の衣服及び靴への着替え等の適切な防疫措置を講ずれば、この限りではありません。なお、立ち入る必要がある場合とは、資材の搬出入や施設・設備等の修繕等、飼養管理上どうしても必要な場合のことを指します。

※業務を円滑に行う上での必要性及び家畜衛生対策に関する正しい理解を前提として立入りを可能としています。したがって、平時から家畜衛生対策に関する情報を把握するよう努め、各農場の飼養衛生管理マニュアル等に沿って正しい方法で更衣、消毒等を実施する必要があります。

２．　不遵守の判断基準

（１）当日に他の畜産関係施設や大臣指定地域に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）又は過去１週間以内に海外から入国した者と知り得ていながら、別日での対応が可能である、立ち入らなくても写真、映像等で知りたい事柄を確認できる等、必ずしも立ち入る必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内に立ち入らせていた場合、不遵守となります。と畜場や化製場から戻ってきた従事者も直接農場に戻らず、自宅等でシャワーを浴びてから農場に戻るよう助言してください。

（２）家畜の所有者等に対し、衛生管理区域に立ち入る者について、当日の他の畜産関係施設や大臣指定地域への立入りや過去１週間以内の海外からの入国がないことを確実に確認しているか聞き取ることが必要です。確認が行われていない場合は、不遵守となります。

　また、明らかに立ち入る必要がない者を立ち入らせていると認められた場合は不遵守となりますが、まずは必要性を十分考慮するよう助言してください。

15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

１．　本項目の目的

豚やいのししが飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾病を持ち込むことを防止するため、区域内に立ち入る者について、手指の洗浄及び消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①衛生管理区域に立ち入る者のための消毒設備を設置すること、②立ち入る者に当該設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせることを規定しています。ただし、立ち入る者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をすることでも問題はありません。

なお、本項目で規定している消毒設備は、衛生管理区域の入口と出口が同じ場所である場合は、項目 35 で規定している退出する者が利用する消毒設備と同じもので問題ありません。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の入口付近に立ち入る者のための消毒設備を設置していること

衛生管理区域の入口において、同区域を出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、原則不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、入口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、代替措置として立ち入る者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該設備を確実に利用し、確実に消毒させる必要があります。これらの代替措置を実施していない場合は不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

ただし、衛生管理区域の入口で専用の手袋を着用し、衛生管理区域内で取り外さなければ、消毒設備がなく、手指の洗浄及び消毒を実施していなくても問題はありません。

（２）同区域内に入る際に（１）の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

区域内に立ち入る者が立ち入る際に家畜の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して手指の洗浄及び消毒を実施していなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取ることが必要です。

なお、項目４に規定する記録において、消毒実施の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）に接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から降車しないような事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合（例えば、区域内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しないような事例等）はこの限りではありません。

３．　参考情報

消毒効果を十分に得るためには、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指の消毒のみではなく、手指の洗浄及び消毒を実施することとされています。

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

１．　本項目の目的

豚やいのししが飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾病を持ち込まないため、区域内に立ち入る者は家畜の所有者等や従業員も含め、区域内外の境界において区域内専用の衣服及び靴に着（履）替える必要があります（衣服及び靴の上から防疫服やブーツカバーを着用することで代えることも可）。このため、家畜の所有者等は区域内に立ち入る全ての者に対し、当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を用意するか、立ち入る者に当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参させ、それらを必ず着用させる義務があります。

また、区域内で利用する専用の衣服及び靴が、交換前の衣服及び靴又はそれらに付着していた有機物に直接又は間接的に接触しないよう、交差汚染防止措置を講ずる必要があります。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）に接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から降車しないような事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合（例えば、区域内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しないような事例等）はこの限りではありません。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の４点を確認することが必要です。

（１）衛生区域内専用の衣服及び靴を設置しておらず、かつ、衛生管理区域に立ち入る者に衛生管理区域専用の衣服及び靴を自ら持参させていなければ不遵守となります。また、衣服及び靴を用意し又は用意させている場合であっても、当該衛生管理区域専用のものでなければ不遵守となりますので、家畜の所有者等に対し、特に立ち入る者に専用の衣服及び靴を用意させる場合にあっては、家畜の所有者等が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴であることを確認しているか聞き取ることが必要です。なお、衣服及び靴については、防護服やブーツカバー等の重ね着するもので問題はありませんが、ブーツカバーの使用の適否は、歩く距離や作業内容を考慮し、破れない範囲での使用に限定する。

（２）当該衛生管理区域に立ち入る者が専用の衣服及び靴を着用していないことが明らかな場合は、不遵守となります。このため、確実に着用していることを家畜の所有者等に対し、聞き取ることが必要です。

（３）また、単純に着替え及び履替えを行えば良いというものではなく、交差汚染防止措置を講じていなければ不遵守となります。基本的には、着替え・履替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴が直接又は間接的に接触しないよう分けて保管する取組を実施しているか確認する必要があります。なお、一方通行とは、同一の出入口を利用していても、入る際、出る際それぞれの動線において、着替え、履替え前後の区域が分かれていることをいいます。

（４）衣服、靴等に排せつ物、汚泥等が付着すると、それらの中で病原体が長期生存する原因となることから、定期的に又は汚れた際には、洗浄及び消毒を行うことが必要です。なお、更衣の際には、更衣前の衣服及び靴に付着した病原体が、更衣後の衣服及び靴、手指に付着しないよう、更衣前の衣服及び靴を脱いだ後に手指を洗浄及び消毒する等の適切な順序とする必要があります。

※やむを得ず、外部と住宅等の施設の間を行き来するために畜舎等を経由せず衛生管理区域を通過する場合は、通路の消毒等その他の措置に代えることが可能です。この場合、具体的な対応については、飼養衛生管理マニュアル等で手順を明確にします。

〔物品に関する事項〕

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

１．　本項目の目的

豚やいのししが飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾病を持ち込むことを防止するため、区域内に入る車両にはその消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①区域内に入る車両のための消毒設備を設置すること、②車両を入れる者に対し、入れる際に当該設備を利用して常時車両の消毒をさせることを規定しています。ただし、車両を入れる者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をすることでも問題はありません。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の３点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の入口（車両が通行可能なものに限る。この（１）において同じ。）付近に消毒設備を設置していること

衛生管理区域の入口において、区域内に入る車両が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（日常的に、出入りする車両の長さの約２倍等の十分な幅に適切な量で散布が必要。）等それぞれの地理的状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか視認して確認することが必要です。

なお、動力噴霧器等により車両から落とした泥や汚れの上を、人や車両が通過して二次汚染しないよう、消毒場所にコンクリート盤や側溝を設置して洗い流せる仕

組みとすること、又は泥や汚れに十分量の消毒薬を散布すること等が必要です。さらに、消毒実施者の靴底や足置きマットを消毒できる設備の設置や作業動線の消毒も実施することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を聞き取るとともに、定められた用法・用量に従い使用されていることか、さらに消毒の実施状況をどのような方法で確認しているかについて聞き取る必要があります。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、車両に入れる者に同等の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該機器を確実に利用させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒を確実に実施させているかを確認する必要があります。

また、タイヤハウス等に泥や汚れが多量に付着している場合は、消毒場所の汚染及び消毒効果の低減の可能性があるため、洗車場で洗車後に来場するよう車両を入れる者に案内することも有効です。

（２）衛生管理区域内に入る車両が（１）の消毒設備を用いて常時消毒を実施していること

区域内に車両が入る際に、家畜の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して消毒を実施していなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、入る車両に対する消毒が確実に実施されているか聞き取るとともに消毒設備が適正に作動していることを確認することが必要です。

また、区域内に入る車両の消毒の実施位置が区域内に設置されている、区域外の公道を通り再度区域内に入る等により、区域内において消毒実施前後の車両が交差汚染するのを防止するため、適切な動線を確保することが必要です。

なお、項目４に規定する記録において、消毒実施の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

（３）車内における交差汚染を防止するための措置が講じられていること

飼料運搬車等の乗務員が区域内で降車する場合は、長靴の靴底等の車内での交差汚染を防止することが必要です。例えば、着替え・履替えの際に区域内専用の車載フロアマット（運転席用及び助手席用で洗いやすいゴム製のもの）を準備するとともに、車両のステップやアクセル、ブレーキペダル、作業者の動線を消毒すること等の取組を実施しているか確認する必要があります。また、フロアマットは、農場側が区域内専用のマットを用意し、使用後、消毒薬につけることも想定されます。なお、これらの取組の代わりに降車時にブーツカバーを使用することも有効です。

３．　参考情報

と畜場等への出荷から戻った際には、病原体を持ち込む可能性があることから、確実な消毒の実施のために、衛生管理区域外で車両を消毒し、一晩置いてから戻す等の取組が効果的です。

18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

１．　本項目の目的

他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域内に持ち込むことは、他の畜産関係施設等から区域内へ家畜の伝染性疾病を持ち込むリスクとなるため、原則禁止です。やむを得ず持ち込む場合については、適切に洗浄及び消毒を実施することが必要です。

２．　不遵守の判断基準

物品とは、保定用具や体温計、人工授精器具、耳標装着装置等に加え、農場内の工事で使用される工具等の家畜の飼養に直接関係しないものも含まれます。工具等は可能な限り農場に備えてあるものを使用するようにし、特殊器具等をやむを得ず持ち込む場合は、他の畜産関係施設（家畜市場、と畜場等を含む。）や野生イノシシ等の捕獲作業等で使用したおそれのないことを確認するか、当該物品の素材に適した消毒方法で適切に消毒した上で持ち込む必要があります。農場に持ち込む物品について、これらのことを持ち込む前に必ず確認し、必要に応じて洗浄・消毒等を適切に実施しているかを飼養衛生管理マニュアルの規定や家畜の所有者等への聞き取り等で確認します。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

19　海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

１．　本項目の目的

海外で使用した衣服及び靴を消毒等の措置を施さずに衛生管理区域内に持ち込むことは、区域内へ家畜の伝染性疾病を持ち込むリスクとなり得ます。このリスクを極力低減させるため、

①　過去４ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴は、滞在していた国や訪問していた場所に関わらず、区域内に原則持ち込ませない

②　やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄・消毒等を実施する

必要があります。

なお、４ヶ月という期間については、口蹄疫ウイルスの環境中での生存期間を考慮した期間です。

２．　不遵守の判断基準

（１）過去４ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴であると認識し、やむを得ず衛生管理区域に持ち込む場合であって、事前に洗浄、消毒等の措置を講じずに持ち込んだ場合、不遵守になります。

（２）家畜の所有者等に対し、衛生管理区域内に持ち込まれる衣服及び靴について、過去４ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴ではないことを確実に確認しているか聞き取ってください。確認が行われていない場合は、確実に確認を行うよう助言してください。

（３）また、やむを得ず持ち込む場合、洗浄、消毒等が適切な方法で行われていない場合は不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

20　飲用水の給与

飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

1．　本項目の目的

家畜に給与する飲用水が、家畜の伝染性疾病の病原体に汚染されている場合、農場内への侵入はもちろんのこと、疾病発生に直ちに繋がるおそれがあるため、飲用に適した水を給与する必要があります。このため、水道水以外の水源を利用する場合には、必要に応じて消毒等の措置を講ずる必要があります。なお、飲用に適した水とは、家畜の伝染性疾病の病原体による汚染以外にも、有害物質の混入等家畜の健康状態を害することのない衛生的なものである必要があります。

2．　不遵守の判断基準

例えば、非開放形の取水装置を使用している井戸水であって、一般的な水質検査により衛生的な水であることが確認できており、家畜の伝染性疾病の病原体による汚染も否定できると判断できる場合は消毒する必要はありません。一方、ため池や沢水を水源として利用していたり、給与前に開放的な環境で貯水されていたりする等、野生動物の排せつ物等が混入し家畜の伝染性疾病の病原体に汚染される可能性がある場合は、消毒の必要があると判断します。

消毒に当たっては、有機物の処理も含めて適切な消毒方法を実施していない場合は、不遵守となります。

3．　参考情報

井戸水は年１回以上の水質検査により「飲用可」と判断されるものであることが理想的です。大腸菌が陽性又は一般細菌数が許容値以上である場合は、点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングが推奨されます。また、沢水等の表面水は年１回以上の水質検査及び点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングが推奨されます。

21　処理済みの飼料の利用

飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。）を原材料とする飼料を給与する場合には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）に基づき適正に処理が行われたもの（撹拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法等で加熱処理を行い、かつ、加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等が講じられているものをいう。）を用いることとし、当該処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。

１．　本項目の目的

本項目は、ＡＳＦの我が国への侵入リスクが高まっている状況及びＣＳＦが国内で発生し飼養豚等へワクチン接種が実施されている状況を踏まえ、食品循環資源の飼料利用を通じて病原体が農場に侵入することを防止するための規定です。肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を飼料の原材料とする場合、飼料製造業者は、原材料が病原体に汚染された肉が含まれる又は交差汚染した可能性があるものとみなして、万全の対策を講ずることが必要とされています。

具体的には、以下の処理及び対策が講じられた飼料に限り利用することとし、処理及び対策が実施されていない原材料等を衛生管理区域内に持ち込まないことが必要です。

① 撹拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法（※）で加熱されており、加熱処理の記録の作成及び記録の保管がされている。

※例えば攪拌しながら、95℃で 19 分間以上、100℃で６分間以上の加熱処理

② 加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう、措置が講じられている。

なお、農場を営む経営体が原材料を導入し加熱処理等を実施する場合でも、飼料安全法の規定による製造業者に当たることとなり、飼料安全法を遵守する必要があります。

２．　不遵守の判断基準

家畜の所有者等に、食品循環資源を自ら調達して飼料に利用しているか否かを確認し、該当する場合には、①食品循環資源の種類、導入元、②収集方法、③衛生管理区域への持込方法、並びに④農場での加熱処理及び交差汚染対策の状況を確認する必要があります。また、⑤適正な処理が実施されていないものを衛生管理区域内に持ち込んでいないかについても確認します。それぞれの確認のポイントは以下のとおりです。

① 食品循環資源の種類、導入元

食品循環資源を自ら調達して飼料に利用している家畜の所有者等が、肉を扱う事業所から排出される食品循環資源（食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、食べ残し等）や家庭から排出される食品残さを飼料として扱っているにもかかわらず、本項目に規定する適正な加熱処理等を実施していない場合は不遵守となります。肉を扱う事業所から排出される食品循環資源を原材料とする飼料を他の飼料製造業者から導入している場合において、当該飼料製造業者が適正な加熱処理等を実施していないことが確認された場合も同様です。

なお、家庭調理残さや食べ残しは、異物や有害な物が混入する可能性が高いことから、異物や有害な物を確実に除去できる場合以外は使用しないよう指導を行うことが望ましいです。

ただし、肉を扱う事業所から排出される食品循環資源であっても、当該食品循環資源に含まれる肉製品が全て、食品の製造工程で十分な加熱処理がなされていることを担保できる場合や、肉を扱う建屋・フロア・ラインと分離されている建屋・フロア・ラインから排出された食品循環資源であって、交差汚染防止対策等が適切に実施されている等特定の場合については、加熱処理済みまたは加熱処理不要と判断できるケースがありますので、別途、飼料安全法に基づくガイドライン等を参照してください。

② 収集方法

特に、複数の事業所等から、原材料及び加熱処理済の飼料を収集している場合であって、運搬車両が共有である等、交差汚染が懸念される場合は、原材料のうち加

熱処理不要のもの（肉を扱っていない事業所から排出されたものをいう。）や加熱処理済の飼料が、原材料のうち加熱が必要なものにより汚染されない方法で収集及び運搬されているか、確認する必要があります。

③ 衛生管理区域への持込方法

特に、農場において原材料を加熱処理している場合は、原材料の保管場所及び加熱処理施設の場所が衛生管理区域外であること、並びに非加熱の原材料、それを取り扱った際の衣服、靴等及び未消毒の容器を衛生管理区域内に持ち込んでいないことを確認する必要があります。また、加熱処理済の飼料を衛生管理区域内に持ち込む際に、容器が消毒済みで加熱処理済専用のものであること又は容器自体が十分に加熱され病原体が不活化されていることを確認する必要があります。

なお、現に衛生管理区域内にある加熱処理施設を継続して使用する場合にあっては、当該施設を衛生管理区域外として衛生管理区域を再設定する必要があります。この場合、農場の出入口が一箇所しか設けられない地形である等、当該施設に原材料を持ち込む上で、衛生管理区域を通過することがやむを得ない場合は、通過中には原材料の漏出防止対策を講じた上で梱包を解かないこと及び衛生管理区域への病原体の侵入防止措置の各項目を徹底する必要があります。

④ 農場での加熱処理状況及び交差汚染対策の状況

農場において原材料を加熱処理している場合は、衛生管理区域外において、適正な温度条件で加熱処理を実施しており、加熱処理の記録の作成及び記録の保管並びに交差汚染対策を講じていることを確認する必要があります。加熱処理設備については、検温により温度条件を充足しているか確認してください。交差汚染対策としては、加熱前後の原材料を扱う作業動線の分離、作業者の衣服及び靴の交換、加熱済専用の台車等の使用、原材料がこぼれた場合に加熱済飼料の容器や作業車を汚染しないような作業動線の設定等が挙げられます。また、加熱処理設備の種類によっては、交差汚染対策として、加熱処理設備の投入口及び取出口の分離又は加熱前後で同じ容器を使用する場合の容器の消毒等の措置を講ずる必要があります。

⑤　適正な加熱処理が実施されていないものを衛生管理区域内に持ち込んでいないか

非加熱の原材料、加熱処理の不十分な飼料、これらのものと交差した飼料や物品等が衛生管理区域内に持ち込まれていないか確認する必要があります。なお、非加熱の原材料には、加熱対象であるものの、家畜の所有者等が加熱対象と認識していなかった食品循環資源も含まれますので、家畜の所有者等の認識が誤っていないか、利用している食品循環資源全てについてその種類を確認し、必要に応じて家畜の所有者等に導入元での取扱状況の確認をさせる必要があります。

また、従業員の弁当等については、項目 28 において畜舎への持込みが禁止されていますが、弁当の食べこぼしや残飯が家畜の口に入ってしまうような状況は本項目（「当該処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。」）の不遵守となりますので、残飯等をどのように取り扱っているのかについて確認する必要があります。

加熱処理設備の機能が不十分である、設置場所又は原材料の保管場所等が衛生管理区域内にある、交差汚染防止対策が実施されていない等の場合は、設備の整備や移設、衛生管理区域の設定変更、交差汚染防止対策について指導し、これらの指導に応じる見込みのない生産者に対しては、食品循環資源の利用を中止すること又は肉を扱わない事業所からの食品循環資源に限定して利用することを指導することとなります。

３．　参考情報

（１）飼料安全法に基づいて適正に処理されているかを確認する必要があるため、各都道府県庁の飼料安全の担当者と調整し、指導に齟齬がないよう対応する必要があります。飼料安全法の遵守確認に係る立入検査を行う場合は、飼料検査職員の証票を携帯することとされております（飼料安全法第 56 条第 6 項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号）第 73 条参照。）。

また、食品循環資源を含む食品廃棄物等の排出、収集、運搬及び処分に関わる者について、廃掃法その他関連する法令の遵守状況に疑義が生じた場合は、各都道府県庁の当該法の担当者に情報提供、問合せ等をし連携して対応してください。

（２）「食品循環資源の飼料利用に係る見直し（運用方針案）について」（令和２年６月１日付け２消安第 1026 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）」も参考としてください。

22　安全な資材の利用

大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

1．　本項目の目的

大臣指定地域において収穫された農産物等を家畜の所有者等自らが飼料、敷料等に利用しようとする場合は、対象疾病の病原体に感染した野生動物の体液や排せつ物等の付着した農産物等が飼料、敷料等として家畜に接触することにより、病原体が伝播するリスクについて考慮した上で、当該農産物等の利用方法を検討する必要があります。

当該農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、病原体の伝播リスクが無視できるものとなるよう、作業工程の中で適切な管理を実施することが重要です。また、病原体による汚染の蓋然性が高い場合は、利用を中止する判断をすることも重要です。

2．　不遵守の判断基準

家畜の所有者等から利用について相談があった際には、当該資材の生産、処理、流通、保存等の状況を踏まえ、家畜伝染病に係る文献、農林水産省からの技術的助言等を参照して助言、指導してください。大臣指定地域において、野生いのししに荒らされた農産物や、排せつ物等の付着部分等、病原体による汚染の可能性が高い場合は、利用を原則中止するよう指導してください。農産物を自ら飼料、敷料等に利用している場合は、その収穫地について家畜の所有者等に聞き取り、大臣指定地域のものか否かを確認する必要があります。

大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用しているにもかかわらず、家畜保健衛生所の立入り時等にその事実を伝えていない、又は家畜保健衛生所からの助言、指導に応じていない場合は不遵守となります。

〔野生動物に関する事項〕

23　衛生管理区域への野生動物の侵入防止 野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置（野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼養施設の場合は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策が講じられたものに限る。）その他の必要な措置を講ずること。定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。ねずみ等の野生動物が隠れる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。

１．　本項目の目的

豚といのししは同一の種であり、野生いのししとの接触は飼養する家畜へ病原体が伝播する原因となり得ます。ＣＳＦ、ＡＳＦ等に罹患した野生いのししは、病原体を環境中にまき散らすこととなるため、飼養する家畜との接触を防止し、さらにはできるだけ家畜に近づけないよう対策を講じる必要があります。野生いのししの跳躍力や地面を掘り起こす習性を踏まえ、防護柵等の設置に当たっては十分な高さ、強度等を有する構造である必要があります。野生動物は昼夜や天候によらず常に侵入する可能性があることから、防護柵等の侵入防止設備が破損していないか定期的に確認し、機能を維持する必要があります。

また、野生いのししの排せつ物等に病原体が含まれている場合には、ねずみ、イタチ等の小動物の体表に付着して運ばれる可能性があります。防護柵等の周囲を除草や舗装することで、ねずみ等が隠れられる場所をなくし、ねずみやその捕食動物であるイタチ等が衛生管理区域に侵入するリスクを低減することができます。

２．　不遵守の判断基準

野生いのししが生息する地域に所在する農場において、防護柵、塀、擁壁、壁（畜舎の壁を含む。ただし、野生いのししが接触し得る部分に隙間、破損がない壁に限る。）、溝等により、野生いのししの侵入が防止できる措置が行われていない場合、不遵守となります。なお、屋外で飼養する場合には、二重柵等（３．参考情報を参照。）の野生いのししとの接触防止対策が講じられていなければ不遵守となります。

防護柵等は、野生いのししの侵入を防ぐための十分な構造を有していること、破損があった場合は遅滞なく修繕することが必要です。破損したまま放置されている、防護柵等の強度や構造が不十分である等、侵入を許してしまうような場合は不遵守となります。

防護柵等の周囲について、原則５m幅以上の除草や舗装等を行う必要があります。

なお、野生いのししが生息する地域については、各都道府県において、野生いのししの生息データ及び地理的要件（山地、市街地、半島、島しょ等）を踏まえて決定してください。

原則、柵は恒久的に設置されていることが必要ですが、冬期に積雪する地域では、積雪で衛生管理区域内への野生いのししの侵入が継続的に防止できる状況であれば、柵を取りはずすといった対応が可能です。農場の出入口等、積雪が取り除かれている箇所は野生いのししが侵入できるため、柵等を設置し続ける必要があります。

３．　参考情報

農林水産省のウェブサイトにおいて、野生いのししの侵入防護柵のほか、鳥獣被害防止対策を紹介していますので、参照してください。（農林水産省ウェブサイト内の該当ページ：ホーム > 農村振興 > 鳥獣被害対策コーナー > 野生鳥獣による被害防止マニュアル等）

〔家畜に関する事項〕

24　家畜を導入する際の健康観察等 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

１．　本項目の目的

農場外から家畜の伝染性疾病を持ち込まないためには、健康な家畜を導入することが不可欠であり、導入元農場等における発生状況を確認することが必要ですが、家畜市場等から家畜を導入する場合であって導入元農場等における疾病の発生状況が確認できない場合には、農場へ導入する家畜の健康状態をよく確認する必要があります。その際、家畜の健康状態を確認する間、農場で飼養している他の家畜との接触を避けることが必要です。

また、導入する家畜のみならず、預託先、公共牧野、共進会等から家畜が戻った場合についても同様の対応が必要です。

２．　不遵守の判断基準

（１）導入する家畜が健康であるか、何ら確認を行っていない場合は不遵守となります。家畜の導入記録を確認し、健康確認が行われていることを確認するとともに、家畜の所有者等に対し、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分な場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言します。

（２）異状がないことを家畜の所有者等が確認するまでの間、他の家畜と直接接触させた場合は不遵守となります。このため、導入家畜の隔離スペースが確保されているか確認することが必要です。また、隔離スペースが確保されていない場合には、どのように他の家畜と接触させないようにしているか聞き取り、不十分な場合には、農場の飼養状況、疾病発生状況等を踏まえ、具体的な改善方法を助言します。なお、異状がないことの確認期間は規定しておりません。具体的な期間については、当該農場及び導入元の疫学情報、主要な病原体の潜伏期間等を総合的に勘案し、指導してください。

（３）項目４に規定する記録において、導入した家畜の健康状態等の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

25　畜舎に立ち入る者の手指消毒等 畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

１．　本項目の目的

衛生管理区域への病原体の侵入リスクはゼロとなるものではないことから、衛生管理区域内において残存する病原体を畜舎へ持ち込むことを防止するため、畜舎に立ち入る者は手指の洗浄及び消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①畜舎に立ち入る者のための消毒設備を設置すること、②立ち入る者に当該設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせることを規定しています。ただし、消毒の代わりに、当該畜舎専用の手袋を着用することでも問題はありません。

また、畜舎で家畜の伝染性疾病が発生した場合に、その病原体を他の畜舎に伝播させることを防止するため、畜舎から出る際にも手指の洗浄及び消毒又は手袋の交換が必要です。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）畜舎に立ち入る者のための消毒設備を設置していること

畜舎の出入口において、当該畜舎に出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、原則不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、出入口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、代替措置として出入りする者に当該畜舎専用の手袋を着用させる必要があります。この代替措置を行っていない場合は不遵守となります。この場合は、家畜の所有者等に対し、手袋の着用が確実に実施されているかを確認する必要があります。

（２）畜舎を出入りする際に（１）の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

畜舎に立ち入る者が立ち入る際に家畜の所有者等が設置した消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒を実施しているか、当該畜舎専用の手袋を着用していなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取り、必要に応じて実演により確認することが必要です。

手袋は使い捨てのものが望ましいですが、そうでない場合は定期的に交換し、洗浄・消毒するように指示してください。

３．　参考情報

消毒効果を十分に得るため、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指は消毒のみではなく、洗浄及び消毒を実施することとされています。また、手袋を着用する場合にあっては、手袋の交差汚染を防ぐために、着用の前に手指を洗浄し有機物を除去することが重要です。

26　畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用

畜舎ごとの専用の衣服（大臣指定地域に限る。）及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、衣服又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。更衣による病原体の畜舎への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

１．　本項目の目的

畜舎外に存在する病原体を畜舎へ持ち込むことがないよう、畜舎に立ち入る者は畜舎ごとの専用の靴に履替える必要があります。また、大臣指定地域においては、衛生管理区域にＣＳＦ等の病原体が侵入し、当該区域内で着用している衣服が汚染されているおそれがあることから、追加的な防疫措置として畜舎ごとの専用の衣服に着替える必要があります。このため、家畜の所有者等は、畜舎に立ち入る全ての者に対し、畜舎ごとの専用の衣服（大臣指定地域に限る。以下この項において同じ。）及び靴を用意し、それらを必ず着用させる義務があります。また、衣服及び靴が、交換前の衣服及び靴又はそれらに付着していた有機物に直接又は間接的に接触しないよう、交差汚染防止措置を講じる必要があります。

２．　不遵守の判断基準

本項目においては、具体的措置として①畜舎に立ち入る者のための畜舎ごとの専用の衣服及び靴を設置すること、②立ち入る者に当該衣服及び靴を着用させること、③着脱前後の衣服及び靴の保管場所を離し、かつ、更衣前後の経路を一方通行とすること、④作業者の動線が畜舎内外で交差しないように作業者を分ける又は靴の履替えを徹底すること、⑤衣服及び靴が汚れた場合は洗浄及び消毒することを規定しています。ただし、一度畜舎専用の衣服及び靴に交換した作業者が、畜舎外におい

て病原体に汚染する可能性がない状況で畜舎間を移動する場合については、畜舎ごとに再び衣服及び靴を交換しなくても問題はありません。

畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で畜舎間を移動する場合とは、畜舎間が屋根や壁のある通路で連絡している場合や地面が舗装（又は消毒可能なゴム板の設置等）され、移動前に十分に消毒している場合等を想定しています。なお、土壌に消石灰を散布し、その上を歩く場合は、一般に土壌等の付着は避けられないため、病原体に汚染する可能性がある状況と考えられるため、十分な消石灰を散布する等、使用には注意が必要です。

なお、③と④は交差汚染による侵入を防止するための措置の具体例であり、同等の防疫効果を有する方法であれば、その他の必要な措置としてこれらの具体例に代えて実施することが可能です。

本項目が不遵守でないかを確認するためには、以下の５点が満たされているか確認する必要があります。

（１）畜舎に立ち入る者のための畜舎ごとの専用の衣服及び靴を設置すること

畜舎ごとの専用の衣服及び靴を設置していなければ不遵守となります。また、衣服及び靴を用意している場合であっても、当該畜舎専用のもの（畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で畜舎間を移動する場合は、移動中及び移動先の畜舎と共通のもので可。）でなければ不遵守となります。具体的には、野生動物侵入防止等の病原体汚染防止対策が講じられた畜舎間通路の移動であれば、衣服及び靴の交換はしなくても問題ありません。また、舎外で作業を行わずに畜舎間を移動する場合は、靴の交換は必要ですが衣服の交換はしなくても問題ありません。

（２）立ち入る者に当該衣服及び靴を着用させること

当該畜舎に立ち入る者が専用の衣服及び靴を着用していない場合は不遵守となります。

（３）着脱前後の衣服及び靴の保管場所を離し、かつ、更衣前後の経路を一方通行とすること

単純に着替え及び履替えを行えば良いというものではなく、着脱前後での交差汚染防止措置を講じていなければ不遵守となります。基本的には、着替え・履替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴が直接又は間接的に接触しないよう分けて保管する取組を実施しているか確認する必要があります。なお、一方通行とは、同一の出入口を利用していても、入る際、出る際それぞれの動線において、着替え、履替え前後の区域が分かれていることをいいます。

（４）作業者の動線が畜舎内外で交差しないように作業者を分ける又は靴の履替えを徹底すること

（１）、（２）、（３）が確実に実施されていれば、（４）も遵守されています。例えば、衣服及び靴の着脱をすることとされている畜舎出入口以外の境界部分から、作業者が靴の履替えをせずに出入りしてしまう場合、不遵守となります。畜舎内外で作業者を分けていれば、作業中に靴を履替えずに畜舎を出入りしてしまう状況を防げますが、作業者を分けていても、畜舎内で作業している者が靴を履替えずに畜舎外に出ることは不適切です。なお、靴の履替えを確実に実施できていれば、作業者を分ける必要はありません。

具体的な状況として、家畜の出荷や死亡畜の搬出の際に、畜舎の中と外を行き来する場合も長靴等を交換する必要があります。更衣しないで済ますためには、畜舎の中の作業者と外の作業者を分ける、家畜の一時待機場所を設けて畜舎内の作業が終了後に畜舎外の作業を行う等の動線を区分する取組が必要です。やむを得ず、作業者１人が出荷作業を行い、一時待機場所を設けることができず、長靴等の交換ができない場合は、長靴等の交換に代わり、出荷作業前後に出荷台等の洗浄・消毒を行う必要があります。

（５）衣服及び靴が汚れた場合は洗浄及び消毒すること

衣服及び靴が汚れたまま繰り返し使用されている場合は不遵守となります。２①から④までの取組を実施していても、衣服や靴に有機物が付着したままであれば、着脱の際の交差汚染防止措置の効果が低減するため、設置している衣服及び靴の状況を確認し、洗浄及び消毒を実施するよう指導してください。

３．　参考情報

飼養衛生管理基準の考え方では、まずは、衛生管理区域の出入口やその他境界部分で衛生管理対策を講ずることにより、極力病原体の侵入リスクを低減させます。しかしながら、人、車両、野生動物等に付着した病原体について、衛生管理区域への侵入を完全に防ぐことは困難です。そのため、本項目の規定による畜舎の出入対策を講ずることにより、もう一段の防疫障壁を設けることとしています。

〔物品に関する事項〕

27　器具の定期的な清掃又は消毒等 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、人工授精用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をすること。

１．　本項目の目的

衛生状態を保つためには、飼養管理に使用する器具を定期的に清掃又は消毒をする必要があります。また、畜房内で使用する注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては１頭ごとに交換又は消毒を実施する必要があります。なお、対象となる器具は、紙等の清掃又は消毒に適さないものを除く飼養衛生管理区域で飼養管理に使用する全てのものを指します。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の２点を確認する必要があります。

（１）飼養管理に使用する器具を定期的に清掃又は消毒をしていなければ不遵守となります。このため、家畜の所有者等に対して、器具の清掃又は消毒の頻度、消毒については消毒薬名及び希釈倍数を聞き取ることが必要です。頻度が著しく低く、定期的に清掃又は消毒を行っているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

（２）注射針、人工授精用器具その他の体液が付着する物品を使用する場合、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては１頭ごとに交換又は消毒を実施していない場合、不遵守となります。なお、これらの物品については、農場関係者ではない人工授精師や担当の獣医師等が使用する場合であっても、交換又は消毒を実施していなければ、不遵守になります。消毒が行われている場合には、消毒薬名及び希釈倍数を聞き取ることが必要です。また、体液が付着する物品が全て対象となっているか併せて確認する必要があります。

28　畜舎外での病原体による汚染防止

家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。

1．　本項目の目的

衛生管理区域内においても、野生動物や人、車両、物品等により持ち込まれた病原体が存在している可能性があります。不必要な物品を畜舎に持ち込まないことで、畜舎内への病原体の侵入を防止します。大臣指定地域においては、衛生管理区域内に病原体が存在している可能性が高まることから、家畜の移動時に病原体に接触すること及び重機、一輪車等に付着した病原体が畜舎内に持ち込まれることを防ぐ必要があります。

2．　不遵守の判断基準

家畜の飼養管理に必要のない物品が畜舎にある場合は不遵守となります。従事者の弁当等も原則、飼養管理に必要のない物品に当たりますので、従事者の健康状態等の特別な事情を除いて、弁当等を持ち込んでいないことを確認する必要があります。

大臣指定地域においては、家畜の移動時に地面を消毒せずに直接歩かせていたり、移動用のケージ、リフト等を洗浄及び消毒しないまま使用していたりした場合、不遵守となります。なお、衛生的な畜舎間通路を利用していれば、ケージ、リフト等を使用する必要はありません。やむを得ず、屋根及び壁がない畜舎外を歩かせる場合は、地面に存在する病原体が豚等に付着することも想定されますので、移動時間が短時間であっても豚等を歩かせる前に通路を十分に洗浄・消毒する必要があります。具体的には、地面の舗装、ゴム板等の設置等といった土壌等が付着しない措置を講じた上で、移動前に通路を消毒する方法が想定されます。

大臣指定地域において、糞尿や死亡畜の搬出時に畜舎に重機を持ち込む際、又は飼料や敷料等を畜舎内へ一輪車等で運搬する際は、事前に重機、一輪車等について、

洗浄及び消毒を実施する必要があります。消毒方法が不適切な場合は不遵守となりますので、確認する必要があります。

〔野生動物に関する事項〕

29　野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組

野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。以下この項において同じ。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。また、大臣指定地域においては、放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保を行うこと。

１．　本項目の目的

畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野鳥等の野生動物が侵入し、当該動物による機械的伝播で衛生管理区域外から区域内へ病原体が侵入すること及び病原体を外部に持ち出すことを防ぐ必要があります。このため、防鳥ネットその他の設備を設置し、定期的に修繕することとされています。飼料、堆肥等も野生動物が集まり、病原体の汚染源となることから、畜舎以外のこれらの施設も対象となっています。

また、大臣指定地域における放牧場については、放牧は適切な対策を講じなければ、野生動物との接触の機会が増加し、発生リスクが一層高まると考えられるため、野生動物対策をしっかり講じる必要があります。

２．　不遵守の判断基準

野生動物は、野鳥以外にはたぬき、イタチ等を、その他の設備とは、これらの動物の侵入防止が可能な換気扇、扉、シャッター等が想定されます。また、設置場所は野生動物の侵入口となる開放部となります。

防鳥ネット又はその他の設備が畜舎等に設置されていない、設置されていても野生動物が侵入する隙間がある、常時開放されている、破損したままになっている等の場合は不遵守となります。なお、網目の大きさについては、野鳥の侵入防止のための大きさであり、網目の大きなネット等を二重に重ねることで同等の効果を得られる場合はそれに代えることが可能です。

大臣指定地域において放牧を行う場合は、以下の対策が必要となります。都道府県において対策状況を十分に把握し、指導を徹底してください。

（１）「給餌場所における防鳥ネットの設置」については、病原体を機械的に伝播する野鳥の飛来を防ぐため、飼料を給餌する場所を防鳥ネット等で覆う必要があります。設備例として、

① 給餌場所にのみ、杭や天板を設置し、周囲を防鳥ネットで覆った設備

② 豚等の居場所を含めて屋根や防鳥ネットで覆った施設やビニールハウス等の設備が挙げられます。

なお、給餌中の人の監視、給餌場所周辺の食べこぼしの清掃を確実に実施すること等により、野鳥が寄り付かないようにすることが担保できる場合は、その実施を条件に防鳥ネットの代わりに、給餌していないときには給餌場所に蓋等の設備を設置すること等の対応も可能です。

（２）「家畜を収容できる避難用の設備の確保」については、豚等の臨床観察や、頭数の確認（死亡豚等の確認）をしやすくするため、放牧場の一部に柵等による囲い（必ずしも天井面及び側面を覆う必要はありません。）を確保し、一定の区画に収容できるようにする必要があります。設備例として、柵による囲い込み設備やビニールハウス等が挙げられます。

３．参考情報

放牧場では、以下の対策も重要となるため、併せて指導してください。

・二重柵等の設置（項目 23「衛生管理区域への野生動物の侵入防止」で規定）

・衛生管理区域内の定期的な消毒（項目 32「衛生管理区域内の整理整頓及び消毒」で規定）

なお、周辺農場の理解を得るためにも、放牧に係る防疫対策の取組について、情報を提供いただく場合があります。必要に応じて、当事者の了承の下、取組の状況を周辺農場と共有してください。

30　給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

1．　本項目の目的

家畜が畜舎内等で摂取する飼料や飲用水については、これらが仮に家畜の伝染性疾病の病原体に汚染されていた場合、農場内への侵入はもちろんのこと、疾病発生へと直ちに繋がるおそれがあります。このため、給与される飲用水や飼料が野生動物を媒介して病原体に汚染されることを防ぐため、

① 飼料については、貯蔵・給餌場所等にねずみ、野鳥等の野生動物が接触しないよう、貯蔵には蓋付きの容器やタンクを利用するほか、飼槽を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃する

② 飲用水については、水道水以外の井戸水等を利用する場合には、貯水施設に蓋を付ける等異物の混入防止措置を講じるほか、ウォーターカップ等の給水設備を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃する

必要があります。

2．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所の全てに野生動物の排せつ物等の混入防止対策を講じていなければ不遵守となります。このため、家畜の所有者等が、農場周辺にいる野生動物の種類を把握し、種類に応じた侵入防止対策が講じられていること、タンクに蓋がされているその他適切な方法により、野生動物の種類に応じた侵入防止対策が講じられているかを確認することが必要です。また、屋内にある給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所の場合にあっては、タンクに蓋等がない場合であっても、建物に野生動物が侵入する隙間がなければ問題はないので、隙間の有無及び有る場合に十分な対策が講じられていることを的確に確認することが必要です。

31　ねずみ及び害虫の駆除

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

１．　本項目の目的

ねずみ及びはえ等の害虫は、ＣＳＦ等に罹患した野生いのししの排せつ物等を口や体表に付着させ、畜舎内に持ち込む可能性があります。定期的に殺そ剤や殺虫剤の散布、粘着シートの設置等を繰り返すことにより、それらの数が減り病原体の侵入リスクの低減につながります。

２．　不遵守の判断基準

殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他のねずみ及びはえ等の害虫の駆除効果を有する措置を実施していない場合は不遵守となります。また、これらの措置を実施していても、散布頻度や散布範囲が不十分であったり、粘着シートが汚れていて粘着性が低減していたりする等、駆除効果が発揮されない状況にある場合も不遵守となります。また、畜舎の屋根又は壁面の破損を放置している場合も、不遵守となります。なお、完全に駆除することは困難ですが、数を減らすことが重要ですので、ねずみ及びはえ等の害虫が畜舎内で確認されたからといって直ちに本項目の不遵守となるものではありません。

〔飼養環境に関する事項〕

32　衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

１．　本項目の目的

ねずみ等の野生動物が、衛生管理区域内に侵入し、区域内を動き回ることは、病原体が持ち込まれ、区域内で病原体が拡散するリスクになります。このリスクを低減するためには、衛生管理区域内を野生動物にとって侵入及び滞在しづらい環境とする必要があります。ねずみ等の野生動物は身を隠せる場所を選んで行動する特性があることから、衛生管理区域内を野生動物が身を隠しづらい場所とする必要があります。

また、病原体が野生動物や人、車両、物品等により衛生管理区域内に持ち込まれた場合、区域内での拡散及び家畜への感染を防ぐため、病原体がそれ以上残存しないようにする必要があります。

このため、衛生管理区域内を野生動物が身を隠しづらい場所とすること及び効果的な消毒を行い病原体が残存しないようにすることを目的として、不要な資材や廃棄物（壊れた機材、ゴミ）等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、定期的に消毒する必要があります。また、衛生管理区域周辺の農場敷地においても、雑草等は野生動物が身を隠す場所となることから、そのような場所の除草や消毒も実施する必要があります。具体的な消毒場所・方法等については、農場の実情に応じて飼養衛生管理マニュアルで規定することになります。

２．　不遵守の判断基準

不要な資材等が衛生管理区域内に放置されている、雑草等が一定範囲に生えていて野生動物が身を隠す場所になっている、使用中の資材、機材等が整理整頓されていない、敷地が定期的に消毒されていない場合は不遵守となります。なお、敷地を消毒していても、地面に資材等が放置されたままで十分な消毒の実施に当たらない場合も不遵守となります。

33　畜舎等施設の清掃及び消毒

畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

１．　本項目の目的

衛生管理区域内を衛生的に保つためには、定期的に清掃及び消毒を実施することが重要です。また、消毒の効果を低減させないために、適正な作業を行う必要があることから、飼養衛生管理マニュアルに基づいて作業することが重要です。なお、清掃及び消毒は、病原体の残存性を低減させるとともに、飼料の食べこぼし等を清掃することで野生動物（野鳥、小動物等）の誘引を減らすことにもつながります。

２．　不遵守の判断基準

清掃及び消毒を実施していない、実施していると認められない汚れが確認される、定期的とは認められない頻度である、飼養衛生管理マニュアルに規定している方法や頻度と異なる場合は不遵守となります。飼養衛生管理マニュアルで規定しているものではありますが、清掃及び消毒の方法、使用する消毒薬名及び希釈倍数を聞き取る必要があります。

なお、発酵床畜舎においては、空房となったタイミングで適切な管理により発酵を促進し、発酵床の温度を上げることにより、消毒の実施とみなすことが可能です。

また、隣接する畜房に豚等が飼養された状況で動力噴霧器を用いた消毒が困難な場合については、糞等の汚れを除去しつつ、簡易な装置等を用いて消毒薬の散布を実施していることを確認する必要があります。

３．　参考情報

豚等の出荷等により畜舎全体や畜房単位で空になるタイミングは、洗浄・消毒する機会でもあります。畜舎全体で実施することが最善ですが、農場における豚等の出入りの現状を鑑みた場合、畜舎全体で空舎となることは少ない一方、畜房単位で空になる機会は比較的頻繁にあると想定されることから、畜房単位での清掃及び消毒を実施するよう指導してください。

〔家畜に関する事項〕

34　毎日の健康観察 毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

１．　本項目の目的

自ら飼養している全ての家畜の健康状態を毎日観察することは、家畜の健康状態が普段と違うことに迅速に気づくためにも非常に重要なことです。このため、毎日実施している飼養管理の中で、家畜の健康状態がいつもと違わないかどうかを確認する必要があります。万一、通常とは異なる行動や症状を呈している場合、その程度に応じ、担当の獣医師への連絡や家畜保健衛生所への迅速な通報等を講ずる必要があります。

２．　不遵守の判断基準

毎日の健康観察を実施しない場合、不遵守となります。家畜の所有者等に対し、毎日の健康観察を実施しているか確認するため、３に記載の事項について聞き取りを行い、その記録も確認することが必要です。さらに、項目４に規定する記録において、家畜の異状の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

３．　毎日の健康観察でチェックする事項

- 調子が悪い豚がいる場所や頭数、症状
- 死亡豚の有無と状況
- 出産記録（分娩舎の母豚カード）と離乳日（日齢）　等

Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

〔人に関する事項〕

35　衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

１．　本項目の目的

自らの所有する家畜を家畜の伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や畜産関連施設等に家畜の伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、出口付近での手指消毒等を規定しています。

２．　不遵守の判断基準

本項目では衛生管理区域の出口での手指消毒等について規定していますが、衛生管理区域の入口と出口を別々に設ける必要はありません。また、消毒設備も別のものを設置する必要はありません。入口と出口が同じ場合には、項目 15 の遵守状況の確認と併せて、本項目について確認することができます。

項目 15 とほとんど同様となりますが、本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の出口付近に退出する者のための消毒設備を設置していること

衛生管理区域の出口において、同区域を出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、出口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合において、出入りする者に同等の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該設備を確実に利用し、確実に消毒させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

ただし、入口で専用の手袋を着用することとしており、衛生管理区域内で当該手袋を外したり手袋の中が汚れたりしなかった場合には、出口において手袋の外側に触れないように外すことを確実に実施していれば、消毒設備がなくても問題はありません。この場合において、使用済みの手袋は項目 37 で規定している消毒等を講ずべき物品に当たりますので、洗浄及び消毒等の必要な措置を行わずに衛生管理区域外に持ち出していないか、併せて確認する必要があります。なお、使い捨ての手袋の場合で廃棄するために持ち出す場合は、一枚一枚を洗浄及び消毒するのではなく、密封できる袋に入れ、適切に廃棄する等の措置で問題ありません。

（２）衛生管理区域から出る際に（１）の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

衛生管理区域から退出する者が退出する際に家畜の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して手指の洗浄及び消毒を実施していなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取ることが必要です。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）に接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から降車しないような事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合（例えば、区域内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しないような事例等）はこの限りではありません。

３．　参考情報

消毒効果を十分に得るため、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指は消毒のみではなく、洗浄及び消毒を実施することとされています。

〔物品に関する事項〕

36　衛生管理区域から退出する車両の消毒 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

１．　本項目の目的

自らの所有する家畜を家畜の伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や畜産関連施設等に家畜の伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、出口付近での車両消毒を規定しています。

２．　不遵守の判断基準

本項目では衛生管理区域の出口での車両消毒について規定していますが、衛生管理区域の入口と出口を別々に設ける必要はありません。消毒設備も別のものを設置する必要はありません。入口と出口が同じ場合には、項目 17 の遵守状況の確認と併せて、本項目について確認することができます。

項目 17 とほとんど同様となりますが、本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の出口付近（車両が通行可能なものに限る。この（１）において同じ。）に消毒設備を設置していること

衛生管理区域の出口において、区域を退出する車両が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（日常的に、出入りする車両の長さの約２倍等の十分な幅に適切な量で散布することが必要。）等、それぞれの地理的状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか視認して確認することが必要です。

なお、動力噴霧器等により車両から落とした泥や汚れの上を、人や車両が通過して二次汚染しないよう、消毒場所にコンクリート盤や側溝を設置して洗い流せる仕組みとすること、又は泥や汚れに十分な量の消毒薬を散布すること等が必要です。

さらに、消毒実施者の靴底や足置きマットを消毒できる設備の設置や作業動線の消毒も実施することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を聞き取るとともに、定められた用法・用量に従い使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、車両を出す者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該機器を確実に利用させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

（２）衛生管理区域を退出する車両が（１）の消毒設備を用いて常時消毒を実施していること

衛生管理区域を退出する車両が、家畜の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用し、確実に消毒を実施させていなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、退出する車両が確実に実施されているか聞き取るとともに消毒設備が適正に作動していることを確認することが必要です。

37　衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

1．　本項目の目的

自らの所有する家畜を家畜の伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や畜産関連施設等に家畜の伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、病原体が付着し交差汚染の原因となるおそれのある物品の消毒等の措置について規定しています。

2．　不遵守の判断基準

物品とは、衛生管理区域内で使用し、家畜の排せつ物、汚泥等が付着し又は付着したおそれのあるもの全てであり、農場内の工事で使用される工具等の家畜の飼養に直接関係しないものも含まれます。当該物品の素材に適した消毒方法で適切に消毒するか、又は手袋等の使い捨ての物である場合は密封できる容器等に確実に入れた上で持ち出す等の病原体の拡散防止措置を実施している必要があります。これらの実施状況について、家畜の所有者等が、当該物品を持ち出す前に確認し、必要に応じて再消毒等の措置を適切に実施しているかを聞き取り等で確認します。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

〔家畜に関する事項〕

38　家畜の出荷又は移動時の健康観察 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

１．　本項目の目的

家畜を農場外へ移動する場合、家畜を介して導入先の農場等へ病原体を広げる可能性があります。このため、家畜を移動する直前に当該家畜の健康状態を確認し異状が認められないことを確認することが必要です。

また、家畜の死体又は排せつ物を農場外へ移動させるときにも病原体を広げる可能性があるため、移動の際には家畜の死体や排せつ物が漏出しないよう必要な措置を講ずる必要があります。

２．不遵守の判断基準

（１）移動の直前に当該家畜の健康状態を確認していない場合は不遵守となります。

このため、出荷等の移動の記録を確認し、健康確認（活力、食欲、排せつの状況や発熱、鼻汁、流涎等の異状の有無の確認であり、その際特定症状を念頭において観察すること。）が行われているかを確認するとともに、家畜の所有者等に対し、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分の場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言することが望ましいです。

（２）また、家畜の死体又は排せつ物を農場外へ移動させる場合に、ブルーシートによる覆い等、漏出が生じないよう措置を講じていない場合は不遵守となります。このため、家畜の所有者等に対し、家畜の死体又は排せつ物を移動する場合に漏出を防止するために講じている措置を具体的に聞き取ることが必要です。漏出防止のための措置が不十分の場合には、取るべき方法を具体的に助言することが望ましいです。

39　特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

１．　本項目の目的

家畜の伝染性疾病については、万一の発生時には迅速な初動防疫がその後のまん延防止対策として非常に重要であり、農場での異状の確認と早期通報は重要な初動のポイントです。第 13 条の２の規定に基づき発見時に遅滞なく届出することが義務付けられている特定症状については、家畜の所有者等は直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報（正式な届出に限らず、電話での一報等も含む。）するとともに、万が一その後の検査結果で陽性となった場合を想定し、家畜保健衛生所からの指示なしに、家畜及びその死体、畜産物、排せつ物といった病原体を拡散するおそれのあるものを移動することのないよう適切な措置を講ずる必要があります。衛生管理区域内にある物品（家畜の所有者及び従業員の携帯品を含む。）も、病原体を拡散するおそれがあるため、不用意に持ち出さないようにする必要があります。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、次の２点を満たしていることを確認する必要があります。

（１）飼養している家畜が特定症状を呈しているにもかかわらず、直ちに家畜保健衛生所に通報しなかった場合、不遵守となります。なお、この場合には同時に法第 13 条の２の違反となります。

家畜の所有者等は、豚及びいのししが感受性動物である口蹄疫、ＣＳＦ及びＡＳＦについて、

①　平時からそれぞれの疾病の特定症状が何であるかを十分に理解しておく

②　特定症状に該当する症状を確認した場合、家畜保健衛生所に直ちに通報することが必要です。

このため、家畜の所有者等に対し、特定症状の理解状況、家畜保健衛生所の連絡先の把握状況に加え、農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員らに対する周知が行われているかを確認することが必要です。

（2）家畜保健衛生所からの指示なしに家畜及びその死体、畜産物、排せつ物その他の物品を農場外に移動させた場合、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、特定症状を呈している家畜を発見した場合には、家畜や畜産物等の出荷及び移動は行わないこと、物品を衛生管理区域外に持ち出さないことを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には、丁寧に説明を行うことが必要です。また、農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われているかを確認することが必要です。

3．　参考情報

義務ではありませんが、農場へ出入りしている業者（畜産関連業者以外の電気事業者等を含む。）へ連絡し状況を伝えることはまん延防止対策として重要であるため、飼養衛生管理マニュアルに対応や連絡先等について記載することも有効です。

40　特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

１．　本項目の目的

法に基づく通報及び届出義務が発生するもの以外の家畜の伝染性疾病についても、当然ながら発生予防とまん延防止に努める必要があります。このため、特定症状以外の異状であって、これらの疾病が疑われる死亡率の上昇や異状（食欲不振、嘔吐、削痩、起立不能、流産等。この１において同じ。）が認められる家畜の数が増加する場合（畜舎内温度管理の不備、管理失宜等家畜の伝染性疾病が原因でないことが明白な場合を除く。）は、獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けることにより異状が何によるものなのかを確認するとともに、少なくとも監視伝染病にかかっていないことが判明するまでの間、農場から家畜の移動は行わない必要があります。

また、異状の原因が監視伝染病であることが判明した場合は、家畜保健衛生所の指導に従う必要があります。

さらに特定症状以外であって、これらの疾病が疑われる死亡率の上昇や異状が認められる家畜の数が増加する場合でない場合であっても、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めることが必要です。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の４点を満たしていることが必要です。また、（１）～（４）について、農場に従業員がいる場合には、従業員も

同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われているかを確認することが必要です。

（１）異状の原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除き、特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合に、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けること

特定症状ではないものの、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合に、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けていない場合は、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、このような場合に速やかに獣医師の診療もしくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受ける必要があることを理解しているか聞き取りを行うとともに、飼養している家畜の異状の有無の記録等を確認することが必要です。

（２）（１）の場合、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと

当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認される前に、農場からの家畜の出荷及び移動を行った場合には、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、出荷及び移動してはならないことを理解しているか聞き取りを行うとともに、飼養している家畜の異状の有無の記録並びに出荷及び移動の記録を突き合わせ、確認することが必要です。また、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

（３）当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと

監視伝染病が原因であることが判明した場合であって、家畜保健衛生所からの適切な指導に従わない場合、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、監視伝染病が原因であることが判明した場合は家畜保健衛生所からの指導に従う必要があることを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

（４）（１）以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求めること

（１）以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求めない場合は、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、（１）以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求める必要があることを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

別添

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合）

令和２年 10 月１日

はじめに

平成 30 年９月以降の我が国での豚熱（CSF）の発生及びアジア地域におけるアフリカ豚熱（ASF）の発生拡大を受け、我が国の家畜防疫をより的確に実施する観点から、令和２年４月３日に家畜伝染病予防法（令和２年法律第 16 号）が公布されました。今回、法改正を踏まえ、飼養衛生管理基準の見直しを検討し、６月 30 日に新たな飼養衛生管理基準を含む家畜伝染病予防法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和２年農林水産省令第 46 号）が公布されたところです。

家畜伝染病予防法第 12 条の３に規定されている飼養衛生管理基準は、家きんの飼養に係る衛生管理の方法として家きんの所有者が守るべき基準です。基準の遵守に当たっては、日頃から家畜伝染病予防法に基づく検査や指導を行っている家畜防疫員が、農場ごとに異なる飼養衛生管理状況を的確に把握した上で、基準の趣旨を踏まえ、当該農場の飼養衛生管理が基準を満たしているかどうかを判断し、仮に、適切に遵守されていない場合には、農場の状況を踏まえた改善策を具体的に示し、指導することが求められます。

今般の飼養衛生管理基準の改正では、生産者及び関係者から寄せられた飼養衛生管理基準の各項目の意義が分からないとの声を受け、取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化し、それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家きん）ごとに項目を分類しています。

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項
Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止
Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

Ⅰにおいては、家きんの所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の当該基準が現場で徹底されるための取組等が規定され、Ⅱ～Ⅳにおいては具体的な防疫措置が規定されています。

本手引きは、飼養衛生管理基準の項目ごとに、その目的と判断基準を明示し、これを踏まえて家畜防疫員が的確に遵守状況を確認し、改善指導を行うことができるよう作成したものです。各都道府県において本手引きの内容が家畜防疫員に周知徹底され、家畜防疫員が的確な遵守状況の確認及び不遵守の場合の指導助言を行うことにより、発生予防及びまん延防止に万全を期すことを期待します。

令和２年 10 月１日

【目次】

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項 1

〔人に関する事項〕 1

１ 家きんの所有者の責務 1

２ 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 3

３ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 6

４ 記録の作成及び保管 10

５ 通報ルールの作成等 13

６ 獣医師等の健康管理指導 14

〔飼養環境に関する事項〕 15

７ 衛生管理区域の設定 15

８ 埋却等の準備 18

９ 愛玩動物の飼育禁止 20

〔家きんに関する事項〕 22

10 密飼いの防止 22

Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止 23

〔人に関する事項〕 23

11 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 23

12 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 30

13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 32

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 34

〔物品に関する事項〕 37

15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 37

16 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置 40

17 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置 41

18 飲用水の給与 42
〔家きんに関する事項〕 43
19 家きんを導入する際の健康観察等 43
Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止 45
〔人に関する事項〕 45
20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 45
21 家きん舎ごとの専用靴の設置並びに使用 47
〔物品に関する事項〕 50
22 器具の定期的な清掃又は消毒等 50
23 家きん舎外での病原体による汚染防止 51
〔野生動物に関する事項〕 52
24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 52
25 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止 53
26 ねずみ及び害虫の駆除 54
〔飼養環境に関する事項〕 55
27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 55
28 家きん舎等施設の清掃及び消毒 57
〔家きんに関する事項〕 58
29 毎日の健康観察 58
Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止 59
〔人に関する事項〕 59
30 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 59
〔物品に関する事項〕 62
31 衛生管理区域から退出する車両の消毒 62
32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等 64

〔家きんに関する事項〕 65
33 家きんの出荷又は移動時の健康観察 65
34 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止 66
35 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止.....68

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合）

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項

〔人に関する事項〕

1 家きんの所有者の責務 家きんの所有者は、飼養する家きんについて、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家きんの所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

１．　本項目の目的

家きんの所有者は家畜防疫の最前線を担っており、ひとたび家きんの伝染性疾病が発生すれば経営に影響を受ける当事者であるとともに、周囲へのまん延防止に努める責任を有する者となります。また、所有者以外の者が農場の管理を実質的に行っている場合には、家きんの所有者の責任の下で飼養衛生管理者に衛生管理の取組を実施させることを明示し、責任の所在を明確化しています。

２．　不遵守の判断基準

衛生管理に対する所有者の責務を理解しておらず、飼養衛生管理者を選任しない等、防疫体制の構築に努めていない場合、また、所有者以外を飼養衛生管理者としている場合にあっては、飼養衛生管理者に本基準の規定による防疫体制の構築に努めさせていない場合は、不遵守となります。

３．　参考情報

（１）畜産の各規制に関わる法律は、「家畜伝染病予防法」（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）のほか、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する

法律」（昭和 28 年法律第 35 号）、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律 138 号）、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 112 号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）、「化製場等に関する法律」（昭和 23 年法律第 140 号）、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号）、「獣医師法」（昭和 24 年法律第 186 号）等が挙げられます。

なお、本規定中にある「この項」とは、飼養衛生管理基準のうち鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に係る全体を指しています。

（２）法第３条に規定する「管理者」と、法第 12 条の３の２に規定する「飼養衛生管理者」は制度上全く別のものであり、「飼養衛生管理者」制度の新設により、「管理者」の解釈や運用が変わるものではありません。したがって、これまで「管理者」に該当する者と整理していた者（例えば、定期報告の報告主体となっていた家畜の所有者以外の者）には、引き続き、法の規定が適用されます。

「管理者」とは、施設の所有者や家畜の飼養者が該当し、罰則の適用もあり得る者であり、例えば、育成牛の預託先農場の所有者や競馬場の厩舎の所有者が法第３条の「管理者」と解釈されます。「飼養衛生管理者」とは、家畜の所有者が、家畜を現に飼養する者のうち、衛生管理区域に出入りする者（従事者等）を管理するために選任した者です。

例えば、競走馬のように、①家畜の所有者、②飼養施設（厩舎）の所有者、③家畜の管理者（調教師）が異なるケースでは、施設に関する法の規定（第８条の２）は②の者に、家畜の管理に関する法の規定（第 12 条の３の２等）は③の者に適用することが適切と考えられます。

なお、実態として、「飼養衛生管理者」として選任された者と「管理者」が同一の者となることもあります。

2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

１．　本項目の目的

農場の防疫体制の構築や家きんの衛生管理を適切に実施するためには、農林水産省や家畜保健衛生所から提供される家きんの伝染性疾病の発生状況、飼養衛生管理の適切な取組等に関する情報を踏まえ、自己点検により生産者自ら衛生管理の課題を確認し、維持向上に取り組む必要があります。

また、農場の飼養衛生管理状況は、家畜保健衛生所や担当の獣医師等と共有できるよう見える化を行うとともに、指導を受け、関係者一体となってその維持、向上に努めることが重要です。

２．　不遵守の判断基準

家畜防疫に関する最新情報の把握等がされており、本項目を遵守しているか確認するためには、以下の５点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）家畜保健衛生所から提供される情報を確認すること

特定家畜伝染病防疫指針において、国は、諸外国や OIE 等の国際機関との相互の情報交換を通じ、常に海外における最新の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況を把握し、必要に応じて都道府県等に情報提供を行い、都道府県は家畜保健衛生所を通じて、国から提供を受けた発生状況に関する情報について、速やかに、電子メール、ファクシミリ、電話、郵送等により全ての家きんの所有者等（家きんの所有者及び飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）に周知することとされています。このように提供された情報について、家きんの所有者等が確認しているか、家きんの所有者等に聞き取りを行うことが必要です。家畜保健衛生

所等から提供される情報について、受け取りを拒否したり、一切確認していなかったりすることが認められる場合には不遵守となります。

（２）家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること

上記（１）で家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認していれば、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧を行っていなくても不遵守とはなりません。一方、家畜保健衛生所が提供する情報には、農林水産省が発信する情報以外にも地域の実情に応じた情報等が含まれるため、（１）で不遵守が認められる場合には、農林水産省のウェブサイトを閲覧していても本項目は不遵守となります。

（３）自らの農場の飼養衛生管理状況を定期的に点検し改善を図ること

上記（１）、（２）で把握した最新情報を踏まえ、直近の家畜衛生状況に応じた防疫体制となるよう点検、改善がなされていることが必要です。消毒設備や衛生管理区域の設定等に不備が生じている、疾病の発生状況等の変化に防疫体制が対応できていない等の状況において、それを改善しようとしない場合には不遵守となります。

（４）衛生管理区域及び衛生対策設備の設置箇所を明示した平面図を備えておくこと

家きんの所有者等は、日頃から農場の防疫体制を把握し、家畜保健衛生所の立入検査等の際に、平面図により分かりやすく説明する必要があります。防疫体制を把握していない場合及び衛生管理区域や衛生対策設備の設置箇所等を明示した平面図を備えていない場合は不遵守となります。

（５）家きんの所有者等は、家きんの伝染性疾病の発生を予防するために家畜保健衛生所が行う指導等に従うこと

飼養衛生管理基準を遵守している家きんの所有者等に対し、飼養衛生管理の高度化のために行う助言に従わないことをもって、不遵守とはなりませんが、

ア　家畜保健衛生所による立入りや検査を拒んだ場合（この場合の検査とは、法第５条や法第 51 条等の規定に基づく家畜保健衛生所の検査を意味しています。）

イ　飼養衛生管理基準を遵守していない家きんの所有者等に対し、家きんの飼養に係る衛生管理の方法を改善し、飼養衛生管理基準を遵守するよう求める家畜保健衛生所が行う指導に従わない場合

ウ　他の農場で飼養する家きんへの家きんの伝染性疾病のまん延を防止するため、家畜保健衛生所が行う指導に従わない場合

には、不遵守となります。

3．　参考情報

家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧は、家きんの伝染性疾病の発生状況や留意点を把握するために有用です。また、「6 獣医師等の健康管理指導」の項で、担当の獣医師又は診療施設を定め、指導を受けることとされておりますが、この指導を積極的に活用することも有用です。

３ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

（１）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

（２）海外渡航時及び帰国後の注意事項

（３）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起

（４）農場内への不適切な物品の持込みの禁止

（５）可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

（６）持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

（７）猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

（８）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

（９）農場における防疫のための更衣

（10）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

１．　本項目の目的

農場の防疫や家きんの衛生管理を実効性のあるものとするためには、飼養衛生管理に関する作業の手順を明確にし、所有者、従業員、外部事業者等、農場に立ち入る全ての者が適切な手順で作業を行う必要があります。そのため、従業員がおらず所有者のみで管理している農場においても、本項目を遵守してマニュアルを作成する必要があります。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の４点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）本項目の本文中に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること

マニュアルが規定する内容には、本文中に掲げる 10 点のうち該当する事項が含まれている必要があります。例えば、農場内へ持ち込むのに不適切な物品（飼養衛生管理基準に基づくもの以外に、当該農場のルールにより持ち込むことを禁止している物品を含む。）を規定していない場合は、不遵守となります。

また、農場の飼養衛生管理の手順を変更する場合は、事前にマニュアルを更新する必要があります。マニュアル作成後に野生動物の生息状況や疾病の発生状況、農場の周辺状況が変化し、マニュアルで規定する内容と実情が異なるようになった場合は、速やかにマニュアルを更新する必要があります。この更新作業が行われていない場合は、不遵守となります。

なお、マニュアルに規定すべき 10 点の事項は、それぞれ、本基準の他の項目で義務の内容が記載されており、マニュアルには当該義務内容を含める必要があります。例えば、愛玩動物について家きん舎内のみでの飼育禁止と定めたマニュアルは、項目９「愛玩動物の飼育禁止」で定める衛生管理区域内での飼育禁止の不遵守となるため、不適切です。

（２）マニュアル作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること

農林水産省が作成するマニュアルの記載例等を参考に、各農場の人の出入りや飼養管理方式等の実情に応じて科学的に適切なものとなるよう、作成過程で、獣医師等の専門家（担当の獣医師、家畜防疫員等）の意見を聞き、内容に反映させる必要があります。獣医師等の専門家から指摘があったにもかかわらず、その内容を反映させていない場合は、不遵守となります。なお、農場ＨＡＣＣＰや畜産ＧＡＰの手順書を活用し、マニュアルの規定として引用することも可能です。

（３）従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう冊子の配布、看板の設置等の必要な措置を講ずること

マニュアルは、従事者及び外部事業者が随時参照し、常に遵守すべきものです。作成後、事務所の本棚の奥に保管されているだけで、従事者及び外部事業者の目に留まらないような場合、農場の誰もがどこにあるのか答えられない場合は、本項目の不遵守となります。なお、冊子の配布は例示として記載しています。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守できるよう、実効性のある対応が確認できれば問題ありません。

（４）家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること

「2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践」の項に規定している、家きんの所有者等が把握すべき情報について、情報を把握した後、貼り紙その他の手法により、従事者や外部事業者に周知する必要があります。関連情報について従事者等が全く認識できていない場合には、不遵守となります。貼り紙等の周知が見られない場合、関連情報等について認識しているかどうかを従業員等に聞き取りを行うことも有効です。

３．　参考情報

（１）マニュアルの内容については、上記 10 点のうち該当する事項は最低限として、そのほか農場の実情に応じて必要となる防疫作業に関する手順を記載するよう指導してください。特に緊急性が高い、特定症状を発見した場合の通報ルール、連絡先、特定症状の発見を受けて取るべき具体的な防疫作業の手順等を記載することが推奨されます。

従事者や外部事業者にマニュアルの規定を遵守させるには、可能な限り図や写真を使って見える化を行うことが有効です。例えば、更衣室における手指の洗浄及び消毒や着替えの手順について、写真や図を使って示すことにより、誰でも適切な手順で実施できるようになり、人為的なミスによる病原体の侵入の防止につながります。

なお、マニュアルの実効性を確保するために、農場や従事者等の状況の変化を踏まえて更新し続けることが重要です。更新する際も、初版の作成時と同様、獣医師等の専門家の意見を聞く必要があります。家畜保健衛生所からの指導があった場合は直ちにマニュアルへ反映し、従事者等へ周知する必要があります。

（２）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項とは、当該農場の従事者が別の農場（衛生管理区域を別にしている農場）で作業した場合、その際に使用した衣類や靴の交換、車両の交換又は消毒をせずに当該農場での飼養管理を行うことを禁止するといった対応を想定しています。また狩猟を行った場合も

同様に狩猟に使用した衣類や靴の交換、車両の交換又は消毒をせずに当該農場での飼養管理を行うことを禁止するといった対応を想定しています。

（３）海外からの肉製品の持込みは、我が国に越境性の伝染性疾病を侵入させる主要な要因となります。海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に係る規則の遵守が徹底されるよう、家きんの所有者等からの外国人労働者等に対する注意喚起を促す意図で規定しています。

（４）事項（５）、（６）に記載している「工具」とは、外部事業者等が他農場等で使用したものを想定しています。また事項（６）に記載している「食品」とは、衛生管理区域内に持ち込んだ食品（特に肉製品）が誤って、家きんの口に入ったりすることを防止するため、記載しています。

（５）手指、衣服、靴、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間とは、対象物品の分類ごとに、当該農場の作業体系で想定される有機物の付着量、温度条件、使用する消毒薬の用法・用量等を勘案し、病原体の低減効果が十分に得られる内容とします。例えば、長靴の交換時の消毒方法として、使用した長靴は、汚れを水洗いしながらブラシで落とした後に、内側も含めて全面を消毒薬に浸し、その後乾燥させるといった工程やそれぞれの工程の作用時間まで明記することを意図しています。マニュアルの作成指導に当たっては、各位の獣医学的知見のほか、必要に応じて「畜産分野の消毒ハンドブック（平成 31 年２月）（公益社団法人中央畜産会）」も参考としてください。

（６）野生動物の衛生管理区域への侵入防止の事項には、飼養衛生管理基準の規定によるもののほか、都道府県や地域、農場独自の取組を具体的な手順まで落とし込むものとしてください。

（７）農場での円滑なマニュアルの作成に当たっては、適宜、国作成のマニュアル例をひな形として活用しながら、農場ごとの取組を加筆し、作成後も随時改訂を続けていく対応をお願いします。

４ 記録の作成及び保管

次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

（１）衛生管理区域（７に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

（２）従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称

（３）導入した家きんの種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日

（４）出荷又は移動を行った家きんの種類、羽数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日

（５）飼養する家きんの羽数、日齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況

（６）家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

１． 本項目の目的

家きんの伝染性疾病発生時に早期に感染ルートを特定することを目的としています。また、記録及び保管させることにより衛生管理の意識を高めるとともに、消毒等の実効性を担保することも目的としています。

２．　不遵守の判断基準

記録を作成していない場合、１年間保存していない場合及び本項目に掲げられている情報が記録されていない場合には、不遵守となります。

このため、記録の保存状況を確認するとともに、家きんの所有者等に対し、必要な情報を必ず記録していることを確認することが必要です。個別の記録ごとの留意事項は以下のとおりです。

（１）衛生管理区域に立ち入った者に関する記録

記録の内容は、立入日、立ち入った者を特定するために必要な情報、立入りの目的、消毒の実施の有無、過去１週間以内に海外からの入国又は帰国した場合の滞在先の情報です。

これらを自ら記録させることにより、消毒等の実効性を担保し、また他の畜産関係施設等に立ち入った者や過去１週間以内に海外から入国又は帰国した者の立入制限の必要性をしっかりと確認させることとなります。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則（マニュアル）が策定されており、家畜防疫員が適切であると判断した場合は、当該記録は不要となります。

なお、１日に複数回立ち入る場合はその都度記録する必要はありませんが、消毒については原則として出入りの都度実施した上で実施回数等を記録する必要があります。また、契約書等により別途、実際に立ち入った者や日時が確認及び保管できる場合は、当該契約書等を以て記録とすることが可能です。

（２）従事者の海外への渡航に関する記録

記録の内容は、氏名その他の渡航者を特定するために必要な情報、渡航国又は地域名、滞在期間に加え、渡航中の畜産関係施設等への立入りの有無が必要です。

（３）家きんの羽数、日齢、異状、治療、投薬に関する記録

異状のある場合には、症状（年月日、羽数（死亡羽数を含む）、日齢を含む）、獣医師による診療結果、処置の状況の記録が必要です。

羽数、日齢については、週に１度程度の適切な頻度で記録をします。記録を確認した際に、その時点で飼養している全ての家きんについて羽数と日齢が把握できるような記録の方法である必要があります。

（４）農場指導の内容

家畜保健衛生所や担当の獣医師から農場指導があった場合は、随時記録する必要があります。指導内容について、文書によるものは保存、口頭によるものは書き留めをそれぞれ行った上で、飼養衛生管理マニュアルへ反映すべき内容は反映させ実効的なものとしてください。

5 通報ルールの作成等

大規模所有者は、飼養する家きんが特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

１．　本項目の目的

過去の事例において、発生が疑われる症状が確認されたにもかかわらず、社内での連絡を優先し、家畜保健衛生所への通報が遅れた事例があったことから、大規模所有者は、従業員が特定症状を発見した場合であっても、法第 13 条の２の規定に基づく特定症状発見時の獣医師又は家きんの所有者の届出義務と同様、当該従業員が家きんの所有者の許可や獣医師の確認を待つことなく、迅速に家畜保健衛生所に通報することをルール化するよう規定されたものです。なお、大規模農場以外でも、特定症状を発見した場合の通報ルール、連絡先、取るべき具体的な防疫作業の手順等を定めることが推奨されます。

２．　不遵守の判断基準

次の（１）及び（２）について実施していなければ、不遵守となります。

（１）従業員が、飼養家きんが特定症状を呈していることを発見した場合、家きんの所有者等の許可を待たずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを内容とするルールが作成されていること

（２）通報ルールが全従業員に周知徹底されていること

３．　参考情報

家きんの所有者等に対し、通報を定めていることを聞き取り等により確認し、その内容が家きんの所有者の許可を待たずに直ちに通報する旨の記載があることを確認します。家きんの所有者等に対し、飼養衛生管理マニュアル、貼り紙等その周知の具体的手法を聞き取り、現物を確認します。また、従業員に対し、通報ルール等を認識しているか聞き取りを行うことも有効です。

6 獣医師等の健康管理指導 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家きんの健康管理について指導を受けること。

１．　本項目の目的

適切な防疫体制の維持及び家畜伝染病の早期発見・通報の観点から、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っている担当の獣医師又は診療施設を定めておく必要があります。

２．　不遵守の判断基準

担当の獣医師又は診療施設が定められていなければ不遵守となります。なお、民間獣医師の確保が困難な地域では、担当の獣医師を家畜保健衛生所の獣医師とすることも可能です。

また、当該獣医師又は診療施設から定期的に指導を受けていなければ不遵守となります。飼養衛生管理基準の遵守が不十分にもかかわらず、指導頻度が年１回未満である等、その頻度が著しく低く、定期的な指導を受けているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

３．　参考情報

（１）獣医師及び診療施設に対しては、所有者等への指導内容の告知を可能な限り、文書で行うよう助言して下さい。

（２）所有者等に対しては、指導内容を可能な限り飼養衛生管理マニュアルや施設・設備の整備計画へ反映し、着実に実践することを助言してください。

〔飼養環境に関する事項〕

7 衛生管理区域の設定 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等によって分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換（家きん舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

１．　本項目の目的

衛生管理区域は、部外者の立入制限、出入口での消毒、衣服や靴の交換等の衛生管理を重点的に実施することにより、病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とし、家きんへの病原体の侵入リスクを低減するために設定するものです。

２．　不遵守の判断基準

衛生管理区域が正しく設定されており、本項目が不遵守でないかを確認するためには、以下の３点が満たされており、これらが平面図に明示されていることが必要です。

（１）衛生管理区域の範囲が正しく設定されていること

衛生管理区域は、以下の①～③の全てが網羅されていることが必要です。

① 家きんを飼養する家きん舎、放し飼い施設等

② 家きんに直接接触する物品の保管場所（飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎、清掃及び家きんの出荷及び死亡家きんの管理等の一連の作業に関連する農場内の全ての施設等）

ただし、飼料タンクから家きん舎内までパイプラインを介して直接搬送される場合は、飼料タンクを衛生管理区域外に設定することが可能です。

③ 家きんに直接触れた者が消毒や衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲

確認に当たっては、従事者等の作業動線を聞き取り、設定されている衛生管理区域が網羅されていることを確認することが必要です。

他方、不特定かつ多数の者が出入りのたびに消毒や衣服・靴の交換ができない場所（公道、生活居住区等）は、衛生管理区域の範囲に含めることはできません。

このため、農場と同じ敷地内にある住宅等の施設への行き来に際しては、原則、敷地内に衛生管理区域外としての専用の通路を設定すること等により、衛生管理区域を通過しないで済むようにする必要があります。なお、農場及び住宅等の出入口が一箇所しか設けられず、かつ、道が狭小である等、衛生管理区域外である住宅等の施設に行き来するために衛生管理区域を通過せざるを得ない場合は、項目 13、14、15、30 及び 31 の規定に応じた対応をすることが必要です。

（2）衛生管理区域とそれ以外の区域の境界が明確に分かるように区分されていること

柵、塀等の物理的な障壁、崖等の自然の障壁のほか、ロープ、プランター、三角コーン又は消石灰帯等により、従事者等が明確に認識できるように区分されていることが必要です。

（3）出入口の数が必要最小限となり、家きん、資材、死体等の入出場の場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること

各出入口の必要性や、家きん、資材、死体等の入出場の場所を境界に設定できないかどうかについて確認し、不要な出入口があった場合は不遵守となります。

3．　参考情報

（1）従事者及び外部事業者の出入口の数や出入りの頻度が多ければ、その分、管理が困難になり、衛生管理区域への病原体の侵入リスクが高まると考えられます。例えば、家きんの搬入・搬出場所や堆肥、資材、死体等の保管場所が衛生管理区域の奥にある場合は、それらの場所へ移動する者が衛生管理区域内を頻繁に行き来することにつながります。このため、衛生管理区域内に従事者、外部事業者等の車両を入れないための施設の配置が望ましいものとなります。

（2）本項目に記載している「家きん舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。」については、同一の衛生管理区域内においても農場によっては、家きん舎ごとの衣服の交換を行う場合も想定されるため、記載しています。

（３）堆肥処理施設について

(ア)　家きんの所有者が堆肥処理施設を所有している場合

当該堆肥処理施設を衛生管理区域に含める必要があり、項目 24 に基づき、防鳥ネット等の設置が必要となります。また、当該堆肥処理施設は家きんの所有者等が衛生管理区域内用の衣服や靴で管理する必要があります。

(イ) JA 等が所有している共同堆肥場の場合にあって、JA 等が当該共同堆肥場を利用する家きんを所有していない場合

家きんの所有者が遵守すべき基準である飼養衛生管理基準は適用されず、衛生管理区域の設定等の義務は生じません。ただし、法第２条の４の規定に基づき、必要に応じて防鳥ネット等の設置に努めてもらうよう協力を求めていく必要があります。

８ 埋却等の準備

法第二十一条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地（家きん（日齢が満百五十日以上のものに限る。）百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

１．　本項目の目的

家きんの伝染性疾病の病原体に濃厚に汚染されている患畜及び疑似患畜の死体は、一般的に薬剤による消毒を行うことでは病原体の散逸を防止することが困難であるため、法第 21 条の規定に基づき、原則として焼却又は埋却することが求められており、埋却地の確保は、一義的に家きんの所有者が行うべきものとされています。

２．　不遵守の判断基準

埋却地の確保について、家きんの所有者が確保していない場合でも、都道府県、市町村等の土地を活用する調整が行われていれば、直ちに不遵守とはなりませんが、家きんの伝染性疾病の発生状況によっては埋却用地が必要となり防疫措置に支障が生じる可能性があることや、公平性の観点から、家きんの所有者自身が、速やかな埋却地の確保に努める必要があります。都道府県は、埋却地、焼却又は化製を行う事業者や場所の事前確保が十分ではない場合、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和２年７月１日農林水産大臣公表）第２章の第２－１の２（７）の規定に基づき、家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村、関係機関及び関係団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整等を行うとともに、移動方法及び移動ルートの決定並びに必要に応じ地域住民への説明等を行う必要があります。

このような措置を実施しても、家きんの所有者が協力しない等、家きんの所有者の責に帰すべき理由により、翌年の立入調査の際においても埋却地を確保しておらず、かつ、焼却又は化製のための準備措置が講じられていない場合は不遵守となります。

３．　参考情報

都道府県、市町村、関係機関及び関係団体と連携しても埋却可能な土地がない場合は、焼却施設又は化製処理施設が利用可能か検討することになります。焼却や化製処理を行うに際しての、事業者や関係自治体との打合せや、周辺住民の承諾の取付けに向けた事前の話し合いが必要です。

盛土方式を用いる場合の埋却槽の作成方法については、「「家畜伝染病予防法に基づく焼却、埋却及び消毒の方法に関する留意事項」の一部改正について（令和２年２月 26 日付け元消安第 5374 号農林水産省消費・安全局長通知）」等を参考にしてください。

９愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼育を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。

１．　本項目の目的

猫等の愛玩動物が飼養家きんとの共通の感染症に感染し、接触伝播、小動物を介した機械的伝播等により、その病原体が広がる場合や、愛玩動物にとって非感受性である家きんの伝染性疾病の病原体が愛玩動物の体表や口腔内への付着、排せつ物への混入等を経て機械的に伝播する場合があるため、愛玩動物の衛生管理区域への持込みや衛生管理区域内での飼育はできません。

２．　不遵守の判断基準

衛生管理区域内へ家きん以外の動物（番犬や飼い猫を含む。）を侵入させている場合及び衛生管理区域内で当該動物を飼育している場合は不遵守となります。ただし、区域外で給餌する等により当該動物が侵入しないよう対策を講じている場合を除きます。

また、使役犬（牧羊犬等）については、飼育場所を限定する等、機械的な伝播を防止する対策を講じた上で衛生管理区域内で飼育する場合は不遵守になりません。

なお、やむを得ず、農場と同じ敷地内にて衛生管理区域に入らないようリードにつなぎ飼育等する場合にあって、衛生管理区域外である飼育場所に行き来するために衛生管理区域を通過せざるを得ない場合は、項目 16 と 32 に基づき肢の洗浄・消毒やケージに入れて通過させる等の措置を講ずることが必要です。

３．　参考情報

野生動物の侵入防止については、犬等の飼育ではなく、防護柵の設置等の方法により対策してください。

また、飼育場所が衛生管理区域内にあった場合、自宅や他の場所に飼育場所を変更するか、衛生管理区域の設定を工夫して飼育場所を衛生管理区域外とする必要があります。

なお、本規定は現在飼育している愛玩動物の飼育自体を否定するものではありません。指導にあたっては、愛玩動物の遺棄や飼育放棄、保健所への引取り依頼等がなされないよう、対応してください。

〔家きんに関する事項〕

10 密飼いの防止 家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないこと。

1． 本項目の目的

家きんを飼養する際、健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養してはいけません。家きんにストレスを感じさせるほどの過密な状態で飼養することは、家きんの免疫力の低下を招きます。この結果、個体レベルでの感染防御レベルを低下させてしまい、家きんの伝染性疾病の感染リスクを上昇させることへと繋がってしまいます。

このため、家きんの健康に悪影響を及ぼさない密度にて飼養管理する必要があります。なお、飼養密度の目安としては、畜産技術協会が作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針」及び「アニマルウェルフェアの考え方に対応したブロイラーの飼養管理指針」に規定されている数値（採卵鶏では、430～555cm^2/羽とすることが推奨されており、ブロイラーの場合、55～60 羽/坪程度が推奨されています。）を参考としてください。

2． 不遵守の判断基準

飼養される品種（系統）等によっても変動しますが、家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で飼養する場合、不遵守となります。

家きん舎の構造、換気の状態、飼養方式や家きんをよく観察し、飼養スペースが適当であるか、飼養羽数及び家きん舎の面積により判断することが必要です。

3． 参考情報

アニマルウェルフェアに対する考え方については、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について（令和２年３月 16 日付け元生畜第 1897 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）」等を参考にしてください。

Ⅱ衛生管理区域への病原体の侵入防止

〔人に関する事項〕

11 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

１．　本項目の目的

衛生管理区域を病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とするためには、必要のない者をむやみに立ち入らせないことが必要です。その具体的措置として、①必要のない者が家きんの所有者等の許可なく立ち入ることがないよう出入口の数を必要最小限とする（項目８において規定）ことに加え、本項目において②家きんの所有者等は必要がない者が立ち入らないようにし、仮に立ち入る場合であっても家きんに接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置等により、そのことを不特定かつ多数の者に知らしめることを規定しています。

ただし、上記を厳格に適用することがそもそも困難な観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設については、出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、例外としています。

２．　不遵守の判断基準

本項目が不遵守でないかを確認するためには、以下の２点が満たされていることが必要です。

（１）出入口で明確な立入制限がされている（出入口の数が必要最小限である）こと

衛生管理区域が家きんの所有者及び従業員以外の者が明確に立入りが制限されていることを認識できる状態になっていることが必要です。このため、出入り可能な状態であるにもかかわらず、立入りが制限されていることを認識できないと認められる場合は、不遵守となります。

なお、作業動線上不要な出入口があったり、物理的に衛生管理区域が区分されておらず、出入りが可能なところがあったりするからといって直ちに不遵守になるわけではありませんが、看板の設置等を行わず、立入りが制限されていることが家きんの所有者等以外の者に認識されないような状態になっている場合は不遵守となります。

また、看板の設置等が行われている場合であっても、衛生管理区域への家きんの所有者等及び従業員以外の立入りが制限されていること並びに家きんの所有者等の許可を得て立ち入る場合であっても許可なく家きんに接触しないことが明確になっていない場合には、その内容を改善するよう助言してください。

（２）観光牧場その他不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設の場合、それらの者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認しておくこと

当該規則には、①衛生管理区域の設定、②入場者への協力依頼、③入退場車両の消毒、④入退場者の消毒、⑤家きんの健康観察、⑥異状確認時の通報ルールの作成等の内容が含まれていることが必要です。

これら病原体の持込み及び持出しを防止するための規則を作成しない、又は作成していても①～⑥が満たされていない場合は不遵守となります。

３．　参考情報

観光牧場等における病原体の持込み及び持出しを防止するための規則の作成について

（１）病原体の持込み及び持出しを防止するための規則を作成する必要性

家きんの伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のためには、衛生管理区域への必要のない者の立入りを制限することが重要です。しかしながら、観光牧場等は、動物の見学、ふれあい体験等を目的としており、立入りを制限することは困難です。

このため、飼養衛生管理基準に定められた、衛生管理区域への不特定かつ多数の者の立入りの制限及び立入者の記録の作成・保管については、その代替措置として、出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成することが義務付けられています。

（２）規則の内容

(ア)　衛生管理区域の設定

① 場内を衛生管理区域※1とそれ以外の区域に分ける。

② 衛生管理区域の中に、来場者が入場可能な区域（ふれあい広場、見学可能な家きん舎等家きんと接触する場所を含むエリア。以下「入場可能区域」という。）がある場合には、関係者以外立入禁止の区域（ふれあいに供しない家きんの飼養エリア。以下「立入禁止区域」という。））と分ける。かつ、入場可能区域で飼養する家きんと立入禁止区域で飼養する家きんは直接接触しないよう飼養場所を明確に分ける。

※1 家きんを飼養する場所、家きん舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫等、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいう。

【記載例】

図〇のとおり、衛生管理区域を設定する。また、衛生管理区域を入場可能区域と立入禁止区域に区分する。

(イ)　入場者への協力依頼

① 口頭、場内放送、パンフレット、ウェブサイト等により、家きんの伝染性疾病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。

② 原則、入国又は帰国後１週間以内での入場を拒否している旨を周知する。

③ 入場ゲート付近、入場可能区域では、立て看板等により、靴の消毒、手指の洗浄・消毒の実施及び肉製品を含む食品の持込禁止を依頼する旨を周知する。

④ 立入禁止区域では、立て看板等により、部外者の立入を禁止する旨を周知する。

＊場内放送、パンフレット、ウェブサイト、看板等による周知は入場者の国籍を考慮し複数の言語により行うようにしてください。

【記載例】

場内放送、パンフレット、ウェブサイト等により、家畜伝染病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。また、家きんとのふれあい体験時には、実施前に家畜伝染病の発生予防について十分説明して、消毒への協力を求める。

(ウ)　入場車両の消毒

① 来場者用の駐車場は、衛生管理区域外に設置する。衛生管理区域外に駐車する車両は、消毒を必要とはしない。

② 衛生管理区域内に入場する車両については、飼養衛生管理基準及び本手引きに従って消毒を行う。

(エ)　入場者の消毒

① 衛生管理区域内の入場可能区域の出入口では、消毒マット等の靴の消毒設備を設置する。

② 家きんと接触する前後に手指の洗浄・消毒等を実施するための、手洗い設備・手指消毒液を設置する。

【記載例】

1　入場ゲートにおける措置

・靴の消毒、手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。

・来場者の車は、衛生管理区域外にある来場者用駐車場に駐車し、やむを得ず、衛生管理区域内に入場する車両については、動力噴霧器により消毒を行う。

2　入場可能区域における措置

・靴の消毒、家きんの接触前後における手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。看板の設置場所は図〇のとおり。

・出入口に靴底を消毒するための消毒マットや踏込消毒槽等を設置する。
１日〇回消毒液の点検を行い、不備がある場合は補充を行う。

・ふれあい広場では、ふれあいをする人が出入りするための柵を設置する。

・手洗い場の設置箇所は図〇のとおり。手洗い場には、手指洗浄液及び消毒用アルコールを設置し、毎朝補充する。

・週〇回程度、噴霧式消毒器等にて家きん舎を消毒する。

3 立入禁止区域における措置

・出入口に、訪問者の立入りを制限する旨を周知する立て看板を設置する。

(オ) 家きんの健康観察の実施

① 定期的に診療、健康管理の指導等を行う担当の獣医師又は診療施設を確保する。

② 毎日、家きんの健康状態を確認する。具体的には、活力、死亡率、産卵率、排せつの状況や沈うつ等の異状の有無の確認であり、その際、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの特定症状を念頭において観察する。

③ ふれあいで使用した家きんをふれあいに供しない群に戻す場合は、家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにする。

【記載例】

・毎日、家きんの健康状態を確認する。

・ふれあいで使用した家きんは、1週間以上、他の家きんから隔離して飼養する。その後、異状がないことを確認してから、群に戻す。

(カ) 異状確認時の通報ルールの作成

① 家きんの異状確認時の通報ルールを作成し、これを全従業員に周知徹底する。（周知の方法としては、講習会の開催、ルールの内容をポスターにして掲示すること等）場内の連絡ルートを明確にしておくとともに、担当の獣医師又は診療所、管轄の家畜保健衛生所の連絡先も把握しておく。

② 家きんに異状がある場合は、担当の獣医師又は診療施設に連絡する。高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ※2を疑う場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報する。

※2 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状

a) 同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気

温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

b) 家きんに対して動物用生物学的製剤又は再生医療等製品を使用した場合において、当該家きんにＡ型インフルエンザウイルスの抗原又はＡ型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

③ 近隣又は場内で家きんの伝染性疾病が発生した場合に備え、疾病の種類及び発生地域との距離等を踏まえた段階的な防疫措置を想定しておくことが望ましい。

【記載例】

•家きんの異状を発見した者は、牧場長に連絡し、〇〇診療所（XXX-XXX-XXXX）に診療を依頼する。

・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザを疑う症状を発見した者は、直ちに〇〇県〇〇家畜保健衛生所（XXX-XXX-XXXX）及び牧場長に連絡するとともに、家畜保健衛生所の指示・指導に従う。

・国内／県内／場内で家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ等）が発生している場合、家畜保健衛生所の指示・指導を受けた上で、

第１段階：（国内（県内及び周辺県を除く）で発生した場合）
衛生管理区域の消毒を徹底し、ふれあい体験の中止を検討する。

第２段階：（周辺県で発生した場合）
放し飼い・家きん舎見学を中止し、入場可能地域で家きんを飼養しない。

第３段階：（場内或いは県内で発生した場合）
衛生管理区域への牧場関係者以外の立入りを禁止する。

（キ） その他

そのほかに、団体予約受付時のルールの説明（入場前の講習会の実施等）、海外からの入国者への対応等（外国語でのルール説明、外国語のパンフレットの作成等）、牧場独自に実施している防疫措置があれば記載する。

【記載例】

・団体による見学又はふれあい体験の予約受付時には、靴及び手指の消毒の徹底

等、家畜伝染病の発生予防のための措置への協力を依頼する。

・動物ふれあい体験については、体験申込みの際に体験者の渡航歴を確認し、過去１週間以内に海外から入国（帰国）していた場合は、体験をお断りする。

（３）留意事項

(ア)　衛生管理区域に入場する者の更衣・靴の履替え、海外渡航者及び他の畜産関係施設入場者の入場制限、他の畜産関係施設等で使用した物品の洗浄・消毒、海外で使用した衣服等の持込制限については、上記（２）（イ）のように、入場者に防疫対策の周知を図り協力を求めることにより、入場者に対する措置に代えて差し支えない。

(イ)　立入禁止区域については、飼養衛生管理基準に従って対応する。

(ウ)　上記記載例は規則の一例であるので、場内の配置、設備、組織体制等を考して、各牧場に応じた規則を作成する。

12 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置
当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

１．　本項目の目的

同日に他の農場に立ち入った者、過去１週間以内に海外から入国した者を衛生管理区域に立ち入らせることは、衛生管理区域内に家きんの伝染性疾病の病原体を侵入させるリスクとなります。このため、このような条件に該当する者は、衛生管理区域に立ち入ることが必要な獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者（※）を除き、原則として衛生管理区域に立ち入らせないようにする必要があります。

ただし、上記条件に該当するものの、どうしても立ち入る必要がある場合には、入浴し、専用の衣服及び靴への着替え等の適切な防疫措置を講ずれば、この限りではありません。なお、立ち入る必要がある場合とは、資材の搬出入や施設・設備等の修繕等、飼養管理上どうしても必要な場合のことを指します。

※業務を円滑に行う上での必要性及び家畜衛生対策に関する正しい理解を前提として立入りを可能としています。したがって、平時から家畜衛生対策に関する情報を把握するよう努め、各農場の飼養衛生管理マニュアルに沿って正しい方法で更衣、消毒等を実施する必要があります。

２．　不遵守の判断基準

（１）当日に他の畜産関係施設に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）又は過去１週間以内に海外から入国した者と知り得ていながら、別日での対応が可能である、立ち入らなくても写真、映像等で知りたい事柄を確認できる等、必ずしも立ち入る必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内に立ち入らせていた場合、不遵守となります。食鳥処理場やＧＰセンター等から戻ってきた従事者も直接農場に戻らず、自宅等でシャワーを浴びてから農場に戻るよう助言してください。

（２）家きんの所有者等に対し、衛生管理区域に立ち入る者について、当日の他の畜産関係施設や過去１週間以内の海外からの入国がないことを確実に確認しているか聞き取ることが必要です。確認が行われていない場合は、不遵守となります。

　また、明らかに立ち入る必要がない者を立ち入らせていると認められた場合は不遵守となりますが、まずは必要性を十分考慮するよう助言してください。

13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

１．　本項目の目的

家きんが飼養されている衛生管理区域内に区域外から家きんの伝染性疾病を持ち込むことを防止するため、区域内に立ち入る者について、手指の洗浄及び消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①衛生管理区域に立ち入る者のための消毒設備を設置すること、②立ち入る者に当該設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせることを規定しています。ただし、立ち入る者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をすることでも問題はありません。

なお、本項目で規定している消毒設備は、衛生管理区域の入口と出口が同じ場所である場合は、項目 30 で規定している退出する者が利用する消毒設備と同じもので問題ありません。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の入口付近に立ち入る者のための消毒設備を設置していること

衛生管理区域の入口において、同区域を出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、原則不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、入口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家きんの所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、代替措置として立ち入りする者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該設備を確実に利用し、確実に消毒させる必要があります。これらの代替措置を実施していない場合は不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家きんの所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

ただし、衛生管理区域の入口で専用の手袋を着用し、衛生管理区域内において取り外さなければ、消毒設備がなく、手指の洗浄及び消毒を実施しなくても問題はありません。

（２）衛生管理区域に立ち入る際に（１）の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

区域内に立ち入る者が入る際に家きんの所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して手指の洗浄及び消毒を実施していなければ不遵守となります。家きんの所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取ることが必要です。

なお、項目４に規定する記録において、消毒実施の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、家きん）に一切接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から全く降車しないような事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に一切接触しない場合（例えば、区域内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しないような事例等）はこの限りではありません。

３．　参考情報

消毒効果を十分に得るためには、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指は消毒のみではなく、手指の洗浄及び消毒を実施することとされています。

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

１．　本項目の目的

家きんが飼養されている衛生管理区域内に区域外から家きんの伝染性疾病を持ち込まないため、区域内に立ち入る者は家きんの所有者等や従業員も含め、区域内外の境界において区域内専用の衣服及び靴に着（履）替える必要があります（衣服及び靴の上から防疫服やブーツカバーを着用することで代えることも可。）。このため、家きんの所有者等は区域内に立ち入る全ての者に対し、当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を用意するか、立ち入る者に当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参させ、それらを必ず着用させる義務があります。

また、区域内で利用する専用の衣服及び靴が、交換前の衣服及び靴又はそれらに付着していた有機物に直接又は間接的に接触しないよう、交差汚染防止措置を講じる必要があります。

ただし、衛生管理区域の出入りにおいて、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、家きん）に接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から降車しないような事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合（例えば、区域内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しないような事例等）はこの限りではありません。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の４点を確認することが必要です。

（１）衛生区域内専用の衣服及び靴を設置しておらず、かつ、衛生管理区域に立ち入る者に衛生管理区域専用の衣服及び靴を自ら持参させていなければ不遵守となります。また、衣服及び靴を用意し又は用意させている場合であっても、当該衛生管理区域専用のものでなければ不遵守となりますので、家きんの所有者等に対し、特に立ち入る者に専用の衣服及び靴を用意させる場合にあっては、家きんの所有者等が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴であることを確認しているか聞き取ることが必要です。なお、衣服及び靴については、防護服やブーツカバー等の重ね着するもので問題はありませんが、ブーツカバー使用の適否は、歩く距離や作業内容を考慮し、破れない範囲での使用に限定する必要があります。

（２）当該衛生管理区域に立ち入る者が専用の衣服及び靴を着用していないことが明らかな場合は、不遵守となります。このため、確実に着用していることを家きんの所有者等に対し、聞き取ることが必要です。

（３）また、単純に着替え及び履替えを行えば良いというものではなく、交差汚染防止措置を講じていなければ不遵守となります。基本的には、着替え・履替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴が直接又は間接的に接触しないよう分けて保管する取組を実施しているか確認する必要があります。なお、一方通行とは、同一の出入口を利用していても、入る際、出る際それぞれの動線において、着替え、履替え前後の区域が分かれていることをいいます。

（４）衣服、靴等に排せつ物、汚泥等が付着すると、それらの中で病原体が長期生存する原因となることから、定期的に又は汚れた際には、洗浄及び消毒を行うことが必要です。なお、更衣の際には、更衣前の衣服及び靴に付着した病原体が、更衣後の衣服及び靴、手指に付着しないよう、更衣前の衣服及び靴を脱いだ後に手指を洗浄及び消毒する等適切な順序とする必要があります。

※やむを得ず、外部と住宅等の施設の間を行き来するために家きん舎等を経由せず衛生管理区域を通過する場合は、通路の消毒等その他の措置に代えることが可能です。この場合、具体的な対応については、飼養衛生管理マニュアル等で手順を明確にします。

〔物品に関する事項〕

15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

１．　本項目の目的

家きんが飼養されている衛生管理区域内に区域外から家きんの伝染性疾病を持ち込むことを防止するため、区域内に入る車両にはその消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①区域内に入る車両のための消毒設備を設置すること、②車両を入れる者に対し、入れる際に当該設備を利用して常時車両の消毒をさせることを規定しています。ただし、車両を入れる者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をすることでも問題はありません。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の３点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の入口（車両が通行可能なものに限る。この（１）において同じ。）付近に消毒設備を設置していること

衛生管理区域の入口において、区域内に入る車両が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（日常的に出入りする車両の長さの約２倍等の十分な幅に適切な量で散布が必要。）等それぞれの地理的状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか視認して確認することが必要です。

なお、動力噴霧器等により車両から落とした泥や汚れの上を、人や車両が通過して二次汚染しないよう、消毒場所にコンクリート盤や側溝を設置して洗い流せる仕

組みとすること、又は泥や汚れに十分量の消毒薬を散布すること等が必要です。さらに、消毒実施者の靴底や足置きマットを消毒できる設備の設置や作業動線の消毒も実施することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家きんの所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を聞き取るとともに、定められた用法・用量に従い使用されていか、さらに消毒の実施状況をどのような方法で確認しているかについて聞き取る必要があります。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合においては、車両を入れる者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該機器を確実に利用させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家きんの所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒を確実に実施させているかを確認する必要があります。

また、タイヤハウス等に泥や汚れが多量に付着している場合は、消毒場所の汚染及び消毒効果の低減の可能性があるため、洗車場で洗車後に来場するよう車両を入れる者に案内することも有効です。

（２）衛生管理区域内に入る車両が（１）の消毒設備を用いて常時消毒を実施していること

区域内に車両が入る際に、家きんの所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して消毒を実施していなければ不遵守となります。家きんの所有者等に対し、入る車両に対する消毒が確実に実施されているか聞き取るとともに消毒設備が適正に作動していることを確認することが必要です。

また、区域内に入る車両の消毒の実施位置が区域内に設置されている、区域外の公道を通り再度区域内に入る等により、区域内において消毒実施前後の車両が交差汚染するのを防止するため、適切な動線を確保することが必要です。

なお、項目４に規定する記録において、消毒実施の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

（３）車内における交差汚染を防止するための措置が講じられていること

飼料運搬車等の乗務員が区域内で降車する場合は、長靴の靴底等の車内での交差汚染を防止することが必要です。例えば、着替え・履替えの際に区域内専用の車載フロアマット（運転席用及び助手席用で洗いやすいゴム製のもの）を準備するとともに、車両のステップやアクセル、ブレーキペダル、作業者の動線を消毒すること等の取組を実施しているか確認する必要があります。また、フロアマットは、農場側が区域内専用のマットを用意し、使用後、消毒薬につけることも想定されます。

なお、これらの取組の代わりに降車時にブーツカバーを使用することも有効です。

３．　参考情報

食鳥処理場やＧＰセンター等への出荷から戻った際には、病原体を持ち込む可能性があることから、確実な消毒の実施のために、衛生管理区域外で車両を消毒し、一晩置いてから戻す等の取組が効果的です。

16 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

１．　本項目の目的

他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域内に持ち込むことは、他の畜産関係施設等から区域内へ家きんの伝染性疾病を持ち込むリスクとなるため、原則、持込禁止です。やむを得ず持ち込む場合については、適切に洗浄及び消毒を実施することが必要です。

２．　不遵守の判断基準

物品とは、農場内の工事で使用される工具等の家きんの飼養に直接関係しないものも含まれます。工具等は可能な限り農場に備えてあるものを使用するようにし、特殊器具等をやむを得ず持ち込む場合は、他の畜産関係施設等（食鳥処理場、ＧＰセンター等を含む。）や鳥獣捕獲作業等で使用したおそれのないことを確認するか、当該物品の素材に適した消毒方法で適切に消毒した上で持ち込む必要があります。農場に持ち込む物品について、これらのことを持ち込む前に必ず確認し、必要に応じて洗浄・消毒等を適切に実施しているかを飼養衛生管理マニュアルの規定や家きんの所有者等への聞き取り等で確認します。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家きんの所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

17　海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

１．　本項目の目的

海外で使用した衣服及び靴を消毒等の措置を施さずに衛生管理区域内に持ち込むことは、区域内へ家きんの伝染性疾病を持ち込むリスクとなり得ます。このリスクを極力低減させるため、

①　過去２ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴は、滞在していた国や訪問していた場所に関わらず、区域内に原則持ち込ませない

②　やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄・消毒等を実施する

必要があります。

なお、２ヶ月という期間については、鳥インフルエンザウイルスの環境中での生存期間を考慮した期間です。

２．　不遵守の判断基準

（１）過去２ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴であると認識し、やむを得ず衛生管理区域に持ち込む場合であって、事前に洗浄、消毒等の措置を講じずに持ち込んだ場合、不遵守になります。

（２）家きんの所有者等に対し、衛生管理区域内に持ち込まれる衣服及び靴について、過去２ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴ではないことを確実に確認しているか聞き取ってください。確認が行われていない場合は、確実に確認を行うよう助言してください。

（３）また、やむを得ず持ち込む場合、洗浄、消毒等が適切な方法で行われていない場合は不遵守となります。家きんの所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

18　飲用水の給与

飼養する家きんに水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

1．　本項目の目的

家きんに給与する飲用水が、家きんの伝染性疾病の病原体に汚染されている場合、農場内への侵入はもちろんのこと、疾病発生に直ちに繋がるおそれがあるため、飲用に適した水を給与する必要があります。このため、水道水以外の水源を利用する場合には、必要に応じて消毒等の措置を講ずる必要があります。なお、飲用に適した水とは、家きんの伝染性疾病の病原体による汚染以外にも、有害物質の混入等家きんの健康状態を害することのない衛生的なものである必要があります。

2．　不遵守の判断基準

例えば、非開放系の取水装置を使用している井戸水であって、一般的な水質検査により衛生的な水であることが確認できており、家きんの伝染性疾病の病原体による汚染も否定できると判断できる場合は消毒する必要はありません。一方、ため池や沢水を水源として利用していたり、給与前に開放的な環境で貯水されていたりする等、野生動物の排せつ物等が混入し家きんの伝染性疾病の病原体に汚染される可能性がある場合は、消毒の必要があると判断します。

消毒に当たっては、有機物の処理も含めて適切な消毒方法を実施していない場合は、不遵守となります。

3．　参考情報

井戸水は年１回以上の水質検査により「飲用可」と判断されるものであることが理想的です。大腸菌が陽性又は一般細菌数が許容値以上である場合は、点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングが推奨されます。また、沢水等の表面水は年１回以上の水質検査及び点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングが推奨されます。

〔家きんに関する事項〕

19　家きんを導入する際の健康観察等 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病の発生状況及び導入する家きんの健康状態を確認すること等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。

１．　本項目の目的

農場外から家きんの伝染性疾病を持ち込まないためには、健康な家きんを導入することが不可欠であり、導入元農場等における発生状況を確認することが必要ですが、ふ卵場、種鶏場等から家きんを導入する場合であって導入元農場等における疾病の発生状況が確認できない場合には、農場へ導入する家きんの健康状態をよく確認する必要があります。その際、家きんの健康状態を確認する間、農場で飼養している他の家きんとの接触を避けることが必要です。

また、導入する家きんのみならず、品評会等から家きんが戻った場合についても同様の対応が必要です。

２．　不遵守の判断基準

（１）導入する家きんが健康であるか、何ら確認を行っていない場合は不遵守となります。家きんの導入記録を確認し、健康確認が行われていることを確認するとともに、家きんの所有者等に対し、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分な場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言します。

（２）異状がないことを家きんの所有者等が確認するまでの間、他の家きんと直接接触させた場合は不遵守となります。このため、導入家きんの隔離スペースが確保されているか確認することが必要です。また、隔離スペースが確保されていない場合には、どのように他の家きんと接触させないようにしているか聞き取り、不十分な場合には、農場の飼養状況、疾病発生状況等を踏まえ、具体的な改善方法を助言します。なお、異状がないことの確認期間は規定しておりません。具体的

な期間については、当該農場及び導入元の疫学情報、主要な病原体の潜伏期間等を総合的に勘案し、指導してください。

（３）項目４に規定する記録において、導入した家きんの健康状態等の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

20　家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該家きん舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

１．　本項目の目的

衛生管理区域への病原体の侵入リスクはゼロとなるものではないことから、衛生管理区域内において残存する病原体を家きん舎へ持ち込むことを防止するため、家きん舎に立ち入る者は手指の洗浄及び消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①家きん舎に立ち入る者のための消毒設備を設置すること、②立ち入る者に当該設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせることを規定しています。ただし、消毒の代わりに、当該家きん舎専用の手袋を着用することでも問題はありません。

また、家きん舎で家きんの伝染性疾病が発生した場合に、その病原体を他の家きん舎に伝播させることを防止するため、家きん舎から出る際にも手指の洗浄及び消毒又は手袋の交換が必要です。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）家きん舎の出入口付近に立ち入る者のための消毒設備を設置していること

家きん舎の出入口において、当該家きん舎に出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、原則不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、出入口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家きんの所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、代替措置として出入りする者に当該家きん舎専用の手袋を着用させる必要があります。この代替措置を行っていない場合は不遵守となります。この場合は、家きんの所有者等に対し、手袋の着用が確実に実施されているかを確認する必要があります。

（２）家きん舎を出入りする際に（１）の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

家きん舎に立ち入る者が立ち入る際に家きんの所有者等が設置した消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒を実施しているか、当該家きん舎専用の手袋を着用していなければ不遵守となります。家きんの所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取り、必要に応じて実演により確認することが必要です。

手袋は使い捨てのものが望ましいですが、そうでない場合は定期的に交換し、洗浄・消毒するように指示してください。

３．　参考情報

消毒効果を十分に得るため、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指は消毒のみではなく、洗浄及び消毒を実施することとされています。また、手袋を着用する場合にあっては、手袋の交差汚染を防ぐために、着用の前に手指を洗浄し有機物を除去することが重要です。

21　家きん舎ごとの専用靴の設置並びに使用

家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、靴が家きん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う家きん舎間の移動については、この限りでない。履替えによる病原体の家きん舎への侵入を防ぐため、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、履替えの前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

１．　本項目の目的

家きん舎外に存在する病原体を家きん舎へ持ち込むことがないよう、家きん舎に立ち入る者は家きん舎ごとの専用の靴に履替える必要があります。このため、家きんの所有者等は、家きん舎に立ち入る全ての者に対し、家きん舎ごとの専用の靴を用意し、それらを必ず着用させる義務があります。また、交換後の靴が、交換前の靴又はそれらに付着していた有機物に直接又は間接的に接触しないよう、交差汚染防止措置を講じる必要があります。

２．　不遵守の判断基準

本項目においては、具体的措置として①家きん舎に立ち入る者のための家きん舎ごとの専用の靴を設置すること、②立ち入る者に当該靴に履替えさせること、③着脱前後の靴の保管場所を離し、かつ、更衣前後の経路を一方通行とすること、④作業者の動線が家きん舎内外で交差しないように作業者を分ける又は靴の履替えを徹底すること、⑤靴が汚れた場合は洗浄及び消毒することを規定しています。ただし、一度家きん舎専用の靴に交換した者が、家きん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で家きん舎間を移動する場合については、家きん舎ごとに再び靴を交換しなくても問題はありません。

家きん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で家きん舎間を移動する場合とは、家きん舎間が屋根や壁のある通路で連絡している場合や地面が舗装（又は消毒可能なゴム板の設置等）され、移動前に十分に消毒している場合等を想定し

ています。なお、土壌に消石灰を散布し、その上を歩く場合は、一般に土壌等の付着は避けられないため、病原体に汚染する可能性がある状況と考えられるため、十分な量の消石灰を散布する等、使用には注意が必要です。

なお、③と④は交差汚染による侵入を防止するための措置の具体例であり、同等の防疫効果を有する方法であれば、その他の必要な措置としてこれらの具体例に代えて実施することが可能です。

本項目が不遵守でないかを確認するためには、以下の５点が満たされているか確認する必要があります。

（１）家きん舎に立ち入る者のための家きん舎ごとの専用の靴を設置すること

家きん舎ごとの専用の靴を設置していなければ不遵守となります。また、靴を用意している場合であっても、当該家きん舎専用のもの（家きん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で家きん舎間を移動する場合は、移動中及び移動先の家きん舎と共通のもので可。）でなければ不遵守となります。具体的には、野生動物侵入防止等の病原体汚染防止対策が講じられた家きん舎間通路の移動であれば、靴の交換はしなくても問題ありません。

（２）立ち入る者に当該靴を着用させること

当該家きん舎に立ち入る者が専用の靴に履替えていない場合は不遵守となります。

（３）着脱前後の靴の保管場所を離し、かつ、履替え前後の経路を一方通行とすること

単純に履替えを行えば良いというものではなく、着脱前後での交差汚染防止措置を講じていなければ不遵守となります。基本的には、履替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界線を設け、交換前後の靴が直接又は間接的に接触しないよう分けて保管する取組を実施しているか確認する必要があります。なお、一方通行とは、同一の出入口を利用していても、入る際、出る際それぞれの動線において、履替え前後の区域が分かれていることをいいます。

（４）作業者の動線が家きん舎内外で交差しないように作業者を分ける又は靴の履替えを徹底すること

（１）、（２）、（３）が確実に実施されていれば、（４）も遵守されています。例えば、靴の着脱をすることとされている家きん舎出入口以外の境界部分から、作業者が靴の履替えをせずに出入りしてしまう場合、不遵守となります。家きん舎内外で作業者を分けていれば、作業中に靴を履替えずに家きん舎を出入りしてしまう状況を防げますが、作業者を分けていても、家きん舎内で作業している者が靴を履替えずに家きん舎外に出ることは不適切です。なお、靴の履替えを確実に実施できていれば、作業者を分ける必要はありません。

具体的な状況として、家きんの出荷や死亡家きんの搬出の際に、家きん舎の中と外を行き来する場合も長靴等を交換する必要があります。履替えしないで済ますためには、家きん舎の中の作業者と外の作業者を分ける、家きんの一時待機場所を設けて家きん舎内の作業が終了後に家きん舎外の作業を行う等の動線を区分する取組が必要です。やむを得ず、作業者１人が出荷作業をおこない、一時待機場所を設けることができず、長靴等の交換ができない場合は、出荷作業前後に出荷台の洗浄・消毒を行う必要があります。

（５）靴が汚れた場合は洗浄及び消毒すること

靴が汚れたまま繰り返し使用されている場合は不遵守となります。２の①から④までの取組を実施していても、靴に有機物が付着したままであれば、着脱の際の交差汚染防止措置の効果が低減するため、設置している靴の状況を確認し、洗浄及び消毒を実施するよう指導してください。

３．　参考情報

飼養衛生管理基準の考え方では、まずは、衛生管理区域の出入口やその境界部分で衛生管理対策を講ずることにより、極力病原体の侵入リスクを低減させます。しかしながら、人、車両、野生動物等に付着した病原体について、衛生管理区域への侵入を完全に防ぐことは困難です。そのため、本項目の規定による家きん舎の出入対策を講ずることにより、もう一段の防疫障壁を設けることとしています。

〔物品に関する事項〕

22　器具の定期的な清掃又は消毒等 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。

1．　本項目の目的

衛生状態を保つためには、飼養管理に使用する器具を定期的に清掃又は消毒をする必要があります。なお、対象となる器具は、紙等の清掃又は消毒に適さないものを除く飼養衛生管理区域内等で飼養管理に使用する全てのものを指します。

2．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の点を確認する必要があります。飼養管理に使用する器具を定期的に清掃又は消毒をしていなければ不遵守となります。このため、家きんの所有者等に対して、器具の清掃又は消毒の頻度、消毒については消毒薬名及び希釈倍数を聞き取ることが必要です。頻度が著しく低く、定期的に清掃又は消毒を行っているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

23 家きん舎外での病原体による汚染防止

家きんの飼養管理に必要のない物品を家きん舎に持ち込まないこと。

1． 本項目の目的

衛生管理区域内においても、野生動物や人、車両、物品等により持ち込まれた病原体が存在している可能性があります。不必要な物品を家きん舎に持ち込まないことで、家きん舎内への病原体の侵入を防止します。

2． 不遵守の判断基準

家きんの飼養管理に必要のない物品が家きん舎にある場合は不遵守となります。作業者の弁当等も原則、飼養管理に必要のない物品に当たりますので、作業者の健康状態等の特別な事情を除いて持ち込んでいないことを確認する必要があります。

〔野生動物に関する事項〕

24　野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

１．　本項目の目的

家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野鳥等の野生動物が侵入し、当該動物による機械的伝播で衛生管理区域外から区域内へ病原体が侵入すること及び病原体を外部に持ち出すことを防ぐ必要があります。このため、防鳥ネットその他の設備を設置し、定期的に修繕することとされています。飼料、堆肥等も野生動物が集まり、病原体の汚染源となることから、家きん舎以外のこれらの施設も対象となっています。

２．　不遵守の判断基準

野生動物は、野鳥以外にはたぬき、いたち等を、その他の設備とは、これらの動物の侵入防止が可能な換気扇、扉、シャッター等が想定されます。また、設置場所は野生動物の侵入口となる開放部となります。

防鳥ネットその他の設備が家きん舎等に設置されていない、設置されていても野生動物が侵入する隙間がある、常時開放されている、破損したままになっている等の場合は不遵守となります。なお、網目の大きさについては、野鳥の侵入防止のための大きさであり、網目の大きなネット等を二重に重ねることで同等の効果を得られる場合はそれに代えることが可能です。

25　給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

1．　本項目の目的

家きんが家きん舎内等で摂取する飼料や飲用水については、これらが仮に家きんの伝染性疾病の病原体に汚染されていた場合、農場内への侵入はもちろんのこと、疾病発生へと直ちに繋がるおそれがあります。このため、給与される飲用水や飼料が野生動物を媒介して病原体に汚染されることを防ぐため、

① 飼料については、貯蔵・給餌場所等にねずみ、野鳥等の野生動物が接触しないよう、貯蔵には蓋付きの容器やタンクを利用するほか、飼槽を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃する

② 飲用水については、水道水以外の井戸水等を利用する場合には、貯水施設に蓋を付ける等異物の混入防止措置を講じるほか、ドリンカー等の給水設備を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃する

必要があります。

2．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所の全てに野生動物の排せつ物等の混入防止対策を講じていなければ不遵守となります。このため、家きんの所有者等が、農場周辺にいる野生動物の種類を把握し、種類に応じた侵入防止対策が講じられているか、タンクに蓋がされているその他適切な方法により、野生動物の種類に応じた侵入防止対策が講じられていることを確認することが必要です。また、屋内にある給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所の場合にあっては、タンクに蓋等がない場合であっても、建物に野生動物が侵入する隙間がなければ問題はないので、隙間の有無及び有る場合に十分な対策が講じられていることを的確に確認することが必要です。

26　ねずみ及び害虫の駆除

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

１．　本項目の目的

ねずみ及びはえ等の害虫は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに罹患した野鳥の排せつ物等を口や体表に付着させ、家きん舎内に持ち込む可能性があります。定期的に殺そ剤や殺虫剤の散布、粘着シートの設置等を繰り返すことにより、それらの数が減り病原体の侵入リスクの低減につながります。

２．　不遵守の判断基準

殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置、その他のねずみ及びはえ等の害虫の駆除効果を有する措置を実施していない場合は不遵守となります。また、これらの措置を実施していても、散布頻度や散布範囲が不十分であったり、粘着シートが汚れていて粘着性が低減していたりする等、駆除効果が発揮されない状況にある場合も不遵守となります。また、家きん舎の屋根又は壁面の破損を放置している場合も、不遵守となります。なお、完全に駆除することは困難ですが、数を減らすことが重要ですので、ねずみ及びはえ等の害虫が家きん舎内で確認されたからといって直ちに本項目の不遵守となるものではありません。

〔飼養環境に関する事項〕

27　衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

１．　本項目の目的

ねずみ等の野生動物が、衛生管理区域内に侵入し、区域内を動き回ることは、病原体が持ち込まれ、区域内で病原体が拡散するリスクになります。このリスクを低減するためには、衛生管理区域内を野生動物にとって侵入及び滞在しづらい環境とする必要があります。ねずみ等の野生動物は身を隠せる場所を選んで行動する特性があることから、衛生管理区域内を野生動物が身を隠しづらい場所とする必要があります。

また、病原体が野生動物や人、車両、物品等により衛生管理区域内に持ち込まれた場合、区域内での拡散及び家きんへの感染を防ぐため、病原体がそれ以上残存しないようにする必要があります。

このため、衛生管理区域内を野生動物が身を隠しづらい場所とすること及び効果的な消毒を行い病原体が残存しないようにすることを目的として、不要な資材や廃棄物（壊れた機材、ゴミ）等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒する必要があります。また、衛生管理区域周辺の農場敷地においても、雑草等は野生動物が身を隠す場所となることから、そのような場所の除草や消毒も実施する必要があります。具体的な消毒場所・方法等については、農場の実情に応じて飼養衛生管理マニュアルで規定することになります。

２．　不遵守の判断基準

不要な資材等が衛生管理区域内に放置されている、雑草等が一定範囲に生えていて野生動物が身を隠す場所になっている、使用中の資材、機材等が整理整頓されていない、敷地が定期的に消毒されていない場合は不遵守となります。なお、敷地を消毒していても、地面に資材等が放置されたままで十分な消毒の実施に当たらない場合も不遵守となります。

28　家きん舎等施設の清掃及び消毒

家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

1．　本項目の目的

衛生管理区域内を衛生的に保つためには、定期的に清掃及び消毒を実施することが重要です。また、消毒の効果を低減させないために、適正な作業を行う必要があることから、飼養衛生管理マニュアルに基づいて作業することが重要です。なお、清掃及び消毒は、病原体の残存性を低減させるとともに、飼料の食べこぼし等を清掃することで野生動物（野鳥、小動物等）の誘引を減らすことにもつながります。

2．　不遵守の判断基準

清掃及び消毒を実施していない、実施していると認められない汚れが確認される、定期的とは認められない頻度である、飼養衛生管理マニュアルに規定している方法や頻度と異なる場合は不遵守となります。飼養衛生管理マニュアルで規定しているものではありますが、清掃及び消毒の方法、使用する消毒薬名及び希釈倍数を聞き取る必要があります。

3．　参考情報

家きんの出荷等により家きん舎全体やケージ単位で空になるタイミングを利用して、洗浄・消毒を実施するよう指導してください。

〔家きんに関する事項〕

29　毎日の健康観察 毎日、飼養する家きんの健康観察（家きんの健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

１．　本項目の目的

自ら飼養している全ての家きんの健康状態を毎日観察することは、家きんの健康状態が普段と違うことに迅速に気づくためにも非常に重要なことです。このため、毎日実施している飼養管理の中で、家きんの健康状態がいつもと違わないかどうかを確認する必要があります。万一、通常とは異なる行動や症状を呈している場合、その程度に応じ、担当の獣医師への連絡や家畜保健衛生所への迅速な通報等の措置を講ずる必要があります。

２．　不遵守の判断基準

毎日の健康観察を実施しない場合、不遵守となります。家きんの所有者等に対し、毎日の健康観察を実施しているか確認するため、３に記載の事項について聞き取りを行い、その記録を確認することが必要です。さらに、項目４に規定する記録において、家きんの異状の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

３．　毎日の健康観察でチェックする事項

- 産卵率・死亡率
- 調子の悪い家きんがいる場所や羽数、症状　等

Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

〔人に関する事項〕

30　衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

１．　本項目の目的

自らの所有する家きんを家きんの伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や畜産関連施設等に家きんの伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、出口付近での手指消毒等を規定しています。

２．　不遵守の判断基準

本項目では衛生管理区域の出口での手指消毒等について規定していますが、衛生管理区域の入口と出口を別々に設ける必要はありません。また、消毒設備も別のものを設置する必要はありません。入口と出口が同じ場合には、項目 13 の遵守状況の確認と併せて、本項目について確認することができます。

項目 13 とほとんど同様となりますが、本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の出口付近に退出する者のための消毒設備を設置していること

衛生管理区域の出口において、同区域を出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、出口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家きんの所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合において、退出する者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該設備を確実に利用し、確実に消毒させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家きんの所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

ただし、入口で専用の手袋を着用することとしており、衛生管理区域内で当該手袋を外したり手袋の中が汚れたりしなかった場合には、出口において手袋の外側に触れないように外すことを確実に実施していれば、消毒設備がなくても問題はありません。この場合において、使用済みの手袋は項目 32 で規定している消毒等を講ずべき物品に当たりますので、洗浄及び消毒等の必要な措置を行わずに衛生管理区域外に持ち出していないか、併せて確認する必要があります。なお、使い捨ての手袋の場合で廃棄するために持ち出す場合は、一枚一枚を洗浄及び消毒するのではなく、密封できる袋に入れ、適切に廃棄する等の措置で問題ありません。

（２）衛生管理区域から退出する際に（１）の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

衛生管理区域から退出する者が退出する際に家きんの所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して手指の洗浄及び消毒を実施していなければ不遵守となります。家きんの所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取ることが必要です。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、家きん）に一切接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から全く降車しない事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に一切接触しない場合（例えば、区域内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から全く降車しないような事例等）はこの限りではありません。

３．　参考情報

消毒効果を十分に得るため、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指は消毒のみではなく、洗浄及び消毒を実施することとされています。

〔物品に関する事項〕

31　衛生管理区域から退出する車両の消毒 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

１．　本項目の目的

自らの所有する家きんを家きんの伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や畜産関連施設等に家きんの伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、出口付近での車両消毒を規定しています。

２．　不遵守の判断基準

本項目では衛生管理区域の出口での車両消毒について規定していますが、衛生管理区域の入口と出口を別々に設ける必要はありません。消毒設備も別のものを設置する必要はありません。入口と出口が同じ場合には、項目 15 の遵守状況の確認と併せて、本項目について確認することができます。

項目 15 とほとんど同様となりますが、本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の２点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）衛生管理区域の出口付近（車両が通行可能なものに限る。この（１）において同じ。）に消毒設備を設置していること

衛生管理区域の出口において、区域を退出する車両が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（日常的に、出入りする車両の長さの約２倍等の十分な幅に適切な量で散布することが必要。）等、それぞれの地理的状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか視認して確認することが必要です。

なお、動力噴霧器等により車両から落とした泥や汚れの上を、人や車両が通過して二次汚染しないよう、消毒場所にコンクリート盤や側溝を設置して洗い流せる仕組みとすること、又は泥や汚れに十分な量の消毒薬を散布すること等が必要です。

さらに、消毒実施者の靴底や足置きマットを消毒できる設備の設置や作業動線の消毒も実施することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家きんの所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を聞き取るとともに、定められた用法・用量に従い使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、退出する車両に同等以上のの効果を持つ消毒機器を携行させ、当該機器を確実に利用させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家きんの所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

（２）衛生管理区域を退出する車両が（１）の消毒設備を用いて常時消毒を実施していること

衛生管理区域を退出する車両が、家きんの所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用し、確実に消毒を実施させていなければ不遵守となります。家きんの所有者等に対し、退出する車両が確実に実施されているか聞き取るとともに消毒設備が適正に作動していることを確認することが必要です。

32　衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

家きんの排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

1．　本項目の目的

自らの所有する家きんを家きんの伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や畜産関連施設等に家きんの伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、病原体が付着し交差汚染の原因となるおそれのある物品の消毒等の措置について規定しています。

2．　不遵守の判断基準

物品とは、衛生管理区域内で使用し、家きんの排せつ物、汚泥等が付着し又は付着したおそれのあるもの全てであり、農場内の工事で使用される工具等の家きんの飼養に直接関係しないものも含まれます。当該物品の素材に適した消毒方法で適切に消毒するか、又は手袋等の使い捨ての物である場合は密封できる容器等に確実に入れた上で持ち出す等の病原体の拡散防止措置を実施している必要があります。これらの実施状況について、家きんの所有者等が、当該物品を持ち出す前に確認し、必要に応じて再消毒等の措置を適切に実施しているかを聞き取り等で確認します。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家きんの所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

〔家きんに関する事項〕

33　家きんの出荷又は移動時の健康観察 家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。また、家きんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

１．　本項目の目的

家きんを農場外へ移動する場合、家きんを介して導入先の農場等へ病原体を広げる可能性があります。このため、家きんを移動する直前に当該家きんの健康状態を確認し異状が認められないことを確認することが必要です。

また、家きんの死体又は排せつ物を農場外へ移動させるときにも病原体を広げる可能性があるため、移動の際には家きんの死体や排せつ物が漏出しないよう必要な措置を講ずる必要があります。

２．　不遵守の判断基準

（１）移動の直前に当該家きんの健康状態を確認していない場合は不遵守となります。

このため、出荷等の移動の記録を確認し、健康確認（鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の異状有無の確認であり、その際特定症状を念頭において観察すること。）が行われているかを確認するとともに、家きんの所有者等に対し、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分の場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言することが望ましいです。

（２）また、家きんの死体又は排せつ物を農場外へ移動させる場合に、蓋付き容器に入れる、ブルーシートで覆う等、漏出が生じないよう措置を講じていない場合は不遵守となります。このため、家きんの所有者等に対し、家きんの死体又は排せつ物を移動する場合に漏出を防止するために講じている措置を具体的に聞き取ることが必要です。漏出防止のための措置が不十分の場合には、取るべき方法を具体的に助言することが望ましいです。

34　特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

１．　本項目の目的

家きんの伝染性疾病については、万一の発生時には迅速な初動防疫がその後のまん延防止対策として非常に重要であり、農場での異状の確認と早期通報は重要な初動のポイントです。法第 13 条の２の規定に基づき発見時に遅滞なく届出ることが義務付けられている特定症状については、家きんの所有者等は直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報（正式な届出に限らず、電話での一報等も含む。）するとともに、万が一その後の検査結果で陽性となった場合を想定し、家畜保健衛生所からの指示なしに、家きん及びその死体、畜産物、排せつ物といった病原体を拡散するおそれのあるものを移動することのないよう適切な措置を講じる必要があります。衛生管理区域内にある物品（家きんの所有者及び従業員の携帯品を含む。）も、病原体を拡散するおそれがあるため、不用意に持ち出さないようにする必要があります。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、次の２点を満たしていることを確認する必要があります。

（１）飼養している家きんが特定症状を呈しているにもかかわらず、直ちに家畜保健衛生所に通報しなかった場合、不遵守となります。なお、この場合には同時に法第 13 条の２の違反となります。

家きんの所有者等は、家きんが感受性動物である高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについて、

①　平時からそれぞれの疾病の特定症状が何であるかを十分に理解しておく

②　特定症状に該当する症状を確認した場合、家畜保健衛生所に直ちに通報することが必要です。

このため、家きんの所有者等に対し、特定症状の理解状況、家畜保健衛生所の連絡先の把握状況に加え、農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員らに対する周知が行われているかを確認することが必要です。

（２）家畜保健衛生所からの指示なしに家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物、その他の物品を農場外に移動させた場合、不遵守となります。

このため、家きんの所有者等に対し、特定症状を呈している家きんを発見した場合には、家きんや畜産物等の出荷及び移動は行わないこと、物品を衛生管理区域外に持ち出さないことを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には、丁寧に説明を行うことが必要です。また、農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われているかを確認することが必要です。

３．　参考情報

義務ではありませんが、農場へ出入りしている業者（畜産関連業者以外の電気事業者等を含む。）へ連絡し状況を伝えることはまん延防止対策として重要であるため、飼養衛生管理マニュアルに対応や連絡先等について記載することも有効です。

35　特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

飼養する家きんに特定症状以外の異状であって、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合（その原因が家きんの伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家きんが監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行わないこと。当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

１．　本項目の目的

法に基づく通報及び届出義務が発生するもの以外の家きんの伝染性疾病についても、当然ながら発生予防とまん延防止に努める必要があります。このため、特定症状以外の異状であって、これら疾病が疑われる死亡率の上昇や異状（発育不良、下痢、奇形卵等。この１において同じ。）が認められる家きんの数が増加する場合（家きん舎内温度管理の不備、管理失宜等家きんの伝染性疾病が原因でないことが明白な場合を除く。）は、獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けることにより異状が何に因るものなのかを確認するとともに、少なくとも監視伝染病にかかっていないことが判明するまでの間、農場から家きんの移動は行わない必要があります。

また、異状の原因が監視伝染病であることが判明した場合は、家畜保健衛生所の指導に従う必要があります。

さらに特定症状以外であって、これらの疾病が疑われる死亡率の上昇や異状が認められる家きんの数が増加する場合でない場合であっても、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めることが必要です。

２．　不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の４点を満たしていることが必要です。また、（１）～（４）について、農場に従業員がいる場合には、従業員も

同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われているかを確認することが必要です。

（１）異状の原因が家きんの伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除き、特定症状以外の異状であって、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合に、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けること

特定症状ではないものの、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合に、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けていない場合は、不遵守となります。

このため、家きんの所有者等に対し、このような場合に速やかに獣医師の診療もしくは指導、又は家畜保健衛生所の指導を受ける必要があることを理解しているか聞き取りを行うとともに、飼養している家きんの異状の有無の記録等を確認することが必要です。

（２）（１）の場合、当該家きんが監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行わないこと

当該家きんが監視伝染病にかかっていないことが確認される前に、農場からの家きんの出荷及び移動を行った場合には、不遵守となります。

このため、家きんの所有者等に対し、出荷及び移動してはならないことを理解しているか聞き取りを行うとともに、飼養している家きんの異状の有無の記録及び出荷及び移動の記録を突き合わせ、確認することが必要です。また、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

（３）当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと

監視伝染病が原因であることが判明した場合であって、家畜保健衛生所からの適切な指導に従わない場合、不遵守となります。

このため、家きんの所有者等に対し、監視伝染病が原因であることが判明した場合は家畜保健衛生所からの指導に従う必要があることを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

（４）（１）以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求めること

（１）以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求めない場合は、不遵守となります。

このため、家きんの所有者等に対し、（１）以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求める必要があることを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。